

(旧) 美濃加茂市新庁舎整備基本計画 (案)

令和4年3月

美濃加茂市

目次

はじめに	1
1. 新庁舎整備計画地	2
1. 候補地	2
1-1. 候補地の概況	2
1-2. 評価指標	8
2. 候補地の評価	9
2-1. 立地適正化計画との関係	9
2-2. 安全性	11
2-3. 経済性	17
2-4. 市民のにぎわい、利便性	25
2-5. 地域資源	43
3. まとめ	44
2. 新庁舎の機能	51
2-1. 基本的な機能の具体化について	51
2-2. 新庁舎に求められる基本機能・設備・性能	53
3. 新庁舎の規模	68
3-1. 前提条件の整理	68
3-2. 公的基準による算定	70
3-3. 各機能からの規模の検討	72
3-4. 新庁舎規模の算定	77
3-5. 他庁舎との比較	78
3-6. 追加機能の規模想定	79
3-7. 駐車台数、駐輪台数の算定	80
4. 新庁舎の整備方針	82
4-1. 環境要件の整理	82
4-2. 整備方針	86
4-3. 断面ゾーニングの類型	87
4-4. 整備の類型比較 <例示>	88
4-5. 詳細検討	89
4-6. 配置・規模の方針	93
4-7. 市役所全体の部署配置の考え方と新庁舎の規模	94
5. まちづくりと計画地	97
5-1. 計画地	97
5-2. 広域からみた計画地の位置づけ	98

5-3. 計画地周辺エリアにみた計画地の位置づけ.....	100
5-4. 美濃太田駅南地区市街地再開発事業.....	103
6. 施設計画.....	105
6-1. 計画地における庁舎の配置計画.....	105
6-2. 計画地における駐車場、駐輪場計画.....	109
6-3. 災害時に配慮した庁舎計画.....	110
6-4. 新庁舎及び駅周辺の配置計画.....	114
6-5. 新庁舎の部署配置計画.....	116
7. 概算事業費.....	118
8. 事業手法.....	120
8-1. PFI 方式の諸条件の整理.....	121
8-2. 事業方式の比較.....	123
8-3. 民間事業者の参画可能性の検討.....	125
8-4. 民間活用を行う目的と効果.....	132
8-5. 新庁舎整備における官民連携の事業スキーム.....	135
8-6. PFI 手法で想定される事業スキーム.....	136
8-7. 事業手法の検討課題.....	140
8-8. 事業スケジュール.....	143
9. 新庁舎からはじまる新しいまちづくり.....	144
9-1. 新庁舎整備基本構想における位置づけ.....	144
9-2. 「現代版 太田宿」の実現にむけて.....	145

はじめに

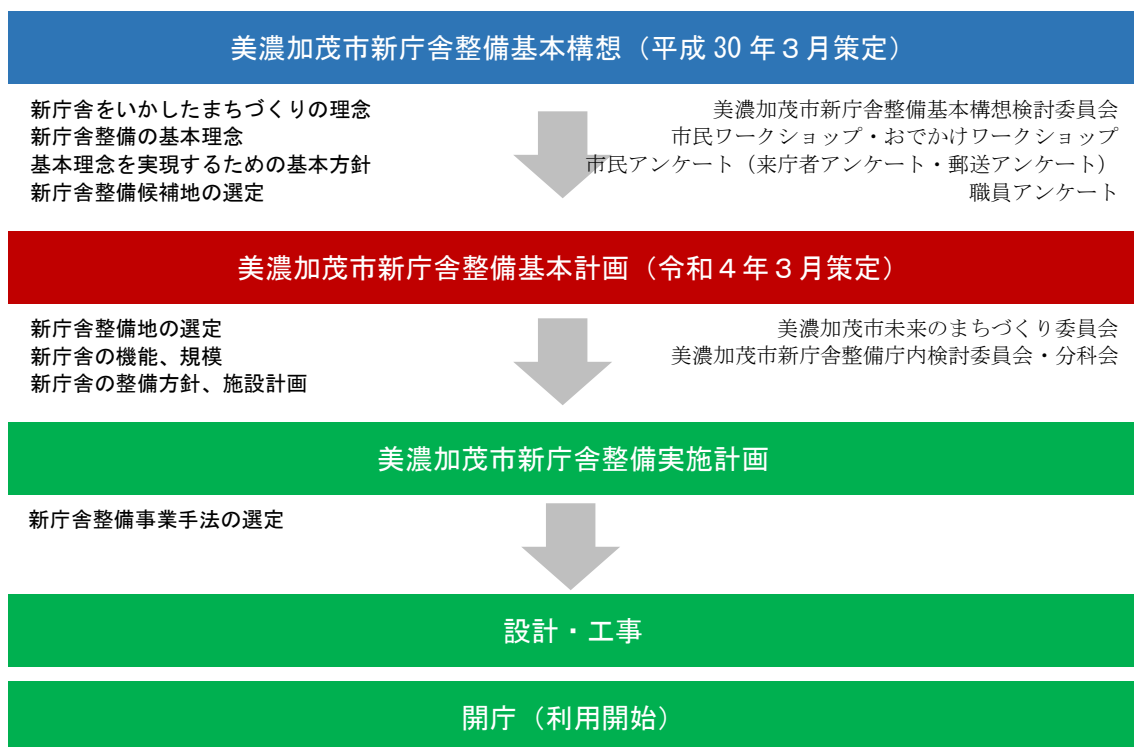
現在の美濃加茂市（以下、本市とする）の市役所本庁舎本館は、1961年に建設され築60年を迎え、建物設備の老朽化・狭あい性など様々な課題を抱えており、より市民にとって便利で、防災機能を十分に発揮する施設として再整備する必要があります。

本市では、現庁舎の課題を整理しつつ、今後の新庁舎整備の方向性を示す「美濃加茂市新庁舎整備基本構想」（以下、基本構想とする）を平成30年3月に策定いたしました。基本構想では、単に「新庁舎を整備する」という視点だけではなく、「2050年を見据えた新庁舎をいかしたまちづくり」という視点から、現庁舎の課題整理、新庁舎整備の基本理念、新庁舎の基本機能の整理、候補地の選定を行いました。

基本構想では、①現庁舎周辺、②美濃太田駅周辺、③美濃太田駅北側スーパー周辺、④前平公園周辺の4つの候補地を選定しました。「美濃加茂市新庁舎整備基本計画」（以下、基本計画とする）では、新庁舎をコンパクトに整備しつつ、新庁舎をいかしたまちづくりが進み、美濃加茂市がより一層活気づくために、新庁舎の整備地として ②美濃太田駅周辺 が最も適切であるとししました。

以上を踏まえ、基本計画では、美濃太田駅周辺を新庁舎の整備地として、具体的な規模や配置計画、導入する機能を計画し、事業手法等を検討することで、新庁舎をいかしたにぎわいのあるまちづくりの実現を目指します。

【美濃加茂市新庁舎整備事業の経過】



1. 新庁舎整備計画地

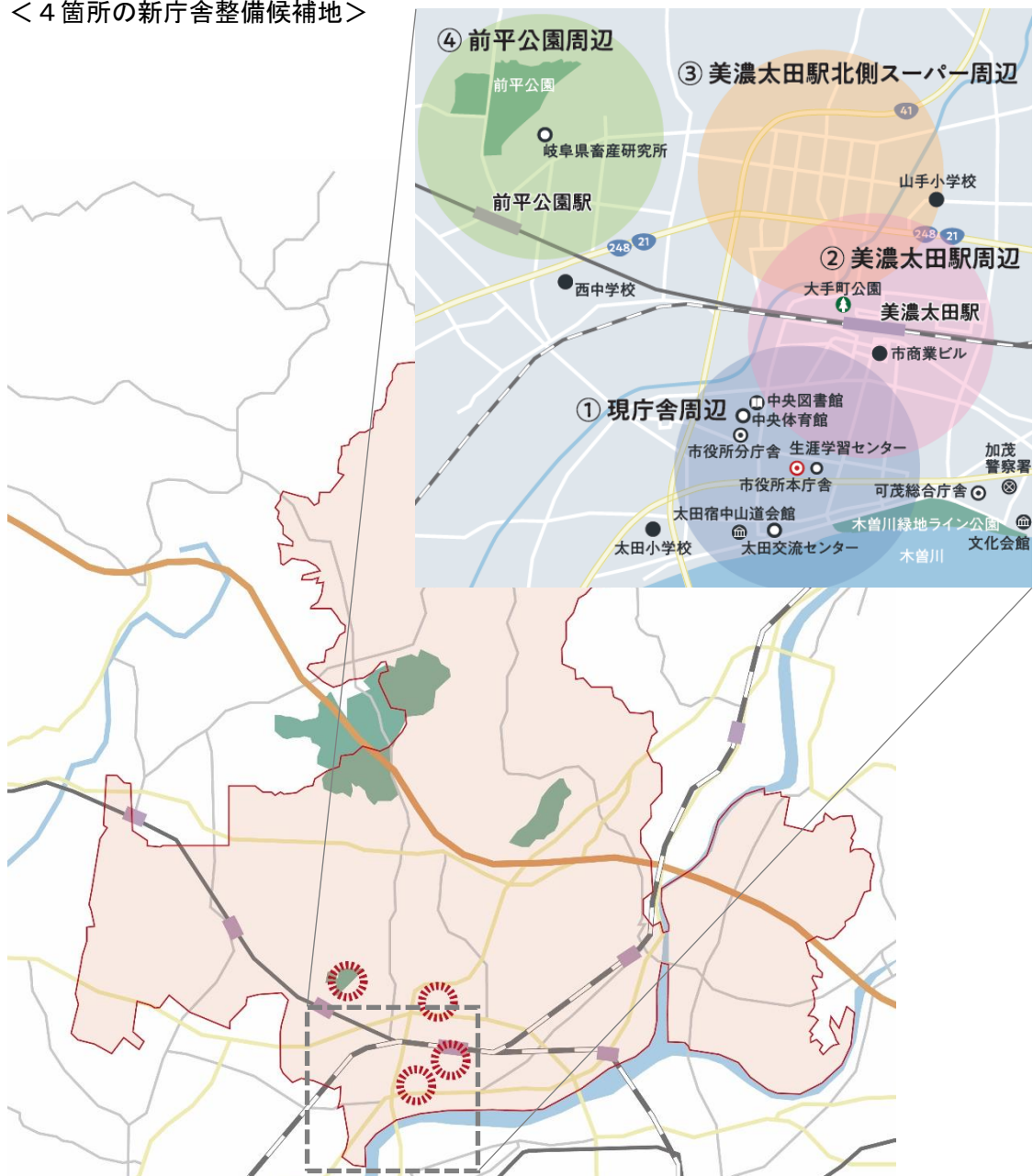
1. 候補地

1-1. 候補地の概況

基本構想において新庁舎の候補地として、①現庁舎周辺、②美濃太田駅周辺、③美濃太田駅北側スーパー周辺、④前平公園周辺の4箇所が選定されました。

そこで基本計画では、新庁舎整備地の選定を含む新庁舎整備基本計画について平成30年8月に諮問した「美濃加茂市未来のまちづくり委員会」（以下、委員会とする）における審議内容および答申（中間答申：平成31年2月、最終答申：令和元年12月）をふまえ、新庁舎の整備地を選定します。各候補地の特徴は以下のとおりです。

< 4箇所の新庁舎整備候補地 >



(1) 現庁舎周辺

現庁舎周辺の特徴は以下のとおりです。

- 市役所の位置が大きく変わらないため、利用者にとってわかりやすい。
- 新たに取得する土地が少ない。
- 中山道太田宿や美濃太田駅南の商店街などと連携したまちづくりが進む。
- △生涯学習センターとの共用駐車場となり、引き続き駐車場の混雑が見込まれる。
- △新庁舎の建設工事にあたっては仮設庁舎の設置と2回の引っ越しが必要になる。
- △仮設庁舎を設置して工事を進めながら、安全な来庁者用駐車場が求められる。工事中は初期対応避難所である生涯学習センターの安全な利用を阻害することが危惧される。
- △木曾川の洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）に含まれ、100年に一度と想定される浸水深（0.5-3m）、1000年に一度と想定される浸水深（10-20m）に備えた庁舎の整備、防災拠点機能の確保が求められる。



【都市計画用途地域】現庁舎の北側は第2種住居地域に、南側は商業地域に指定されています。現庁舎の敷地では、中層建物を建築できますが、高さが10mを超える建物を検討する場合は、日影規制に配慮する必要があります。



凡例：■田 ■畑 ■山林 ■雑種地 ■市有地

【航空写真】（左上）
 【都市計画図（抜粋）】（右上）
 【土地利用図】（左）

土地状況	
市有地概況	本庁舎、生涯学習センター、来庁者駐車場等（職員駐車場等は民有地）
市有地面積（概算）	本庁舎（来庁者駐車場込み）：約 7,200 m ² 生涯学習センター：約 3,900 m ²
主要駅からのアクセス（候補地の中心までの直線距離）	美濃太田駅から約 700m

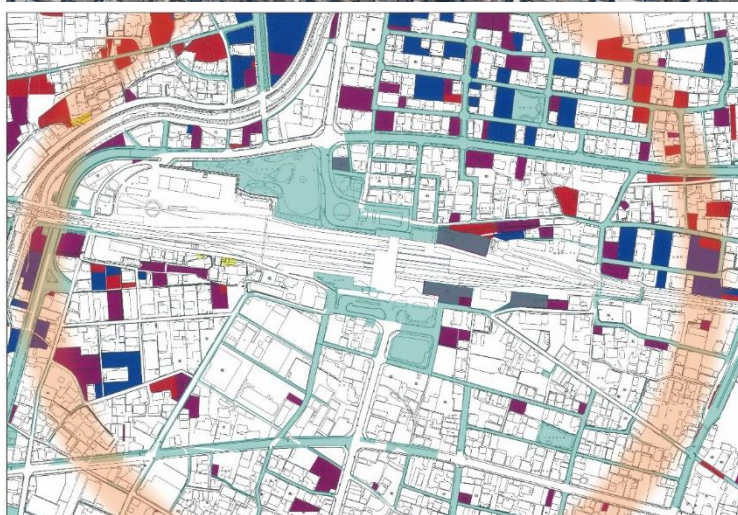
(2) 美濃太田駅周辺

美濃太田駅周辺の特徴は以下のとおりです。

- JR、長良川鉄道、東鉄バス、あい愛バスなど公共交通の結節点である美濃太田駅に隣接し、若者から高齢者まで、あらゆる方にとって利用しやすい環境。
- 周辺で計画されている市街地再開発事業、美濃太田駅周辺の商店街など地域と連携した新しいまちづくりが期待できる。
- 市商業ビルの一部機能を引き継ぎ、美濃加茂市の玄関として来訪者を受け入れる役割を果たすことができる。
- △既存建物（市商業ビル）の解体が必要となる。
- △利用できる市有地が少ないため、効率的な土地利用が必要である。都市計画道路の整備とあわせて、民間用地の取得を検討し、道路と駐車場をあわせた整備が必要。
- △木曽川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれ、1000年に一度と想定される浸水深（5-10m）に備えた庁舎の整備、防災拠点機能の確保が求められる。



【都市計画用途地域】美濃太田駅北側は第2種住居地域に、南側の市商業ビル敷地は高度利用地区に、その南は商業地域に指定されています。市商業ビル敷地では高層建物を建築できます。



凡例：■田 ■畑 ■山林 ■雑種地 ■市有地

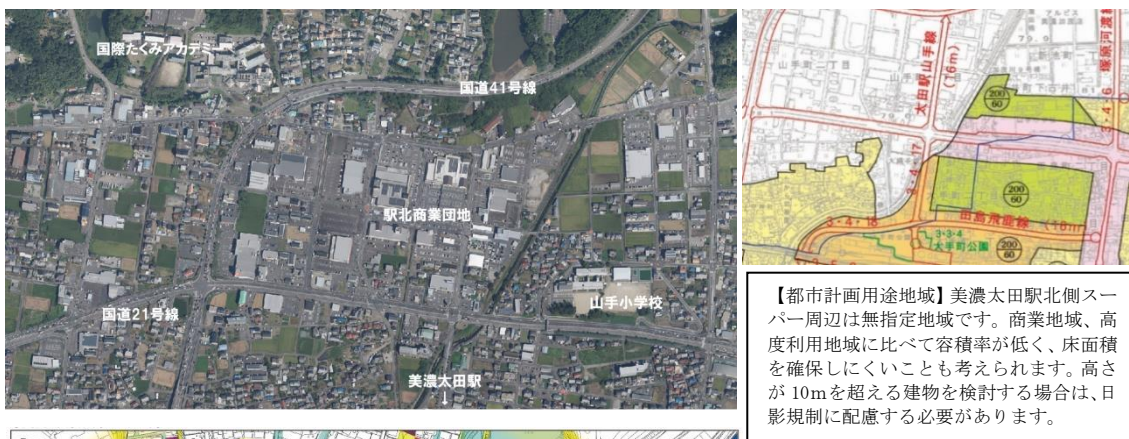
【航空写真】(左上)
【都市計画図(抜粋)】(右上)
【土地利用図】(左)

土地状況	
市有地概況	市商業ビル、大手町公園【都市公園】等
市有地面積(概算)	市商業ビル：約1,700㎡(一部民有地含む) 市商業ビル駐車場：約3,600㎡
主要駅からのアクセス(候補地の中心までの直線距離)	美濃太田駅から約0m

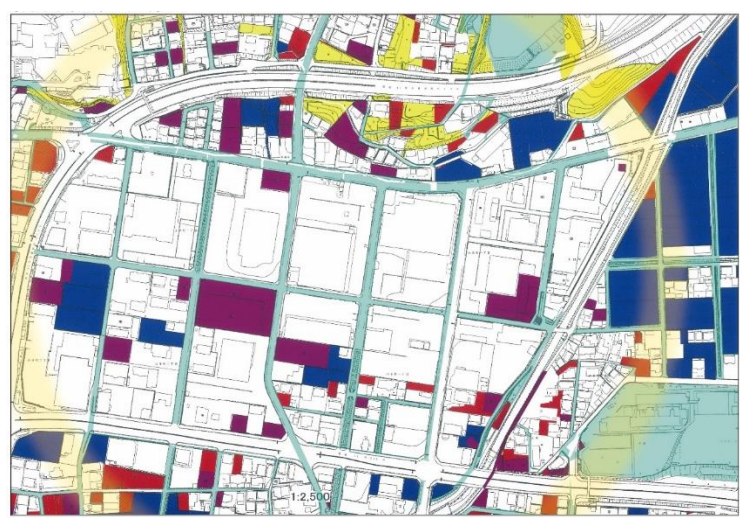
(3) 美濃太田駅北側スーパー周辺

美濃太田駅北側スーパーの特徴は以下のとおりです。

- 大型商業施設が多くあり、国道にも近く、自動車のアクセス環境が良い。
- 大型商業施設を訪れた買い物客にとって立ち寄りやすい。
- △市有地がないため、新たに土地を確保する必要がある。多くの民間商業施設の進出が今も続いており、用地の確保は困難。
- △用地を取得する場合には大きな費用が必要。



【都市計画用途地域】美濃太田駅北側スーパー周辺は無指定地域です。商業地域、高度利用地域に比べて容積率が低く、床面積を確保しにくいことも考えられます。高さが10mを超える建物を検討する場合は、日影規制に配慮する必要があります。



凡例：■田 ■畑 ■山林 ■雑種地 ■市有地

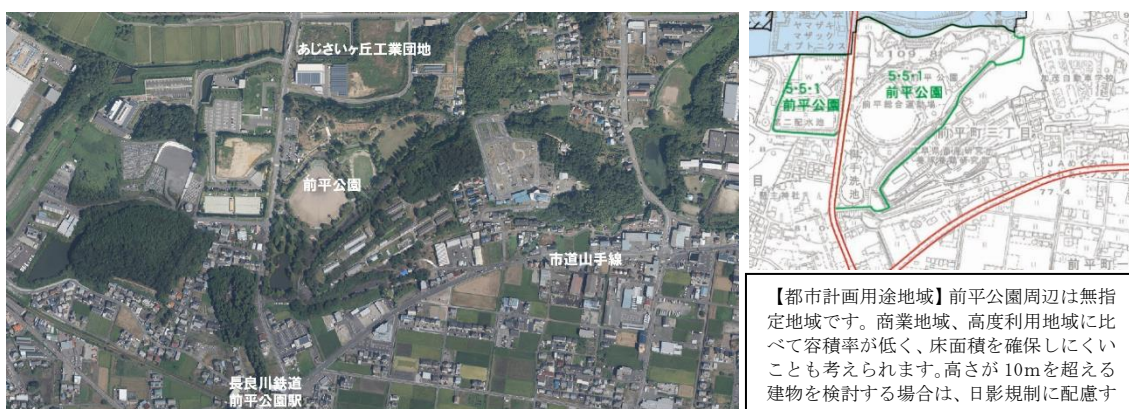
【航空写真】(左上)
 【都市計画図(抜粋)】(右上)
 【土地利用図】(左)

土地状況	
市有地概況	無し
市有地面積(概算)	—
主要駅からのアクセス(候補地の中心までの直線距離)	美濃太田駅から約700m

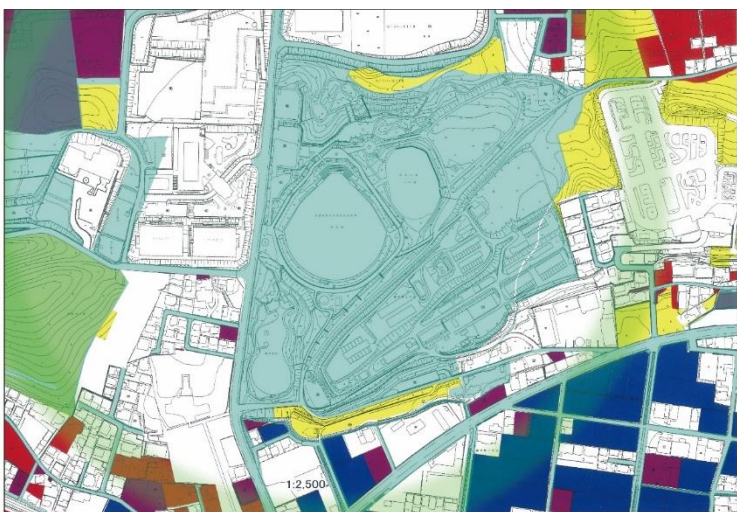
(4) 前平公園周辺

前平公園周辺の特徴は以下のとおりです。

- 現在、岐阜県畜産研究所の敷地として県に貸している市有地の活用を見込むことにより、新たに土地を取得する必要はない。
 - 前平公園と連携した庁舎整備を期待できる。
 - △同敷地には多くの段差があり、建物の建設や駐車場整備には大規模な土地の造成(切り土や盛り土など)、取付道路の整備が必要。造成工事には多額の費用が見込まれる。
 - △造成後の道路勾配が大きく、自転車や徒歩での来庁者にとって利用しづらい。
 - △雨水排水の為、下流の加茂川に負担をかけることが危惧される。
- ※現在、前平公園は、健康づくり、スポーツの拠点として多くの市民に利用されています。



【都市計画用途地域】前平公園周辺は無指定地域です。商業地域、高度利用地域に比べて容積率が低く、床面積を確保しにくいことも考えられます。高さが10mを超える建物を検討する場合は、日影規制に配慮する必要があります。



【航空写真】(左上)
 【都市計画図(抜粋)】(右上)
 【土地利用図】(左)

凡例：■田 ■畑 ■山林 ■雑種地 ■市有地

土地状況	
市有地概況	前平公園【都市公園】(公園の一部は民有地)、岐阜県畜産研究所
市有地面積(概算)	前平公園：約73,000㎡(公園全体面積：約131,000㎡) 県畜産研究所：約51,000㎡
主要駅からのアクセス(候補地の中心までの直線距離)	美濃太田駅から約1,600m 前平公園駅から約400m

※：岐阜県畜産研究所の土地が県から市に返還される時期が不透明。

＜新庁舎整備基本構想にみる各候補地のまちづくりの可能性＞

新庁舎整備基本構想の策定にあたって、同構想策定委員会や市民ワークショップなどを通じて4つの候補地が選出され、その特徴を市民の皆さんと一緒に考えてきました。

基本構想では、各候補地の特徴からみえてくるまちづくりの可能性が以下のようにまとめられています。

①現庁舎周辺

- ・ 駅や商店街に近い立地を活かした交流とにぎわいのまちづくり
- ・ 太田宿など魅力あるスポットに近い立地を活かした歴史・文化・観光のまちづくり

②美濃太田駅周辺

- ・ 立地を活かし、子どもから高齢者、外国人までさまざまな人が集い、交流し、活動できる「場」のあるまちづくり
- ・ 駅の北側と南側の結節点となるまちづくり

③美濃太田駅北側スーパー周辺

- ・ 商業施設を活かした人が集まるにぎわいのあるまちづくり
- ・ 北側の文化の森や南側の美濃太田駅を活かし、南北を軸として人が歩きたくなるまちづくり

④前平公園周辺

- ・ 公園や自然、スポーツ施設を活かした子育てと健康・福祉のまちづくり

2050 新庁舎整備基本構想市民ワークショップ

第3回市民ワークショップを開催しました！

2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

第1回(第2回)第3回(第4回)第5回(第6回)第7回(第8回)第9回(第10回)第11回(第12回)第13回(第14回)第15回(第16回)第17回(第18回)第19回(第20回)第21回(第22回)第23回(第24回)第25回(第26回)第27回(第28回)第29回(第30回)第31回(第32回)第33回(第34回)第35回(第36回)第37回(第38回)第39回(第40回)第41回(第42回)第43回(第44回)第45回(第46回)第47回(第48回)第49回(第50回)第51回(第52回)第53回(第54回)第55回(第56回)第57回(第58回)第59回(第60回)第61回(第62回)第63回(第64回)第65回(第66回)第67回(第68回)第69回(第70回)第71回(第72回)第73回(第74回)第75回(第76回)第77回(第78回)第79回(第80回)第81回(第82回)第83回(第84回)第85回(第86回)第87回(第88回)第89回(第90回)第91回(第92回)第93回(第94回)第95回(第96回)第97回(第98回)第99回(第100回)

市長から ①新庁舎の建設意義 ②新庁舎に求められる基本機能 ③新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較検討 ④新庁舎をいかにまちづくり構想

7月30日(日)に市民ワークショップ「市役所新庁舎をみんなで考えよう！」第3回を開催しました。今回は未来の庁舎があると思う場所について、場所ごとのチームに分かれ、まちづくりの視点からそれぞれの場所の「まちの強み」と「まちの弱み」を話し合いました。

まちづくりの視点から考える「まちの強みや弱み」(9/4)

前平公園の周辺 4歳未満の児童が多い	駅北側のスーパー周辺 高齢者が多い	駅周辺 子育て世代が多い	現庁舎の周辺 高齢者が多い
-----------------------	----------------------	-----------------	------------------

●2以上の候補地は、候補地ごとの強みや「まちづくり」の視点を考え、それぞれ「強み」として取りあげました。

●各候補地の強みや弱みを話し合いました。庁舎整備の強みや弱みを話し合いました。庁舎整備の強みや弱みを話し合いました。

●「まちづくり」って何ぞや、と、疑問を抱く方も多かった。そこで、疑問を解消するために、庁舎整備の強みや弱みを話し合いました。

●「まちづくり」って何ぞや、と、疑問を抱く方も多かった。そこで、疑問を解消するために、庁舎整備の強みや弱みを話し合いました。

●「まちづくり」って何ぞや、と、疑問を抱く方も多かった。そこで、疑問を解消するために、庁舎整備の強みや弱みを話し合いました。

新庁舎整備基本構想市民ワークショップ通信 vol. 3 (上)
新庁舎整備基本構想策定委員会かわら版 vol. 4 (右)

2050 新庁舎整備基本構想策定委員会

新庁舎基本構想ができるまで(予定)

2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

第1回(第2回)第3回(第4回)第5回(第6回)第7回(第8回)第9回(第10回)第11回(第12回)第13回(第14回)第15回(第16回)第17回(第18回)第19回(第20回)第21回(第22回)第23回(第24回)第25回(第26回)第27回(第28回)第29回(第30回)第31回(第32回)第33回(第34回)第35回(第36回)第37回(第38回)第39回(第40回)第41回(第42回)第43回(第44回)第45回(第46回)第47回(第48回)第49回(第50回)第51回(第52回)第53回(第54回)第55回(第56回)第57回(第58回)第59回(第60回)第61回(第62回)第63回(第64回)第65回(第66回)第67回(第68回)第69回(第70回)第71回(第72回)第73回(第74回)第75回(第76回)第77回(第78回)第79回(第80回)第81回(第82回)第83回(第84回)第85回(第86回)第87回(第88回)第89回(第90回)第91回(第92回)第93回(第94回)第95回(第96回)第97回(第98回)第99回(第100回)

市長から ①新庁舎の建設意義 ②新庁舎に求められる基本機能 ③新庁舎整備の事業手法及び候補地等の比較検討 ④新庁舎をいかにまちづくり構想

基本構想は、委員会だけではなくワークショップやアンケート等市民のみなさんの意見も取り入れて美濃加茂らしいものとしています。

新庁舎整備に関するこれまでの取り組みについて、活動報告を行いました！

8月18日に行われた第4回委員会では、これまでの取り組み(川と森の勉強会での意見収集や、市民ワークショップ(公募型・おでかけ)、アンケート(郵送・来庁者)の集計結果など)について活動報告を行いました。

●川と森の勉強会
庁舎に集まることになったらいいな！
「庁舎やまちづくりに関心がある人」に声をかけてほしいです！

●市民ワークショップ
今年度の第4回の市民ワークショップを開催しました！(詳細は市民ワークショップの集計結果をご覧ください！)

●おでかけワークショップ
外国人、中高生、障がい者、高齢者代表など、様々な世代の方々に、特定の方向性を絞り、意見を聞きました！

新庁舎の立地について、「庁舎とまちづくりの可能性」を考えました！

委員会の後半には、新庁舎の複数の候補地について、「庁舎としてのアクセス・広さ・安全性・コスト等」や「庁舎をきっかけとしたまちづくりの可能性」という2つの視点から考え、意見を付箋に書き出しました。候補地は、市民ワークショップで出されたものをベースとし、その他に良いと思う場所も出されました。

●委員会の様子
●候補地に対する意見を書き出しました
●各委員の発表の様子を盛りだくさん取り上げました

●前平公園周辺
(経建推進研究所発注)
庁舎整備と公園の見直しを同時に進め、自然やスポーツを兼ねたまちづくりの可能性が広がる。

●現庁舎周辺
商店街の活気を取り戻すことが期待できる。

●美濃太田駅北側スーパー周辺
人が集まる場所ではないが、今以上に公共の場から活気、南側のまちが活気づいてしまう可能性がある。

●その他
昭和村、山之上遺跡跡地、山手口・美濃太田に隣接するなども候補として挙げられる。

1-2. 評価指標

委員会では、4箇所の候補地から1箇所の整備地を選定するにあたり、基本構想で定められた「新庁舎に求められる6つの立地条件」及び「新庁舎をいかしたまちづくりに求められる4つのこと」を基にした評価指標を作成しました。また、立地適正化計画が今後の美濃加茂市のまちづくりに重要な役割を果たすと考えられることから、同計画の都市計画誘導区域に関する視点も1つの指標としています。

そこで、本計画においても、委員会の中間答申において示された評価指標をもとに、4箇所の候補地を比較検討し、新庁舎の整備地を決定します。

【基本構想を基に整理した評価指標】

2-1. 立地適正化計画との関係	
2-2. 安全性	防災面において安心であるか
2-3. 経済性	費用が抑えられているか
	駐車場を含めて必要な面積が確保できるか
2-4. 市民のにぎわい、 利便性	利便性が高く、人の流れができ、にぎわいが創出できるか
	誰もが立ち寄りやすい場所か
2-5. 地域資源	地域資源（歴史・伝統・自然環境を含む）が活かせるか

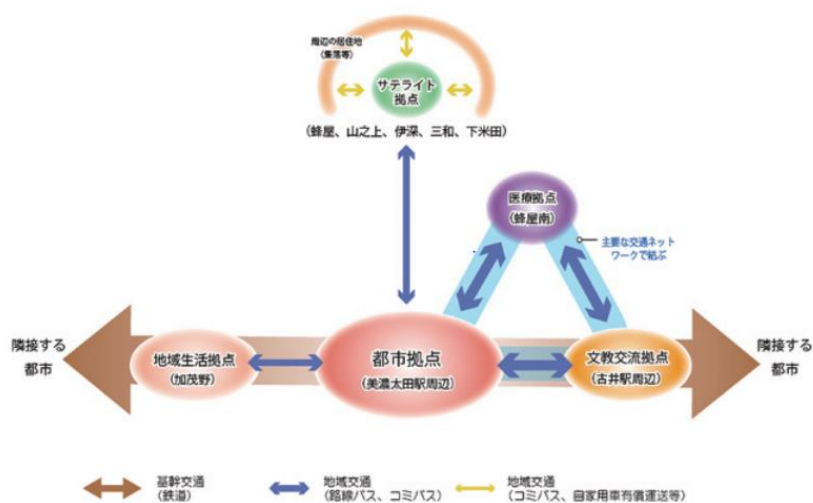
2. 候補地の評価

2-1. 立地適正化計画との関係

人口減少と少子高齢化が予測される中、拡散した市街地のままで人口が減少すれば、今まで身近に利用できた医療、福祉、商業等の都市機能や公共交通等の日常生活に必要な機能が失われ、現在の暮らしやすさが損なわれてしまうことが懸念されます。こうした背景を踏まえ、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画は、都市全体の構造を見渡し「コンパクト+ネットワーク」の考え方で住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するようゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを進めるものです。

美濃加茂市立地適正化計画（令和2年3月策定）（以下、立地適正化計画という）では、美濃太田駅周辺地区（都市拠点）、古井駅周辺地区（文教交流拠点）、蜂屋南地区（医療拠点）の3つの拠点を都市機能誘導区域に設定し、公共施設や生活利便施設の整備を重点化して進めています。あわせて、美濃加茂市都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）では、将来都市構造として「コンパクト+ネットワーク&サテライト」を掲げ、各地区（サテライト）と都市機能誘導区域を鉄道（JR・長良川鉄道）やバス（東鉄バス・あい愛バス）でつなぐことにより、市域全体で住み続けることができるまちの実現を目指しています。

【各拠点の体系図】



（美濃加茂市都市計画マスタープランより）

立地適正化計画に定める都市機能誘導区域及び各都市機能誘導区域に定める誘導施設は次のとおりです。各地区に現在立地している都市機能のうち、特に当地区において維持・充実が必要な施設や、まちづくりの基本方針や拠点の方向性を踏まえ、積極的に誘導が必要な施設を誘導施設として設定しています。

【各都市機能誘導区域における誘導施設】



(美濃加茂市立地適正化計画より)

①現庁舎周辺 ②美濃太田駅周辺 は立地適正化計画の都市機能誘導区域(都市拠点)に含まれており、市の都市計画に沿っているものと評価できます。また、都市機能誘導区域において新庁舎を整備することにより、庁舎の周辺環境の整備や市民交流スペースなどの環境整備に国の有利な財政支援を受けられるようになります。

■2-1. 立地適正化計画との関係 検討項目評価表

検討項目・指標	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺
立地適正化計画の都市機能誘導区域	含まれる	含まれる	含まれない	含まれない

2-2. 安全性

新庁舎整備地として、防災面において安心であるかについて、想定される浸水被害、地震による損壊などより検討します。

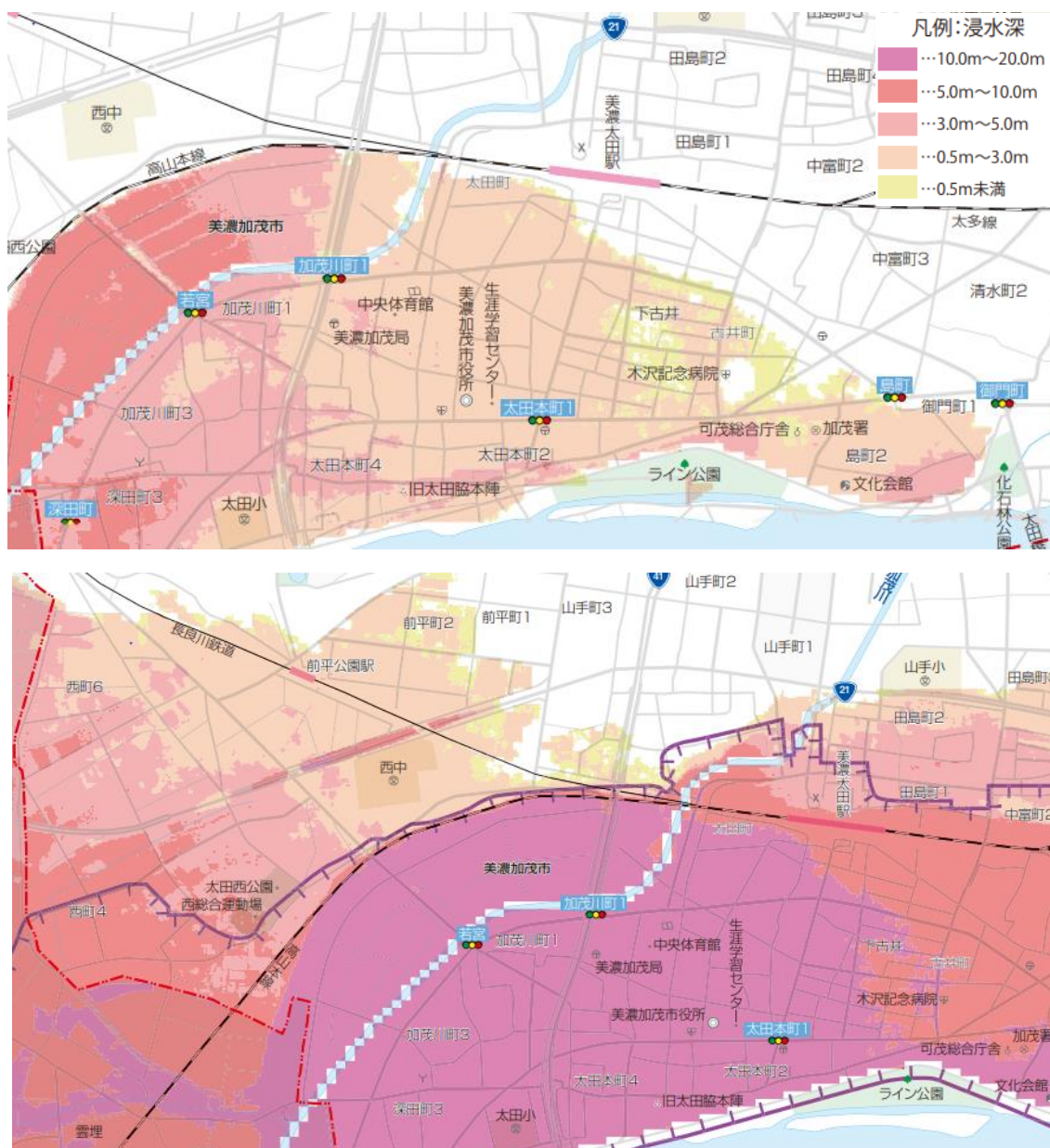
■2-2. 安全性 検討項目

番号	検討項目	参考とする指標
2-2-①	浸水害	国土交通省木曾川洪水浸水想定区域図（計画規模）（想定最大規模）による浸水深
2-2-②	地震による損壊	県内陸直下地震等被害想定調査、市地域防災計画による最大想定震度等
2-2-③	土砂崩壊の危険性	土地の傾斜（平坦地であるか勾配地であるか）

2-2-① 浸水害

国土交通省が発表している木曽川洪水浸水想定区域図は、計画規模（およそ 100 年に 1 度と想定）と想定最大規模（およそ 1000 年に 1 度と想定）があります。計画規模では、①現庁舎周辺において浸水が想定されます。また、想定最大規模では、②美濃太田駅周辺、③美濃太田駅北側スーパー周辺においても浸水が想定されます。なお、想定最大規模の場合、美濃太田駅周辺の浸水継続時間は 12 時間以内とされています。④前平公園周辺では、浸水は想定されていません。

【木曽川洪水浸水想定区域図計画規模（上表）・想定最大規模（下表）】



（美濃加茂市ハザードマップ（国土交通省資料）より）

<浸水害を防ぐキーワードは“総合力”>

市南部に浸水被害をもたらした昭和 58 年の 9・28 災害以降、木曽川は堤防整備などの河川改修等により一定の河川断面が確保されており、さらに新丸山ダム建設事業（※）が進められていることから、床上浸水や人命への影響を及ぼす危険性が順次低くなっていく状況にあります。また、令和 2 年 7 月・令和 3 年 8 月の豪雨においては、木曽川水系においてダムによる事前放水が行われ、大きな成果をあげたと報告されています。

加茂川については、加茂川総合内水対策計画に基づき平成 24 年以降、排水機場の排水ポンプ増設、河川改修、グラウンド等の貯留浸透施設の整備等による浸水被害の軽減策を講じています。

ハード対策だけでなく、ソフト面でも浸水が想定される地域では次の取り組みを行っており、警戒避難体制の整備を進めています。

防災行政無線の内容の「すぐメールみのかも」による配信・「ぎふ川と道のアラームメール」・「ツイッター」等 SNS による防災情報の提供・CCTV カメラ映像、河川水位等の防災情報の市ホームページでの提供・ハザードマップの配布・防災訓練の実施・防災ラジオの貸与・防災情報伝達システムの導入による情報伝達の強化（防災無線のデジタル化）等

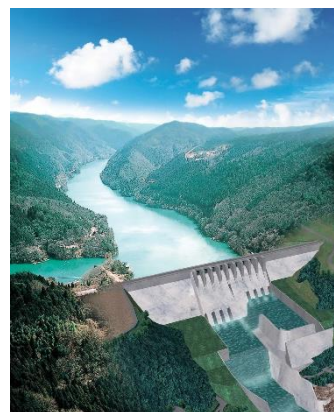
近年は、降水の予測データなどを活用し、早期に的確な避難行動を呼びかけることによって、浸水害から市民の生命・財産を守ることが大切とされています。引き続き、国・岐阜県・美濃加茂市の総合的な取り組みによって、浸水被害の防止に取り組んでいきます。

※新丸山ダムの建設による治水効果として、9・28 災害と同規模の河川水量においても安全に水を流すことを目標としています。今渡ダムにおいては約 2.7m の水位低下効果が見込まれています。

平成 29 年度にポンプ 2 基を増設しました



加茂川排水機場



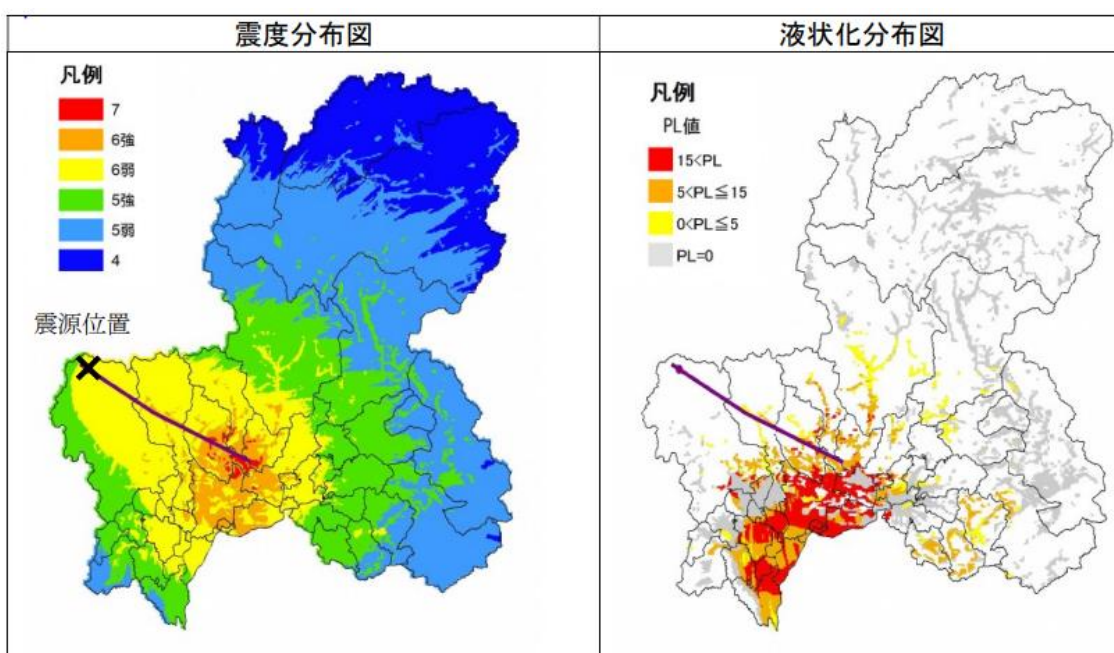
新丸山ダム完成イメージ図

2-2-② 地震による損壊

美濃加茂市地域防災計画では、美濃加茂市の想定最大震度を震度6強としています。これは、揖斐川—武儀川断層帯（濃尾断層帯）を震源とした想定です。震度6強は市の西北部で想定されており、南部は震度6弱と想定されています。液状化分布も震度分布と同様の傾向です。南海巨大トラフ地震では、市南部で最大震度6弱、北部では最大震度5強が想定されています。

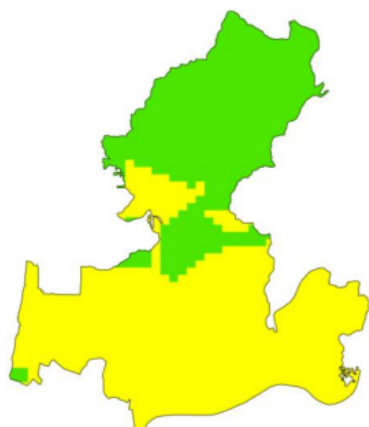
また、美濃加茂市地震防災マップによると市全体が液状化発生の危険度の低い地域となっています。





【揖斐川—武儀川断層帯震度分布予測図】



(岐阜県内陸直下地震等被害想定調査より)

【南海巨大トラフ地震震度分布予測図】

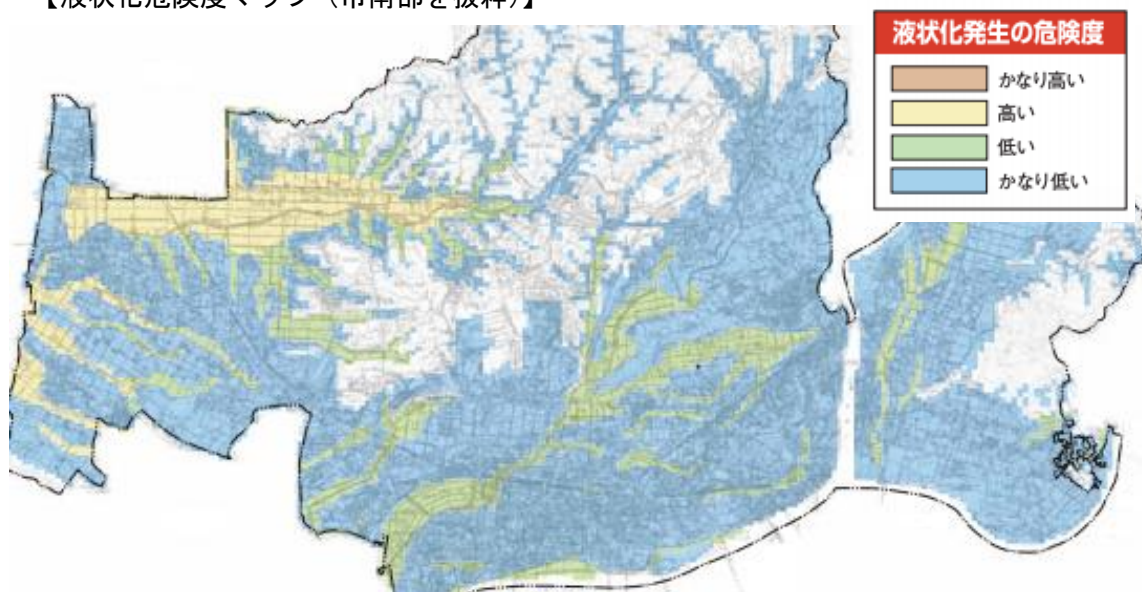


	震度階級	計測震度	被害想定
	震度7	6.5以上	自分の意志で行動ができません。大きな地割れや地すべり、山崩れが発生します。
	震度6強	6.0以上、 6.5未満	立ってられず、はわないと動くことができません。重い家具もほとんど倒れます。
	震度6弱	5.5以上、 6.0未満	立っていることが難しく、壁のタイルや窓ガラスが壊れ、ドアが開かなくなります。
	震度5強	5.0以上、 5.5未満	タンスなど重い家具や、外では自動販売機が倒れることがあります。

※マグニチュードが1.0上がると地震のエネルギーは約30倍になるため、従来想定されていた東海地震（マグニチュード8.0）や東海・東南海地震（マグニチュード8.3）と比較すると、非常に大きな被害が予想されます。

(美濃加茂市地域防災計画より)

【液状化危険度マップ（市南部を抜粋）】



（美濃加茂市地震防災マップより）

新庁舎整備の4箇所の候補地のいずれも想定される最大震度は震度6弱です。また、液状化の危険度は「かなり低い」とされる地域が多いですが、③美濃太田駅北側スーパー周辺では「低い」とされる地域も含まれています。

2-2-③ 土砂崩壊の危険性

地震・大雨による災害が発生した場合において、庁舎の建っている土地が崩壊する危険性を検討します。危険性は庁舎の建つ土地が平坦地であるか勾配地であるか、大規模な造成の有無によって判断します。

④前平公園周辺 は、勾配地であるため、大規模な造成（盛り土・切り土）が発生します。

■2-2. 安全性 検討項目評価表

番号	検討項目・指標	①現庁舎 周辺	②美濃太田駅 周辺	③美濃太田駅 北側スーパー 周辺	④前平公園 周辺
2-2-①	浸水害 木曾川洪水浸水想定 区域図	0.5-3.0m	範囲外	範囲外	範囲外
	計画規模（上段） 想定最大規模（下段）	10.0-20.0m	5.0-10.0m	3.0-5.0m	範囲外
2-2-②	地震による損壊 想定される最大震度 （上段）	震度6弱	震度6弱	震度6弱	震度6弱
	想定される液状化の 危険性（下段）	かなり低い	かなり低い	低い	かなり低い
2-2-③	土砂崩壊の危険性	平坦地	平坦地	平坦地	勾配地

※候補地周辺は、候補地中心より半径500mのエリアとしました。

2-3. 経済性

新庁舎整備に関するコストが抑えられているかという指標において、各候補地の前提条件を整理し、試算しました。あわせて、新庁舎の整備に必要な用地確保の実現可能性、将来の財政負担をはかる公共施設の延床面積の変化について検討しました。

■2-3. 経済性 検討項目

番号	検討項目	参考とする指標
2-3-①	総事業費概算額	新庁舎の建設に要する費用（イニシャルコスト）と30年間の維持管理費用（ランニングコスト）をあわせた総事業費
2-3-②	用地確保の実現可能性	新庁舎整備に必要な用地確保の実現可能性（市有地の有無等）
2-3-③	公共施設延床面積の変化	新庁舎及び関係する公共施設の延べ床面積の変化を測定

2-3-① 総事業費概算額

2-3-② 用地確保の実現可能性

最も効率的な整備を前提に、用地確保の実現可能性を測りながら、各候補地の条件を整理して、総事業費概算額を算出しました。総事業費概算額は、新庁舎の建設に要する費用（イニシャルコスト）と30年間の維持管理費用（ランニングコスト）をあわせたものです。なお、新庁舎の建設に要する費用の試算にあたっては従来型事業手法に基づいて算出しました。また、全体費用を比較するため、②美濃太田駅周辺 候補地において関係する市商業ビルの維持費用等も含めて検討します。

【前提条件】

		①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺
敷地面積		7,500 m ²	7,100 m ²	21,000 m ²	25,100 m ²
建物 面積	庁舎機能	7,200 m ²	7,200 m ²	9,000 m ²	9,000 m ²
	コンベンション機能	—	1,500 m ²	—	—
	商業的機能	—	500 m ²	—	—
	建物内駐車場	1,200 m ²			
	延床面積(合計)	8,400 m ²	9,200 m ²	9,000 m ²	9,000 m ²
	建築面積(建物階数)	1,400 m ² (6階)	1,700 m ² (6階)	3,000 m ² (3階)	3,000 m ² (3階)

- ・面積は概算の数値です。
- ・①②③④：庁舎機能の延床面積は7,200 m²とします。
- ・①②：分庁舎を併用します。
- ・③④：現在の分庁舎機能を新庁舎に統合します。分庁舎の延床面積は、約1,800 m²としています。
- ・①②③④：駐車場用地も含めて最も効率的に整備できる敷地面積を想定します。なお、必要な民有地は、各候補地ともに購入します。
- ・①②：職員駐車場は、現在の駐車場をそのまま使用します。
- ・③④：職員駐車場もあわせて整備します。
- ・①③④：市商業ビルをそのまま維持し、同ビルのコンベンション機能（シティプラザ美濃加茂）を継続して運用します。
- ・②：市商業ビルを除却し、同ビルのコンベンション機能を新庁舎に複合整備します。
- ・①：木曾川洪水浸水想定（計画規模）の浸水に備え、建物1階に駐車場を整備します。
- ・①②：駐車場台数（来庁者用100台・公用車用60台・職員用340台）を想定します。
- ・③④：駐車場台数（来庁者用100台・公用車用80台・職員用340台）を想定します。

事業費の算出にあたっての前提となる条件は上記のとおりです。庁舎機能の延床面積などは共通の値としつつも、各候補地の特色をいかした整備を条件としました。

【候補地の土地活用】

新庁舎の整備に必要な用地を以下のとおり設定しました。

①現庁舎周辺



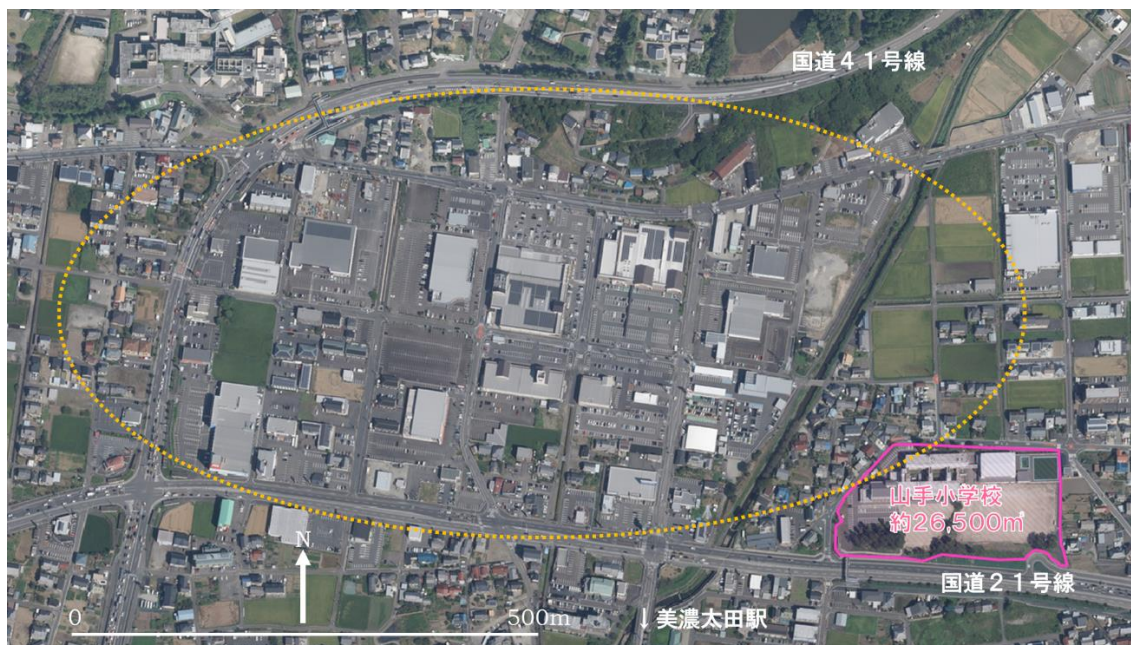
現在の市役所本庁舎敷地の活用を想定します。来庁者駐車場は生涯学習センターとの共同利用になります。公用車の駐車場借地も点在します。

②美濃太田駅周辺



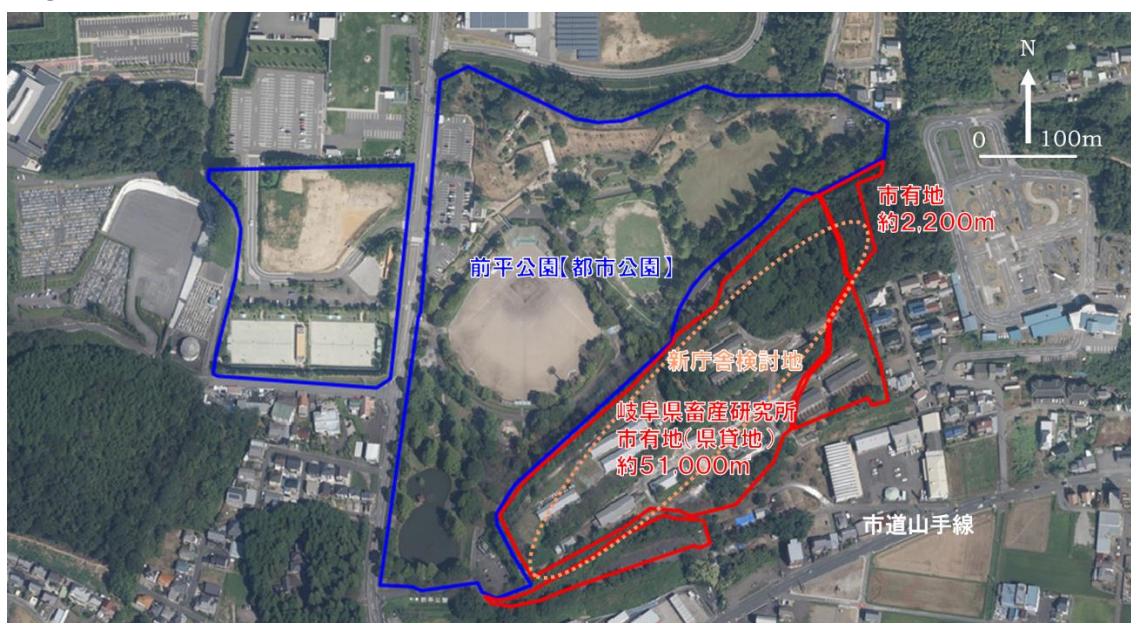
美濃太田駅南口の市商業ビル（シティプラザ美濃加茂）の敷地及び同ビルの駐車場敷地を中心とした活用を想定します。美濃太田駅の北口にも駐車場敷地があります。

① 美濃太田駅北側スーパー周辺



美濃太田駅北側スーパー周辺に市有地はないため、全敷地を購入することになります。しかし、現時点において利用可能な土地の確保を見込めないため、具体的な敷地を設定することは困難です。

② 前平公園周辺



前平公園周辺では、岐阜県畜産研究所の敷地（市が県に貸している市有地）の活用を想定します。

【総事業費の概算額（30年間の維持管理費含む）】

（千円）

	①現庁舎周辺	②美濃太田駅 周辺	③美濃太田駅 北側スーパー周辺	④前平公園周辺	補足
造成費	—	—	—	1,605,000	④は別途取付道路の交差点改良が必要。雨水管（排水路）改修工事費を含む 地盤面 95-105m、造成面積 35,800 m ² を想定
土地取得 関係	15,000	144,000	1,029,000	—	③は全敷地(21,000 m ²)を取得
解体 関係	209,000	487,000	305,000	305,000	①は現庁舎、②は現庁舎及び商業ビル、③④は現庁舎及び分庁舎の解体費
新庁舎 関係	5,630,000	5,774,000	5,791,000	6,127,000	詳細は次頁にて記載
維持管理 関係	4,185,000	4,580,000	4,480,000	4,480,000	新庁舎建物の維持管理費（30年）
	3,613,000	533,000	3,080,000	3,080,000	①②は分庁舎の維持管理費、①③④は商業ビル維持管理費を合算した額
駐車場 借上	491,000	431,000	—	—	①公用車、職員用の駐車場 ②職員用の駐車場
計	14,143,000	11,949,000	14,685,000	15,597,000	

総事業費の概算額は、新庁舎を整備することによって発生する費用（イニシャルコスト）と30年間の維持管理費（ランニングコスト）を見込んだ概算額（ライフサイクルコスト）で算出しました。これは、建物を整備することによって、将来発生するコストも包括して考えます。

- ・④：前平公園周辺では、岐阜県畜産研究所敷地を利活用するための造成が必要です。
- ・①②③：庁舎機能を維持するために必要な民有地を取得します。
- ・上記の他に、各候補地共通の費用として移転費用、家具什器等備品購入費用が見込まれます。なお、①現庁舎周辺の場合は、移転（引越）を2回実施することになります。

【新庁舎関係事業費】

(千円)

	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺	補足
設計費	375,000	403,000	376,000	376,000	企画設計、オフィス設計、調査等を含む
建物本体工事費	4,199,000	4,795,000	4,543,000	4,681,000	工事単価を45万円/㎡で算出 基礎工事・地盤改良費含む
仮設庁舎賃貸借	760,000	—	—	—	①床面積5,000㎡ 2年間を想定
外構工事	296,000	262,000	872,000	1,070,000	敷地面積-建築面積 =外構整備面積
ペDESTリアンデッキ	—	314,000	—	—	
合計	5,630,000	5,774,000	5,791,000	6,127,000	

前項の総事業の概算額のうち、新庁舎関係として新庁舎の整備にかかる費用の内訳を【新庁舎関係事業費】として再掲しました。

- ・①②③④：建設工事の工事単価は、最近の建設工事概況から45万円/㎡としました。
- ・①：現庁舎周辺での整備にあたっては、仮設庁舎を設置します。
- ・既存の地質調査資料等から、④前平公園周辺での整備においては杭打ち工事を見込んでいます。その他の候補地では、地盤改良工事を見込んでいます。

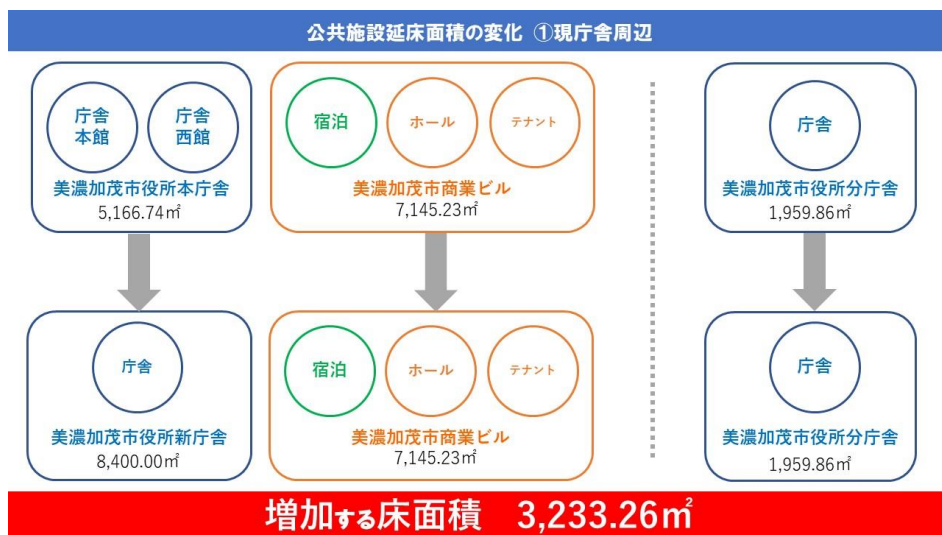
以上より、新庁舎整備の4箇所の候補地のうち、【総事業費の概算額（30年間の維持管理費含む）】において、②美濃太田駅周辺が最も費用を抑えることができます。

2-3-③ 公共施設延べ床面積の変化

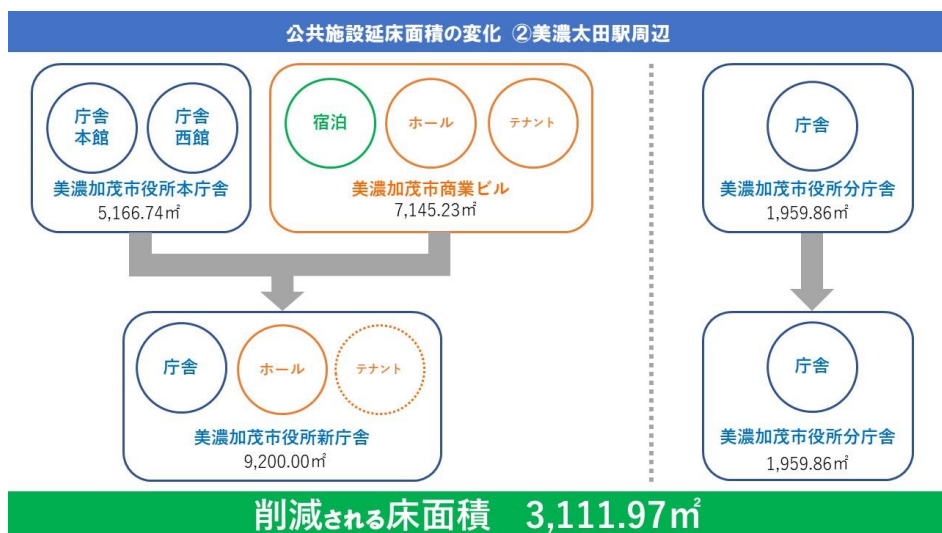
美濃加茂市公共施設等総合管理計画では、将来的な人口減少に伴い、「原則として更新以外の新規整備を行わない」「建替時は統合・複合化を検討し、施設の総数を圧縮する」「施設の総量（延床面積）は現況以上に増やさない」ことを公共施設等最適化のための三大方針に掲げています。これは、公共施設全体の延べ床面積を必要以上に増やさないことで、将来の財政負担の抑制をはかるものです。そこで、新庁舎整備によって、変化する公共施設の延べ床面積を測定します。

②美濃太田駅周辺 に整備した場合、市商業ビルの機能の一部を新庁舎の建物に引き継ぐことによって（機能の複合化）、公共施設の延べ床面積を削減することができます。

①現庁舎周辺に整備した場合

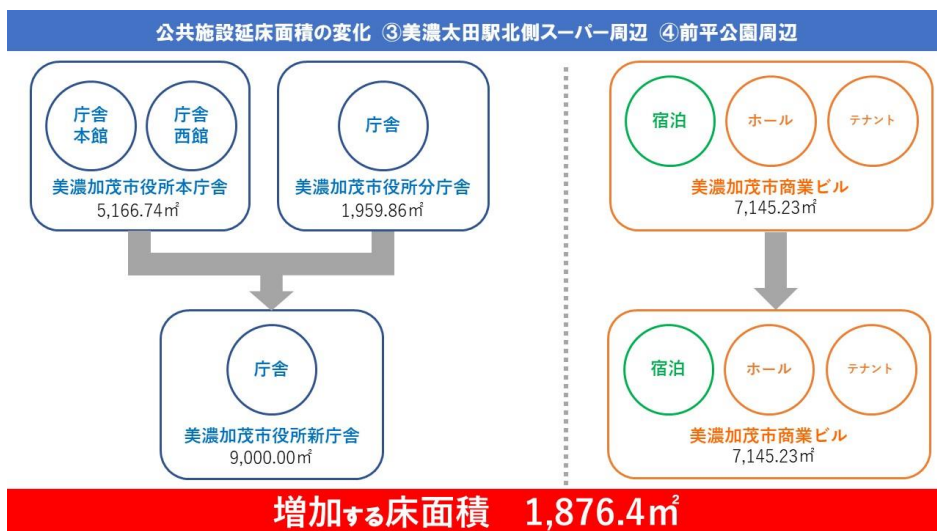


②美濃太田駅周辺に整備した場合



③美濃太田駅北側スーパー周辺に整備した場合

④前平公園周辺に整備した場合



■2-3. 経済性 検討項目評価表

番号	検討項目・指標	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺
2-3-①	総事業費概算額 新庁舎の建設に要する費用と30年間の維持管理費用をあわせた総事業費	14,143,000 千円	11,949,000 千円	14,685,000 千円	15,597,000 千円
2-3-②	用地確保の実現性 新庁舎整備に必要な用地確保の実現可能性(市有地の有無等)	市有地を中心に確保可	市有地を中心に確保可 (効率的な土地利用が必要)	市有地無し (用地の確保は困難)	市有地有り (県畜産研究所として県に貸地中)
2-3-③	公共施設延床面積の変化 新庁舎及び関係する公共施設の延べ床面積の変化	約3,200㎡の増加	約3,100㎡の減少	約1,900㎡の増加	約1,900㎡の増加

2-4. 市民のにぎわい、利便性

基本構想に掲げる候補地の評価項目の一つである「市民のにぎわい・利便性」による評価です。利便性が高く、誰もが立ち寄りやすい場所かどうか、にぎわいの創出につながる可能性について検討します。

□地方自治法

<地方自治法（抜粋）>

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

地方自治法第4条では、上記のとおり、地方公共団体の事務所（市役所本庁舎）の位置について定めています。第2項には、「住民の利用にとって最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等に適当な考慮を払うこと」とされており、市役所本庁舎の位置は、様々な市域の市民にとって利用しやすい場所であること、他の公共施設等と近い位置であることなどが求められます。

■2-4. 市民のにぎわい、利便性 検討項目

番号	検討項目	参考とする指標
2-4-①	商業施設立地状況	都市計画基礎調査（平成 30 年度）による、候補地周辺（※1）の商業施設の建築面積及び棟数
2-4-②	医療施設立地状況	候補地周辺の施設数
2-4-③	公共施設立地状況	候補地周辺の施設数
2-4-④	人口重心からの距離	国勢調査（平成 27 年度）を基にした人口重心から、候補地の想定中心点までの距離
2-4-⑤	公共交通（鉄道・バス）を利用した立ち寄りやすさ	A 最寄り駅からのアクセシビリティ（※2）＝時間が短いほど立ち寄りやすい
		B 最寄りバス停からのアクセシビリティ（※2）＝時間が短いほど立ち寄りやすい
2-4-⑥	自動車を利用した立ち寄りやすさ	自動車による各地区から候補地までの平均到達時間（※3）

※1：候補地周辺は、候補地中心より半径 500m のエリアとしました。

※2：アクセシビリティの計算方法

時間換算とし、次の式より算出

・A「駅、またはバス停までの歩行時間」+B「待ち時間の期待値」

・A「駅、またはバス停までの歩行時間」・・・80m/分（不動産の表示に関する公正競争規約施行規則より）として、最寄りの駅又はバス停と想定範囲エリア中心までの距離より計算

・B「待ち時間の期待値」・・・待ち時間の期待値 = 60 分 / 1 時間当たりの運行本数 / 2。

「1 時間当たりの運行本数」の算出は、平日の 10 時～16 時における上下線の発本数の合計値を 12（6（時間）×2（上下線））で除す。資料参考 国土技術政策総合研究所（国総研）

※3：候補地から各地区交流センター（連絡所）までの自動車による到達時間を複数の検索サイトで測定し、平均化しました。

2-4-① 商業施設立地状況

新庁舎整備の候補地を含む候補地（想定エリア：候補地中心より半径 500m）における商業施設の立地状況を検討します。買い物等のついでに庁舎に立ち寄る利便性を測ります。商業施設（店舗棟）の棟数では ①現庁舎周辺 が最も多く、商業施設の面積では ③美濃太田駅北側スーパー周辺 が最も大きい面積でした。②美濃太田駅周辺 は 2 番目に多い商業施設の棟数でした。これは、美濃太田駅以南に比較的小規模な商業施設が集積している一方で、美濃太田駅北側スーパー周辺に大規模小売店が集積していることによるものです。

また、④前平公園周辺 は、商業施設の棟数及び面積が最も少ない、小さい結果となりました。

【商業施設立地状況検討図】



凡例	
	商業施設
	商業系用途複合施設
	店舗等併用住宅
	店舗等併用共同住宅

①現庁舎周辺		
用途	面積(m ²)	棟数
商業施設	23,793.71	172
商業系複合施設	422.89	5
店舗等併用住宅	10,771.25	131
店舗等併用共同住宅	2,463.28	18
合計	37,451.13	326

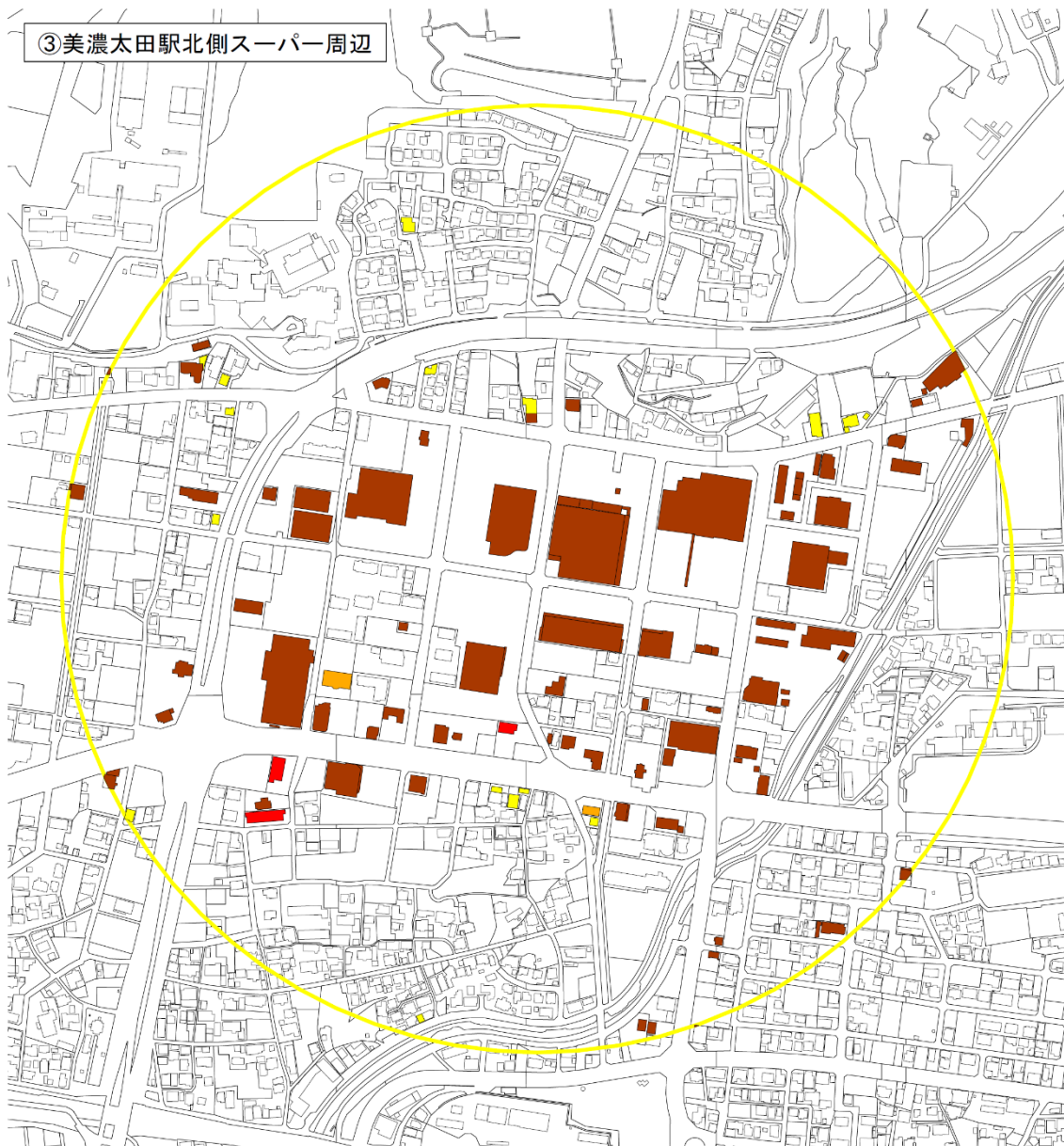
(平成 30 年度都市計画基礎調査より)



凡例	
	商業施設
	商業系用途複合施設
	店舗等併用住宅
	店舗等併用共同住宅

②美濃太田駅周辺		
用途	面積(㎡)	棟数
商業施設	21,643.84	167
商業系複合施設	1,043.83	7
店舗等併用住宅	4,346.87	57
店舗等併用共同住宅	2,091.34	15
合計	29,125.88	246

(平成 30 年度都市計画基礎調査より)



凡例

	商業施設
	商業系用途複合施設
	店舗等併用住宅
	店舗等併用共同住宅

③美濃太田駅北側スーパー周辺		
用途	面積(m ²)	棟数
商業施設	44,448.99	104
商業系複合施設	637.93	2
店舗等併用住宅	1,625.43	17
店舗等併用共同住宅	860.40	3
合計	47,572.75	126

(平成30年度都市計画基礎調査より)



凡例	
	商業施設
	商業系用途複合施設
	店舗等併用住宅
	店舗等併用共同住宅

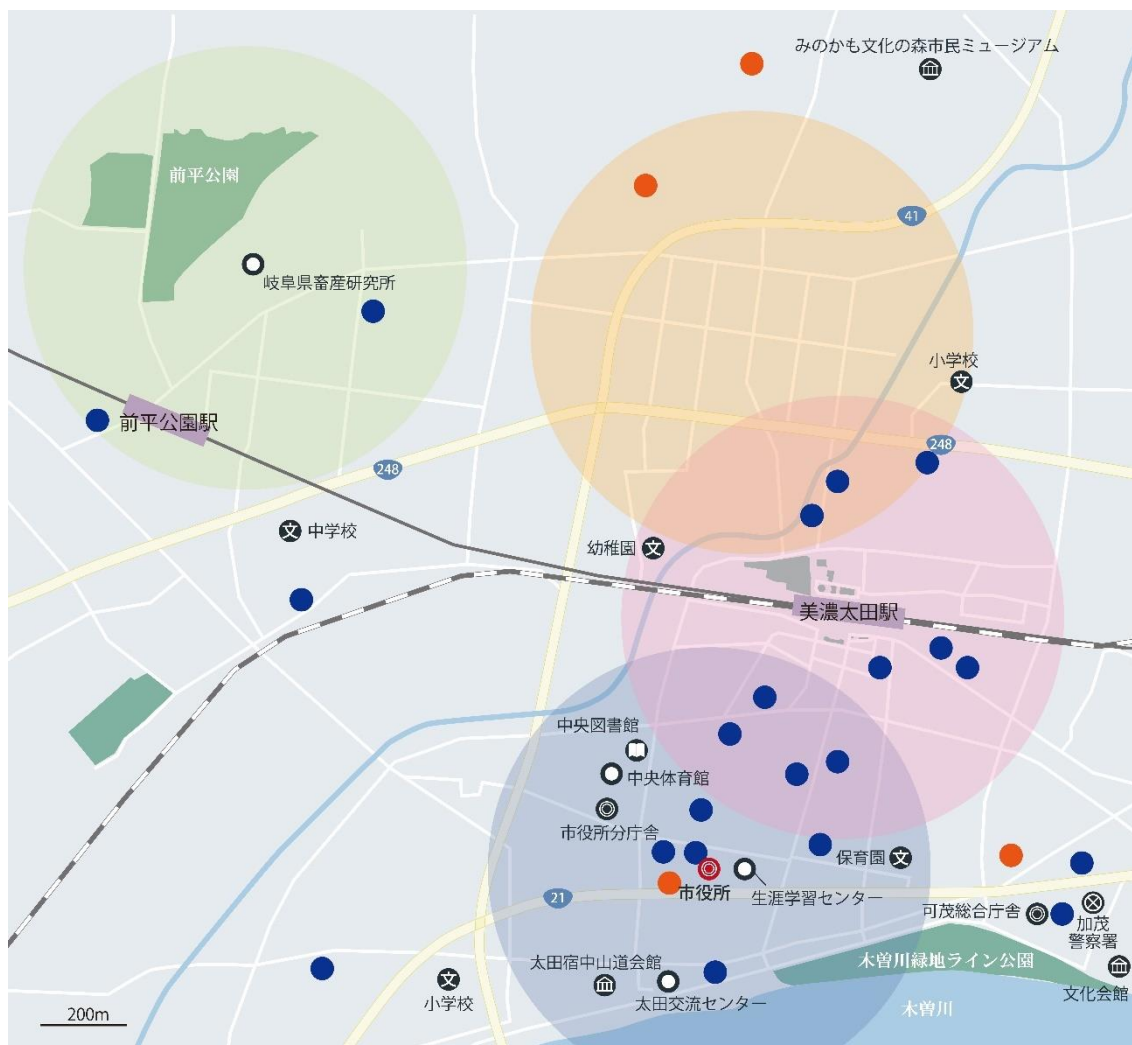
④前平公園周辺		
用途	面積(m ²)	棟数
商業施設	6,440.59	39
商業系複合施設	0	0
店舗等併用住宅	0	0
店舗等併用共同住宅	327.86	3
合計	6,768.45	42

(平成30年度都市計画基礎調査より)

2-4-② 医療施設立地状況

新庁舎整備候補地（想定エリア：候補地中心より半径 500m）における医療施設の立地状況を検討します。周辺に医療施設が多くある場合、通院等の際に庁舎に立ち寄りやすくなります。美濃太田駅より南に医療機関は多くあり、②美濃太田駅周辺 に最も医療機関が多く立地（10 箇所）しています。また、④前平公園周辺 の医療機関の立地は少なく（2 箇所）なっています。

【医療施設立地状況検討図】



- 凡例
- 病院（20人以上の入院施設を備える施設）
 - 診療所（診療所とは入院施設を有しない施設あるいは19人以下の入院施設を備える施設）
- （立地適正化計画より一部修正して使用）

2-4-③ 公共施設立地状況

新庁舎整備候補地（想定エリア：候補地中心より半径 500m）における公共施設の立地状況を検討します。周辺に公共施設が多くある場合、それらの利用とあわせて庁舎に立ち寄りやすくなります。また、地方自治法第4条（前掲）では、住民の利用に最も便利であるように他の官公署との関係に考慮を払わなければならないとされています。

市の公共施設である文化会館・生涯学習センター・中央図書館・プラザちゅうたい（中央体育館）などに加えて、岐阜県の可茂総合庁舎、加茂警察署、国のハローワーク美濃加茂、美濃加茂年金事務所、公共的な施設である美濃加茂郵便局、美濃加茂商工会議所、JAめぐみの美濃加茂本部、主な金融機関の支店等はいずれも市の南部に配置されています。

①現庁舎周辺 ②美濃太田駅周辺 が他の官公署にとって近接地となります。

【公共施設立地状況検討図】



※市民が立ち寄ることを想定できる国・県・市の公共施設とあわせて、公共的な施設としてJA・商工会議所・金融機関・郵便局を記載しています。

2-4-④ 人口重心からの距離

人口重心から候補地の中心までの距離を測定します。③美濃太田駅北側スーパー周辺
続いて、②美濃太田駅周辺 がすべての市民にとって比較的に近い位置であることがわか
ります。

【人口重心からの距離測定図】



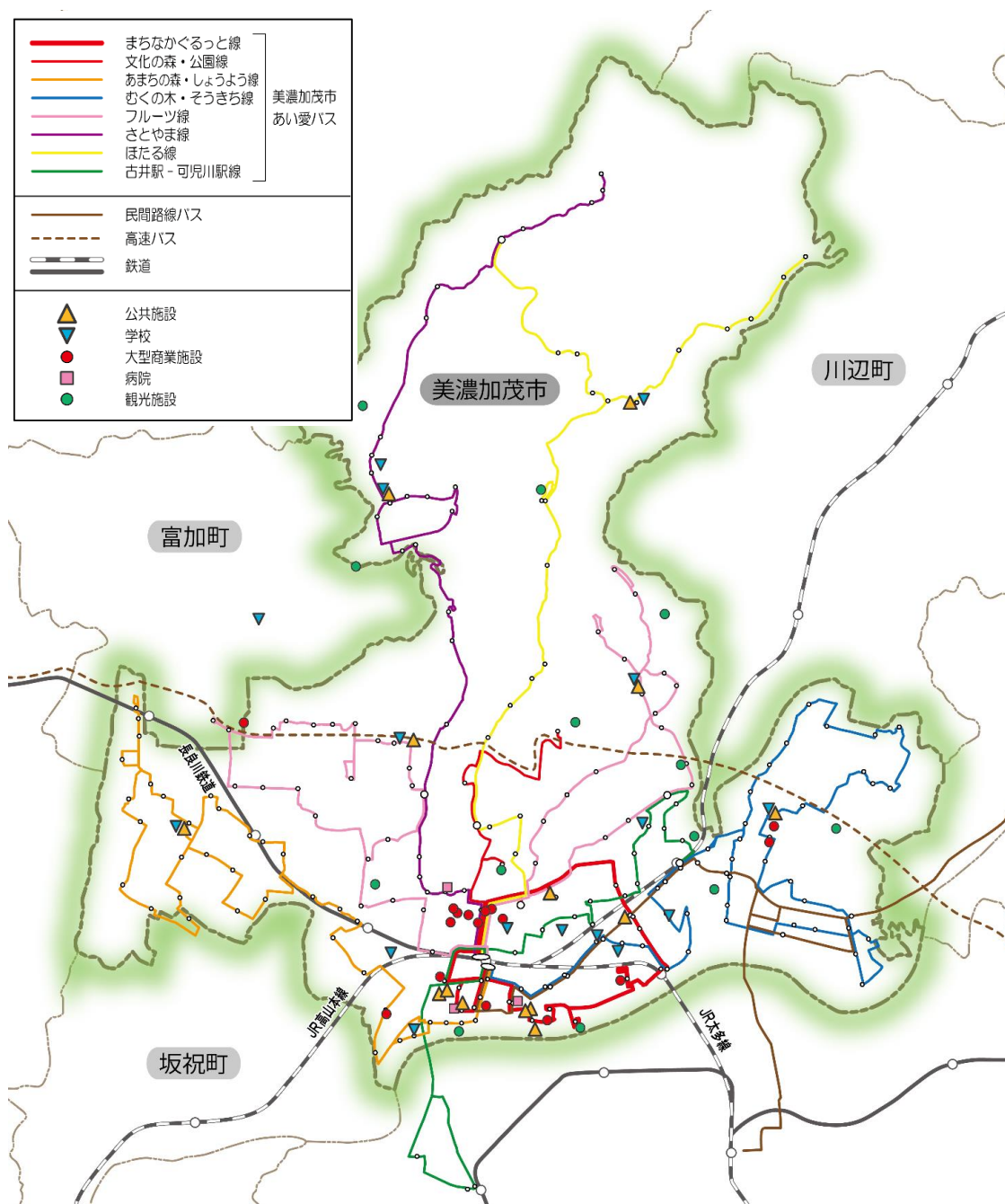
※人口重心の出典：総務省統計局による平成29年8月発表の平成27年国勢調査の結果
(美濃加茂市の人口重心：緯度 35 度 27 分 23.88 秒、経度 137 度 01 分 06.06 秒)

2-4-⑤ 公共交通（鉄道・バス）を利用した立ち寄りやすさ

□公共交通概観

【公共交通網等と施設立地の関係】

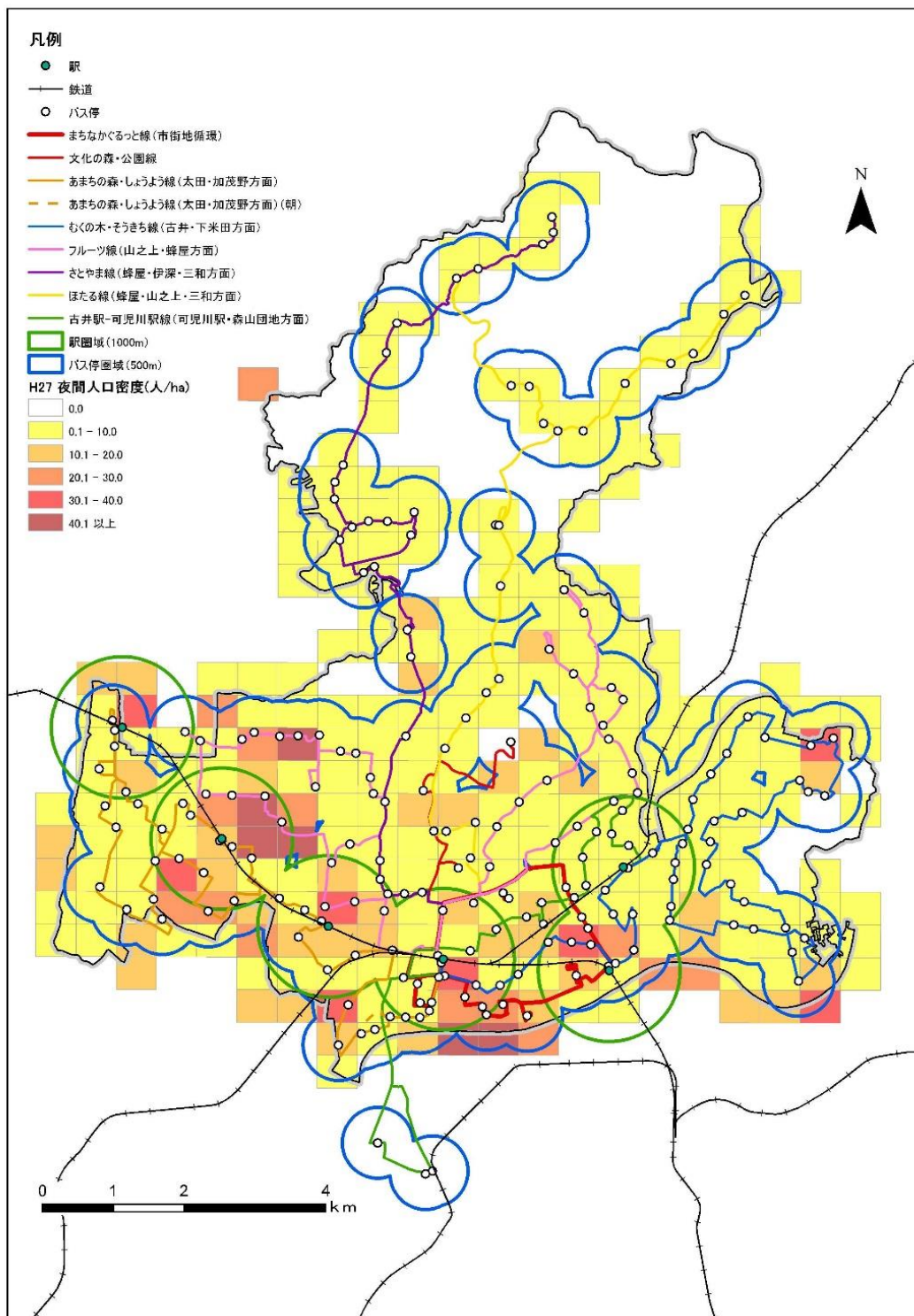
美濃加茂市地域公共交通網形成計画によると美濃太田駅を中心に放射線状に鉄道（JR東海：高山本線・太多線、長良川鉄道：越美南線）、バス（東鉄バス、あい愛バス）の路線が伸びており、②美濃太田駅周辺 が公共交通の利便性が高いことがわかります。



(第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画より)

【公共交通圏域図】

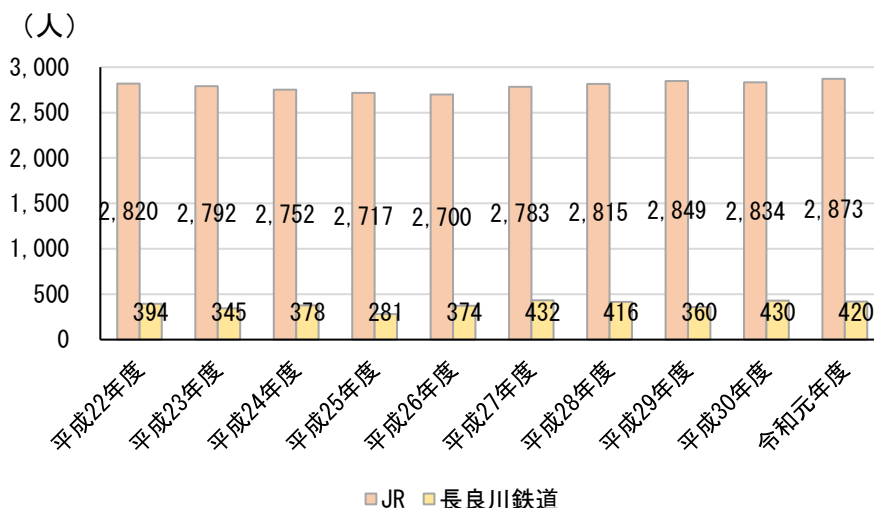
公共交通圏域（鉄道駅から1km及びバス停から500m）には、市内居住地の多くが含まれ、公共交通圏域の人口カバー率は約95.3%になります。



(第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画より)

【美濃太田駅乗客数（1日平均）】

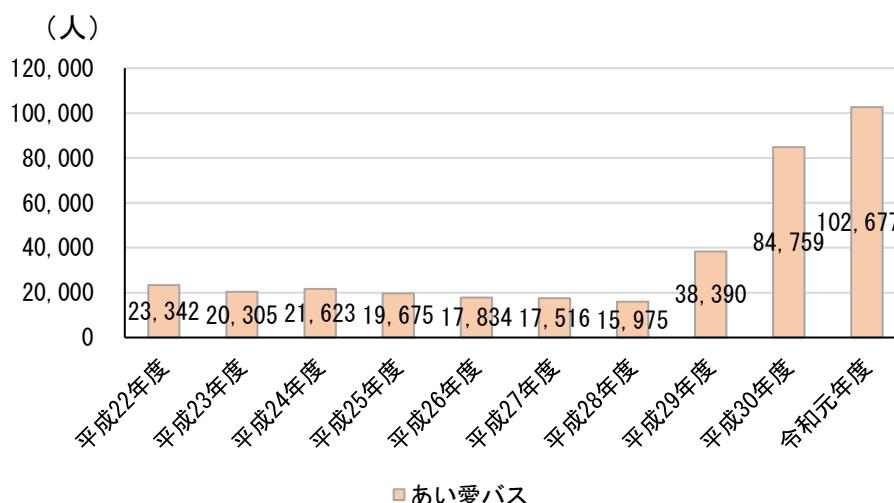
美濃太田駅の利用者は平成26年度まではやや減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、鉄道を利用して通勤や通学する人が増えています。



(美濃加茂市統計書より)

【あい愛バス年間利用者数】

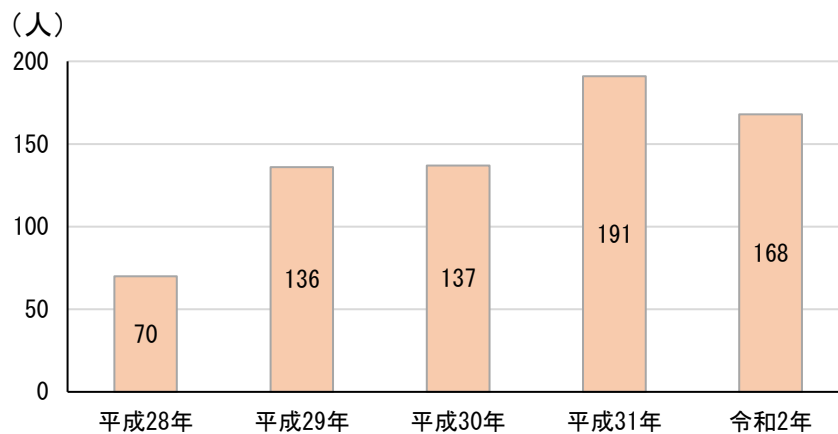
市内全域で運行するコミュニティバス「あい愛バス」の利用者も増加しています。これは、美濃太田駅を結節点にした公共交通が機能していること、福祉や医療目的の利用から、買い物・通学・通勤を目的とした利用が増えていることなど、様々な世代にバス利用者世代が広がっていることが推察されます。また、美濃太田駅には、近隣の複数の大学の送迎バスも発着し、多くの学生が利用しています。



(美濃加茂市調べ)

【高齢者運転免許自主返納者数】

高齢者運転免許自主返納者数も増加傾向にあり、自家用車を利用しなくても移動することができ、安心して生活できる環境が求められています。



(美濃加茂市調べ)

2-4-⑤-A 鉄道を利用した立ち寄りやすさ

候補地の中心と最寄り駅の距離を測定し、待ち合い時間も含むアクセシビリティを算出しました。②美濃太田駅周辺 が最も鉄道を利用して立ち寄りやすい位置にあります。

【鉄道（最寄り駅）からの距離】



○アクセシビリティの計算

9時～16時45分	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺
路線	美濃太田駅	美濃太田駅	美濃太田駅	前平公園駅
JR高山本線 岐阜方面(上り)	22	22	22	
JR高山本線 高山方面(下り)	11	11	11	
JR太多線 多治見方面(上り)	14	14	14	
長良川鉄道 北濃方面(下り)	8	8	8	7
長良川鉄道 美濃太田方面(上り)				7
計	55	55	55	14

駅までの距離	700m	0m	700m	400m
歩行速さ	80m/分			
駅までの歩行時間(A)	8.75分	0.00分	8.75分	5.00分
1時間あたりの運行本数	3.55	3.55	3.55	0.90
待ち時間の期待値(B)	8.45	8.45	8.45	33.21
A+B	17.20	8.45	17.20	38.21

2-4-⑤-B バスを利用した立ち寄りやすさ

候補地の中心と最寄りのバス停の距離を測定し、待ち合い時間も含むアクセシビリティを算出しました。②美濃太田駅周辺 が最もバスを利用して立ち寄りやすい位置にあります。

【バス（最寄りバス停）からの距離】



○アクセシビリティの計算

9時～16時45分	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺	③美濃太田駅北側スーパー周辺	④前平公園周辺
バス停	美濃加茂市役所	美濃太田駅北口 美濃太田駅南口	駅北商業団地	前平公園
路線				
あい愛バス				
まちなかぐるっと線	5	19	5	10
3公園連絡線		16	8	
あまの森・しょうよう線		5		
むくの木・そうきち線		5		
フルーツ線(山之上線)		5	9	
フルーツ線(蜂屋線)		5		9
さとやま線		5	9	
ほたる線		5	9	
古井駅一可児川線		20		
東鉄バス				
八百津線(上り)		0		
八百津線(下り)		1		
計	5	86	40	19
バス停までの距離	0m	0m	230m	260m
歩行速さ	80m/分			
バス停までの歩行時間(A)	0.00分	0.00分	2.88分	3.25分
1時間あたりの運行本数	0.32	5.55	2.58	1.23
待ち時間の期待値(B)	93.00	5.41	11.63	24.47
A+B	93.00	5.41	14.50	27.72

2-4-⑥ 自動車を利用した立ち寄りやすさ

自動車によるアクセスのしやすさを検討します。候補地（中心地点）から各地区交流センター（連絡所）までの自動車による到達時間を測定しました。③美濃太田駅北側スーパー周辺 ②美濃太田駅周辺 の順に自動車を利用して各地より立ち寄りやすい位置にあります。

【自動車による各地区からの平均到達時間】

①現庁舎周辺



②美濃太田駅周辺



※候補地から各地区交流センター（連絡所）までの自動車による到達時間を複数の検索サイトより算出し、平均到達時間を抽出した。

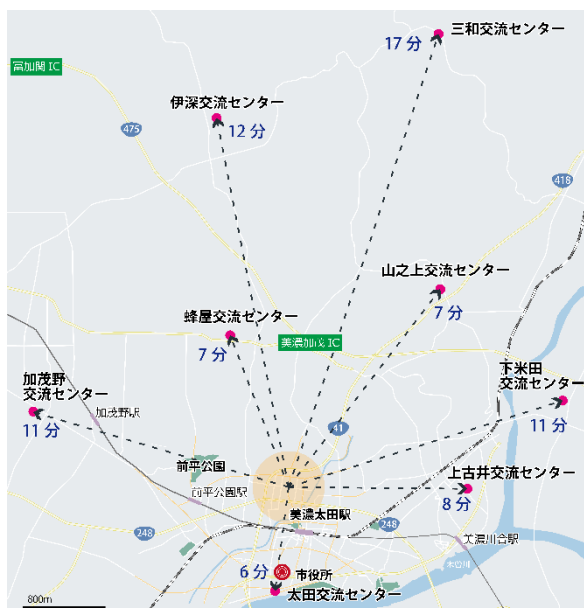
①現庁舎周辺

施設名	平均到達時間 (分)
太田交流センター	2
上古井交流センター	9
山之上交流センター	12
蜂屋交流センター	11
加茂野交流センター	13
伊深交流センター	16
三和交流センター	21
下米田交流センター	14
自動車による各地域からの 平均到達時間（合計値）	98

②美濃太田駅周辺

施設名	平均到達時間 (分)
太田交流センター	4
上古井交流センター	8
山之上交流センター	9
蜂屋交流センター	9
加茂野交流センター	12
伊深交流センター	15
三和交流センター	19
下米田交流センター	12
自動車による各地域からの 平均到達時間（合計値）	88

③美濃太田駅北側スーパー周辺



④前平公園周辺



※候補地から各地区交流センター（連絡所）までの自動車による到達時間を複数の検索サイトより算出し、平均到達時間を抽出した。

③美濃太田駅北側スーパー周辺

施設名	平均到達時間 (分)
太田交流センター	6
上古井交流センター	8
山之上交流センター	7
蜂屋交流センター	7
加茂野交流センター	11
伊深交流センター	12
三和交流センター	17
下米田交流センター	11
自動車による各地域からの 平均到達時間（合計値）	79

④前平公園周辺

施設名	平均到達時間 (分)
太田交流センター	8
上古井交流センター	12
山之上交流センター	9
蜂屋交流センター	7
加茂野交流センター	10
伊深交流センター	12
三和交流センター	18
下米田交流センター	15
自動車による各地域からの 平均到達時間（合計値）	91

■2-4. 市民のにぎわい、利便性 検討項目評価表

番号	検討項目・指標	①現庁舎周辺	②美濃太田駅周辺
2-4-①	商業施設立地状況	37,451 m ² /326 棟	29,126 m ² /246 棟
2-4-②	医療施設立地状況	10 か所	11 か所
2-4-③	公共施設立地状況	17 か所	11 か所
2-4-④	人口重心からの距離	約 1.8 km	約 1.2 km
2-4-⑤	公共交通を利用した立ち寄りやすさ 鉄道アクセシビリティ（上段） バスアクセシビリティ（下段）	約 17 分	約 8 分
		約 93 分	約 5 分
2-4-⑥	自動車を利用した立ち寄りやすさ 自動車による各地区からの平均到達時間（合計値）	98 分	88 分

番号	検討項目	③美濃太田駅北側 スーパー周辺	④前平公園周辺
2-4-①	商業施設立地状況	47,573 m ² /126 棟	6,768 m ² /42 棟
2-4-②	医療施設立地状況	4 か所	2 か所
2-4-③	公共施設立地状況	3 か所	3 か所
2-4-④	人口重心からの距離	約 0.5km	約 1.5 km
2-4-⑤	公共交通を利用した立ち寄りやすさ 鉄道アクセシビリティ（上段） バスアクセシビリティ（下段）	約 17 分	約 38 分
		約 14 分	約 28 分
2-4-⑥	自動車を利用した立ち寄りやすさ 自動車による各地区からの平均到達時間（合計値）	79 分	91 分

□にぎわいの創出

立地適正化計画及び都市計画マスタープランに定める都市機能誘導区域（都市拠点）である ①現庁舎周辺 ②美濃太田駅周辺 での新庁舎整備は、今後の市のまちづくり政策、都市計画の方向性とも一致します。また、②美濃太田駅周辺 では、美濃太田駅南地区において市街地再開発事業が計画されており、新庁舎と一体となった新しいまちづくり、にぎわいの創出が最も期待できます。

2-5. 地域資源

地域資源（歴史・伝統・自然環境を含む）を新庁舎整備にいかすことができるかを検討します。これは、基本構想に掲げられた新庁舎をいかしたまちづくりの理念「現代版 太田宿」の具現化に資する場所であるかどうか、地域の文化や歴史、自然環境をいかしたまちづくりを展開できるかどうかについての検討です。

候補地	地域資源（歴史・伝統・自然環境等）
①現庁舎周辺	中山道太田宿 木曾川 中心市街地（商店街等）
②美濃太田駅周辺	美濃太田駅（JR・長良川鉄道） 中心市街地（市街地再開発事業・商店街等） 大手町公園
③美濃太田駅北側スーパー周辺	大型商業施設
④前平公園周辺	前平公園 前平公園駅（長良川鉄道）

①現庁舎周辺 は中山道太田宿、②美濃太田駅周辺 は、美濃太田駅をいかしながら、市街地再開発事業などとの連携が考えられます。④前平公園周辺 は、公園をいかした事業展開も考えられます。

3. まとめ

これまでの検討結果を踏まえ、各候補地を整理・比較します。

【検討項目評価総括表】

評価項目	候補地	2-2 安全性			2-3 経済性			2-4 市民のにぎわい、利便性						2-5 地域資源	評価	
		2-2-① 浸水害	2-2-② 地震による損壊	2-2-③ 土砂崩壊の危険性	2-3-① 総費用 (整備費用+維持管理費30年間)	2-3-② 用地確保の実現性	2-3-③ 公共施設延床面積の変化	2-4-① 商業施設立地状況	2-4-② 医療施設立地状況	2-4-③ 公共施設立地状況	2-4-④ 人口重心からの距離	2-4-⑤ 公共交通(鉄道)を利用した立ち寄りやすさ	2-4-⑤ 公共交通(バス)を利用した立ち寄りやすさ			2-4-⑥ 自動車を利用した立ち寄りやすさ
①現庁舎周辺	都市機能誘導区域内	木曾川洪水浸水想定区域図 計画規模：0.5-3.0m 想定最大規模：10.0-20.0m	想定最大震度：震度6弱 液状化危険性：かなり低い	平坦地	14,143,000千円	市有地を中心に確保可。	約3,200㎡の増加	面積計：約37,500㎡ 棟数：約330棟	10箇所	17箇所	約1.8km	最寄り駅アクセシビリティ：約17分	最寄りバス停アクセシビリティ：約93分	各地区平均到達時間合計：98分	○	最適地
②美濃太田駅周辺	都市機能誘導区域内	木曾川洪水浸水想定区域図 計画規模：範囲外 想定最大規模：5.0-10.0m	想定最大震度：震度6弱 液状化危険性：かなり低い	平坦地	11,949,000千円	市有地を中心に確保可。 (効率的な土地活用が必要)	約3,100㎡の減少	面積計：約29,100㎡ 棟数：約250棟	◎	○	○	◎	◎	○	◎	
③美濃太田駅北側スーパー周辺	都市機能誘導区域外	木曾川洪水浸水想定区域図 計画規模：範囲外 想定最大規模：3.0-5.0m	想定最大震度：震度6弱 液状化危険性：低い	平坦地	14,685,000千円	市有地無し。 (用地の確保は困難)	約1,900㎡の増加	面積計：約47,600㎡ 棟数：約130棟	◎	○	◎	○	○	◎	◎	
④前平公園周辺	都市機能誘導区域外	木曾川洪水浸水想定区域図 計画規模：範囲外 想定最大規模：範囲外	想定最大震度：震度6弱 液状化危険性：かなり低い	勾配地	15,597,000千円	市有地有り。 (県畜産研究所として県へ貸地中)	約1,900㎡の増加	面積計：約6,800㎡ 棟数：約40棟	◎	○	○	◎	◎	◎	○	

(◎：他と比較して最も適している、○：他と比較して適している)

以上より、さまざまな視点から検討した結果、

□新庁舎の整備費用について、維持管理費も含めて最も市の財政負担を軽減できること。

□美濃加茂市の玄関として、市商業ビルの一部機能を新庁舎に引き継ぎ、活かすことができること。

□市街地再開発事業との連携による新しいまちづくり、“にぎわい”の創出が期待できること。

□美濃太田駅に隣接し、あらゆる方にとって便利な立地環境であること。

□市有地を中心に整備することができること。

などから、基本構想に掲げる「新庁舎をいかしたまちづくり」につながる ②美濃太田駅周辺 を新庁舎の整備地とします。

<現庁舎周辺における新庁舎整備の検討>

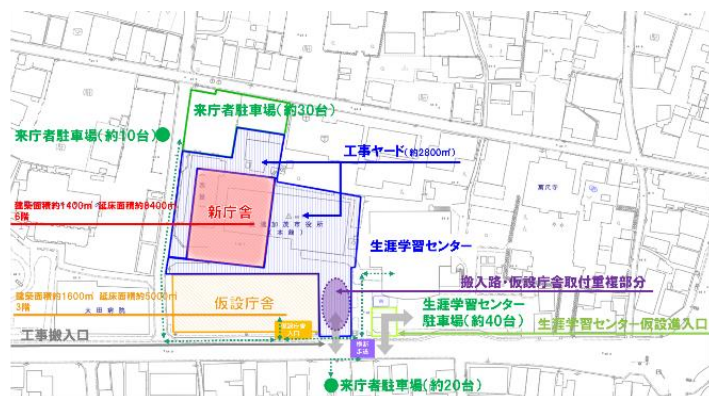
近年の地震災害や豪雨など災害を踏まえた国における官公庁施設の防災機能確保に有すべき性能基準である「官庁施設の基本的性能基準（国土交通大臣官署部）」（令和2年4月改定）では、想定最大規模降雨等による浸水に対しても必要な性能を確保することとされています。災害への対応を行う市町村における活用も想定されております。新庁舎を整備する場合に課題となる浸水については、防災無線室・災害対策室などを想定最大規模の浸水深より上の階に配置するなど災害応急対策活動等を円滑に行う上で必要な対策（建物浸水防止等）を講じることが求められています。

現庁舎敷地は、木曽川洪水浸水想定区域図の計画規模において0.5-3.0mの浸水深、想定最大規模において10.0-20.0mの浸水深と12-24時間の浸水継続時間が想定されます。よって、現庁舎敷地において新庁舎を整備する場合、低層の建物では想定される浸水深への対応が困難であり、1階をピロティ型駐車場として計画規模の浸水に備えた中層以上の建物が望ましいと考えられます。

また、議場をはじめとした議会機能等もあわせて浸水を免れる上階に設置しておくことが望ましい一方で、想定する6階建ての建物において浸水を免れる6階部分（6階の床高約21m）のみでは、求められる機能に対応する床面積の確保は困難です。仮に5階以上が浸水を免れると想定した場合でも十分な延床面積の確保は難しくなります。なお、7階建て以上の高層建物の建築は、日影規制の考慮など周辺の景観や住環境への配慮を考えると現実的ではありません。

□現庁舎本館及び西館の場所に新庁舎を建設する場合【ケース1】

現在の本庁舎本館及び西館の場所（現在の本庁舎と同じ位置）に新庁舎を建設するケースを考えます。現在の本庁舎本館の場所は、北側に隣接建物があり、日影規制により全面的に4階以上の建物を建築することは困難です。よって、前述の浸水に対応するため、

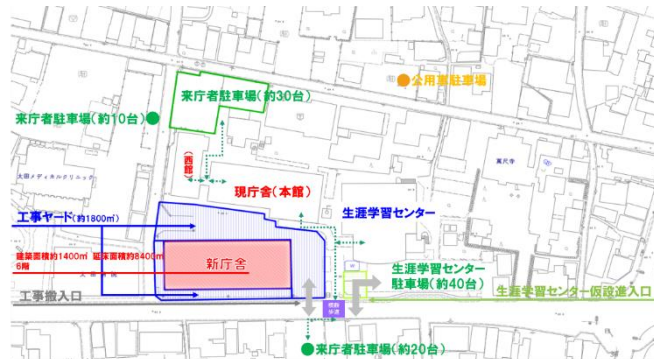


現在の本庁舎西館の場所に6階建ての建物を想定します。なお、現在の本庁舎西館の場所に6階建て、本庁舎本館の場所に3階建ての建物とした場合、浸水の恐れのない階の延べ床面積は減少します。工事にあたっては、仮設庁舎が必要となります。

(次頁に続く)

□現庁舎本館南駐車場に新庁舎を建設する場合【ケース2】

現在の本庁舎本館及び西館の南駐車場に新庁舎を建設するケースを考えます。この場合、現在の庁舎を利用しながら、工事を行うことによって、仮設庁舎は不要になります。しかし、より狭い環境下での工事となり、来庁者用に近接した、安全で十分な駐車場の確保は困難です。また、整備後は、新庁舎と生涯学習センターとの歩行者動線が、車両の進入路で分断され、敷地内における歩車分離を図ることが困難となり、歩行者と車両の接触等が危惧されます。



□まとめ

現庁舎周辺に新庁舎を整備した場合、庁舎の場所が変わらないため利用者にとってわかりやすい、広い土地を新たに取得する必要がないなどの利点が考えられます。現庁舎周辺において新庁舎を整備する場合、上記検討をふまえ、将来の利用環境なども考慮した結果、現庁舎本館及び西館の場所に新庁舎を建設する場合【ケース1】が選択されます。しかし、この場合においても以下の課題が生じることから、現在の庁舎敷地において新庁舎を整備することは適切ではないと考えられます。

- 仮設庁舎の設置と2回の移転作業が必要となる。
- 南側駐車場に仮設庁舎を設置し、庁舎建設工事を進めながら、安全で十分な来庁者用駐車場の確保は困難。(現在の来庁者駐車場は使用できないため、代替の駐車場が必要)
- 工事期間中(およそ3年間)は、庁舎と隣接し、駐車場を共同で使用している初期対応避難所でもある生涯学習センターの安全な利用を阻害する。
- 木曾川洪水浸水想定区域図(計画規模・想定最大規模)に含まれ、100年に一度と想定される浸水深(計画規模 0.5-3.0m)、1000年に一度と想定される浸水深(想定最大規模 10.0-20.0m)に備えた庁舎の整備、防災拠点機能の確保が求められる。あわせて、浸水の恐れのない階層に十分な床面積を確保することは困難である。

【現庁舎周辺候補地における新庁舎整備イメージと浸水深】



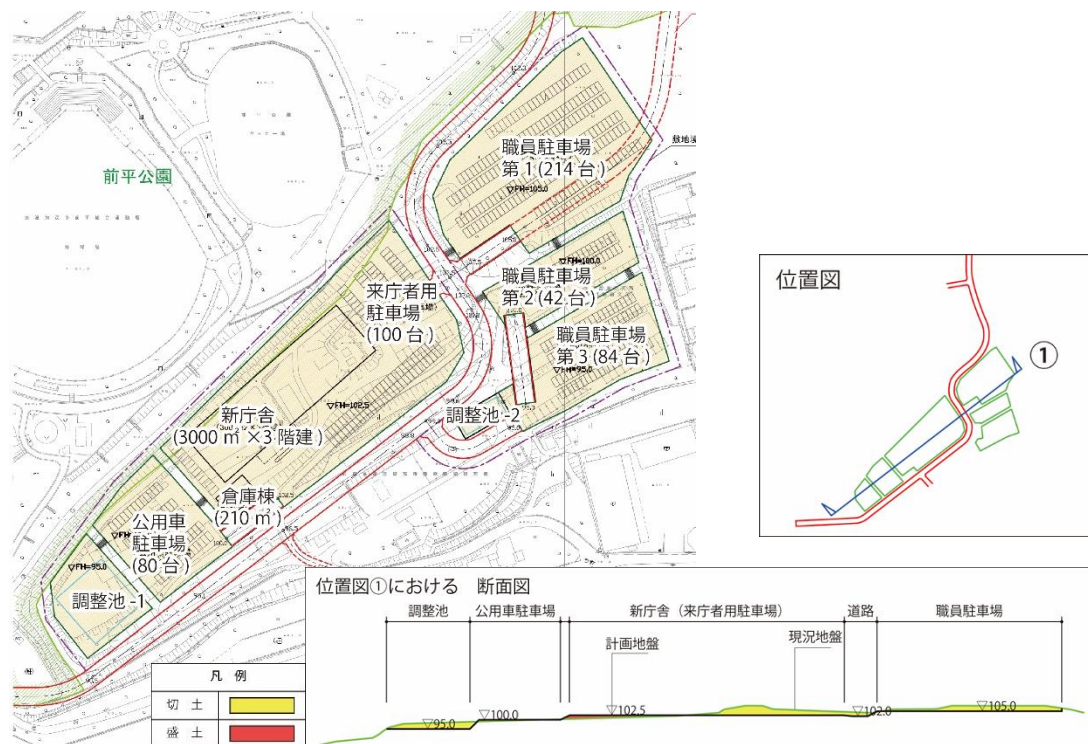
※新庁舎は1階(ピロティ駐車場)は天井高5m、2～6階は天井高4mの建物を想定したものです。

＜前平公園周辺における新庁舎整備の検討＞

前平公園周辺での新庁舎整備について調査・研究を進めました。これは、現在、岐阜県畜産研究所として県が使用している土地（市有地）の利活用をはかるものです。県によって県内5箇所にある畜産研究所施設が整理された場合、すなわち県から土地が返還された場合には、同地を市が利用することができます。この土地の活用にあたっての課題は、その地形です。高低差は最大で約30m（市道山手線から畜産研究所地内の標高差）あり、新たに取り付け道路の整備を含む土地の造成が必要です。造成にあたっては、階段状の敷地を可能な限り、そのまま使用することにより、コスト削減を計画しました。

しかし、道路の勾配は急になり、敷地内には階段などもあり、高齢者の方や徒歩、自転車の方などにとって利用しづらい環境になることがわかりました。なお、造成に要する費用は、およそ16億円と試算されました。

【前平公園周辺候補地における新庁舎整備イメージ】



前平公園は、市を代表する総合的な都市公園であり、第6次総合計画に掲げる市民の“心の健康”と“体の健康”を支える施設です。多くの市民の憩いの場として、レクリエーションやスポーツなどを楽しむ場として親しまれています。今後も前平公園整備将来基本構想及び、前平公園整備計画にもとづき、計画的に公園施設のリニューアル整備を進めていきます。また、県畜産研究所の用地は、県から返還された後、前平公園と一体となった市民の憩いの場として活用できるように調査研究を進めていきます。

【美濃加茂市未来のまちづくり委員会中間答申（平成31年2月12日）の概要～新庁舎整備地について～】

美濃加茂市未来のまちづくり委員会では、平成31年2月12日に市長に対して「新庁舎の整備地について」中間答申を行いました。中間答申における選定理由は下記のとおりです。なお、木曾川洪水浸水想定は計画規模、事業費等は委員会当時の設定によるものです。

II. 選定理由

1. 評価方法

(1) 評価指標による比較

当委員会では、上記の4つの候補地について、基本構想で定められた「新庁舎に求める6つの立地条件」及び「新庁舎をいかしたまちづくりに求められる4つのこと」を基にして評価の指標を作成しました。また、美濃加茂市のまちづくりに関して平成30年度から検討が始まった立地適正化計画が重要な役割を果たすと考え、都市機能誘導区域に関する視点からも候補地に対する検討を行いました。

具体的な評価指標は次のとおり、AからGまでの7項目です。

A 立地適正化計画（案）との関係		
基本構想を 基にした指標	安全性	B 防災面において安心であるか
	経済性	C 土地取得以外の費用が抑えられているか
		D 駐車場を含めて必要な面積が確保できるか
	市民のにぎわい、 利便性	E 利便性が高く、人の流れができ、にぎわいが創出できるか
地域資源	F 誰もが立ち寄りやすい場所か	
		G 地域資源（歴史・伝統・自然環境を含む）が活かせるか

当委員会の各委員は、4つの候補地ごとに、これらの指標による評価を行いました。指標ごとの評価結果の要点は、次のとおりです。

A 立地適正化計画（案）との関係

立地適正化計画は、新庁舎整備と同様に、まちづくりに大きく関わります。そのため、立地適正化計画における都市機能誘導区域に候補地が含まれるかどうかの評価指標です。

①現庁舎周辺及び②美濃太田駅周辺は、立地適正化計画における都市機能誘導区域内（予定）であるという点から高評価でした。

B 防災面において安心であるか

浸水、周辺の延焼危険性、倒壊危険性についての評価指標です。

④前平公園周辺は、4候補地の中で浸水の可能性が一番低いという点から高評価でした。

C 土地取得以外の費用が抑えられているか

造成費（調査設計、取付道路、上下水道等含む）と仮設庁舎に関わる費用についての評価指標です。

整備手法が未定のため、土地取得費は除き、かつ新庁舎は直接建設方式で建設すると仮定して評価した結果、造成費及び仮設庁舎が不要という点から②美濃太田駅周辺と③美濃太田駅北側スーパ－周辺が高評価でした。

D 駐車場を含めて必要な面積が確保できるか

市有地の面積の規模等についての評価指標です。

約5万㎡の市有地がある（県に貸出中）という点から④前平公園周辺が高評価でした。

E 利便性が高く、人の流れができ、にぎわいが創出できるか

新庁舎整備は、庁舎整備のみを考えるのではなく、将来のまちづくりに関しても考えるべきという考えに基づく評価指標です。

駅に近く、賑わいが創出できるといった点から、②美濃太田駅周辺が高評価でした。

F 誰もが立ち寄りやすい場所か

公共交通機関からの立ち寄りやすさ等についての評価指標です。

Eと同様、立ち寄りやすい場所であるという点から②美濃太田駅周辺が高評価でした。

G 地域資源（歴史・伝統・自然環境を含む）が活かせるか

この評価指標については、各委員の候補地間の評価に大きな差はみられませんでした。

各委員は、これらの指標を用いて4つの候補地を点数化しました。指標ごとの評価を◎、○、△、×の4段階とし、それぞれ3、2、1、0点として集計しました。以下の3つのケース（ケース1～3）で集計した結果、いずれも②美濃太田駅周辺が最も高評価となりました。

ケース1：7項目の評価指標について、重みは全て同一として集計した場合

ケース2：評価指標A（立地適正化計画との関係）のみ重みを2倍にして集計した場合

ケース3：評価指標Aを除いて集計した場合

候補地	ケース1	ケース2	ケース3
①現庁舎周辺	84	102	66
②美濃太田駅周辺	109	131	87
③美濃太田駅北側スーパ－周辺	80	83	77
④前平公園周辺	79	85	73

(2) 経済性と実現性等による検討

7項目の指標による評価を行った後、経済性と実現性等について各候補地の検討を行いました。

①現庁舎周辺

- (A) 立地適正化計画の都市機能誘導区域に位置する
- (B) 木曽川の洪水浸水想定区域内である (*1)
- (C) 仮設庁舎の建設が必要で、引越しが2回必要(現庁舎→仮設庁舎→新庁舎)
- (C) 初期整備費用53億円+維持管理費用81億円=合計134億円 (*2)
- (D) 市有地あり。本庁舎約7,200㎡、分庁舎約2,400㎡

②美濃太田駅周辺

- (A) 立地適正化計画の都市機能誘導区域に位置する
- (B) 一部の範囲について木曽川の洪水浸水想定区域内である (*1)
- (C) 初期整備費用49億円+維持管理費用81億円=合計130億円 (*2)
- (D) 市有地あり。約5,300㎡
- (E) 駅周辺の活性化が期待できる

③美濃太田駅北側スーパー周辺

- (A) 立地適正化計画の都市機能誘導区域に位置しない
- (B) 木曽川の洪水浸水想定区域外である (*1)
- (C) 初期整備費用53億円+維持管理費用81億円=合計134億円 (*2)
- (D) 市有地がないため、用地を確保する必要あり

④前平公園周辺

- (A) 立地適正化計画の都市機能誘導区域に位置しない
- (B) 木曽川の洪水浸水想定区域外である (*1)
- (C) 丘陵地のため造成費が必要
- (C) 初期整備費用54億円+維持管理費用81億円=合計135億円 (*2)
- (D) 市有地あり(岐阜県へ無償貸出中:約5万㎡)。岐阜県畜産研究所の土地が県から市に返還されるのは平成36年度以降の予定

(*1) 美濃加茂市ハザードマップによる。ただし、木曽川上流に建設中の新丸山ダムが完成すれば、①と②は、洪水浸水想定区域から外れる見込み。

(*2) 金額は概算。①～④における初期整備費用の金額は、いずれも直接建設方式によるもの。また、維持管理費は整備後60年間の費用(新庁舎の解体費は含まず)。

(1)及び(2)の比較検討結果から、「美濃太田駅周辺」が候補地としての優位性が高いという結果になりました。しかし、委員会の中では、新庁舎整備について庁舎の床面積確保の点及び整備費用について検討すべきという課題が残りました。

2. 美濃太田駅周辺における庁舎の床面積確保及び整備費用の検討

当委員会は、上記の比較検討で残された課題について、さらに検討を行いました。

<庁舎の床面積確保について>

土地については、庁舎整備が可能な市有地が約5,300㎡あります。また、民有地については、周辺に空地や貸駐車場があり、必要な場合はそれらを利用することが可能だと考えられます。一方、建物については、市有地に庁舎を建設する案、民間ビルを間借りする案、これら両方の案の組み合わせなどにより、必要な床面積を確保することが可能だと考えられます。

<整備費用について>

市では、民間活用の観点から、「美濃加茂市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」に基づき(*3)、新庁舎を整備する場合も、PPP/PFI手法の導入を優先的に検討することになっています。従って市は、従来型の手法よりもPPP/PFI手法が適すると判断した場合は、その手法で新庁舎を整備することになります。民間活用によって、従来型の手法に比べて整備費用を削減できる可能性があります。

(*3) 同規程第4条第1号及び第5条第1項第2号

3. 結論

当委員会は、4つの候補地の中から新庁舎の整備地としてふさわしい場所を審議した結果、7項目の評価指標による評価結果、経済性と実現性等の評価、立地適正化計画のまちづくり基本方針(案)で美濃太田駅周辺が都市拠点として位置付けられている点、基本構想で描いた新庁舎をいかしたまちづくりのイメージを実現できそうな場所、などを総合的に判断し、さらに、庁舎の床面積確保及び整備費用の面でも問題がないと考えられたため、新庁舎の整備地として「美濃太田駅周辺」が最適であるという結論に達しました。

4. 新庁舎整備基本計画の検討に向けて

引き続き当委員会は、選定した整備地において、西暦2050年を見据えた新庁舎の規模、機能、その他新庁舎整備基本計画の策定に必要な事項について、周辺の市街地再開発の動向も考慮しつつ、検討していきます。

なお、より効果的な新庁舎整備を行うため、今後の基本計画の検討に関して、現庁舎敷地をまちづくりに活用するよう検討することを、市に対して要請します。

以上

2. 新庁舎の機能

2-1. 基本的な機能の具体化について

新庁舎整備基本構想では、新しい市役所づくりの基本理念を「みんなのまあるいまちづくりひろば」としています。この理念は、新しい市役所が「市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことができるまちづくり」や「美濃加茂市を訪れる人々が魅力を感じるまちづくり」を行う拠点（ひろば）となることを目指しているものです。

この基本理念を実現するため、新庁舎整備の5つの基本方針として「まちが元気になる庁舎」「安全で安心な庁舎」「すべての人にやさしい庁舎」「市民が集う開かれた庁舎」「持続可能な庁舎」が基本構想に掲げられており、新庁舎に求められる基本機能として ①市民サービス機能 ②執務機能 ③市民とのつながりやまちとのつながりに対応した拡張機能が定められました。

このように整備された新庁舎は、すべての市民の暮らしを守り、みんなの活動をサポートし、美濃加茂市の魅力そのものを向上させる役割を果たす、「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまち」の実現に資するものです。

そこで基本計画においては、基本構想において定めた新庁舎に求められる3つの基本機能に技術的配慮と人間的配慮を加え、導入を計画する具体的な機能・設備・性能について計画します。

なお、市民サービス、利便性の向上や人口減少による利用者の減少など社会環境の変化にあわせて、ニーズの変化を考慮しながら、庁舎のフロア構成や窓口、部課の再配置などを随時適正化していきます。

<基本理念>

<基本方針>

<基本機能>

<具体的な導入機能・設備・性能>

みんなのまあるいまちづくりひろば

■まちが元気になる庁舎

- ・にぎわいをうむ
- ・人が行き交い、商いが育まれる
- ・美濃加茂暮らしを楽しくする

■安全で安心な庁舎

- ・災害に耐え市民の暮らしを守る
- ・地域防災拠点として機能する

■すべての人にやさしい庁舎

- ・利用しやすい
- ・働きやすい
- ・バリアフリー
- ・ユニバーサルデザイン

■市民が集う開かれた庁舎

- ・市民協働ができる
- ・市民が気軽に関わり活動できる
- ・ふらっと寄れる憩いのある空間

■持続可能な庁舎

- ・環境負荷の低減
- ・自然環境を活かす
- ・社会ニーズや高度な技術への柔軟な対応ができる

①市民サービス機能
□市民窓口
□市民相談

②執務機能
□防災拠点
□市政・議会運営

③拡張機能
□市民とつながる
□まちとつながる

×

①技術的配慮

②人間的配慮

■すべての人が利用しやすい窓口

- ・利便性を高めるワンフロアの市民窓口
- ・相談対応型窓口への移行
- ・「クイック窓口」と「ゆったり窓口」
- ・フリー窓口
- ・プライバシー保護に配慮した窓口
- ・柔軟に対応できる平面計画
- ・フロアコンシェルジュ
- ・快適な待合環境の創出

■みんなにやさしいユニバーサルデザイン

- ・わかりやすいサイン
- ・デジタルサイネージ
- ・多目的トイレ
- ・授乳室等
- ・来庁者用駐車場（おもいやり駐車場）

■快適で働きやすいオフィス

- ・使いやすく、フレキシブルに対応できるオフィス環境
- ・効率よく打合せできる会議室
- ・ミーティングスペース
- ・福利厚生・リフレッシュコーナー
- ・セキュリティ対策

■市民とつながる・まちとつながる

- ・コンベンション機能
- ・市民が自由に利用し、交流できるスペース
- ・開放的なエントランス・市民ロビー
- ・利便施設
- ・利便性の高い交通アクセス機能

■地震など災害に強い防災拠点

- ・地震に備えた安心・安全な庁舎構造
- ・BCP（業務継続計画）対応への取り組み
- ・災害対策本部（災害対策室）
- ・情報通信・発信機器の強化
- ・十分な備蓄スペースの整備
- ・一時滞在スペース等の確保

■市民に開かれた議会運営

- ・議場
- ・傍聴席

■人にやさしい、地球にやさしい環境機能

- ・感染症対策
- ・省エネルギー対策
- ・建物の環境性能
- ・再生可能・自然エネルギー
- ・郷土材の利用
- ・建物の長寿命化
- ・周辺への環境配慮
- ・機器・設備運転管理システム、ZEB

基本的な機能の具体化のフロー

2-2. 新庁舎に求められる基本機能・設備・性能

基本構想で示した基本機能を基に検討した、新庁舎に求められる具体的な機能・設備・性能の内容について以下の様に設定します。

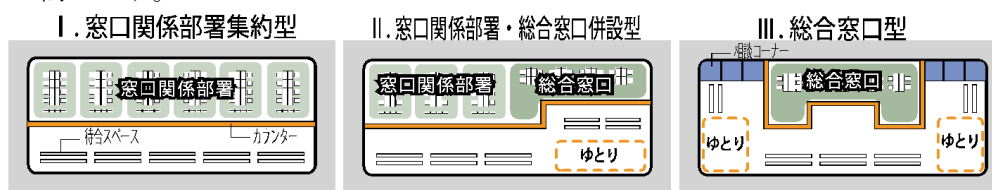
※導入するものは「💡」、検討するものは「✓」を表記します。

■すべての人が利用しやすい窓口

安心して相談することができて、スムーズに、スピーディーに手続きができる、すべての人にとって利用しやすい窓口とします。

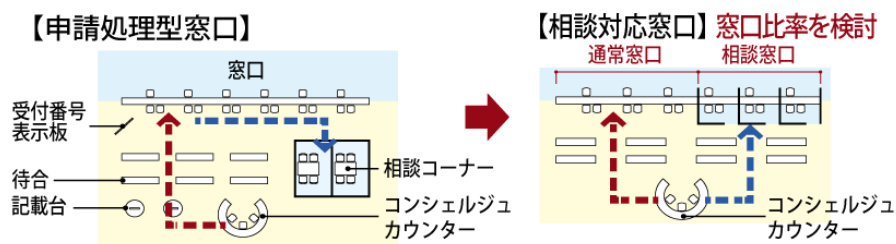
<利便性を高めるワンフロアの市民窓口>

- 💡 ・市民の利用が多い窓口をワンフロア、低層階に集約し、窓口間の移動を少なくして、利便性の向上を図ります。
- ✓ ・窓口関係部署の集約型から総合窓口型まで、様々な窓口サービスのシステムを検討します。



<相談対応型窓口への移行>

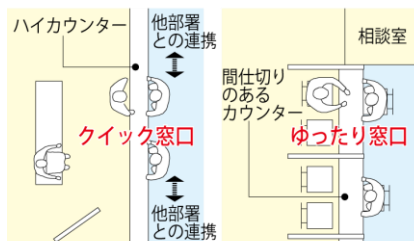
- 💡 ・今までの「申請処理型窓口」から「相談対応型窓口」への変化を見込み、利用者ニーズに適した窓口のレイアウト・窓口面積を整備します。



<「クイック窓口」と「ゆったり窓口」の設置>



・市民窓口は諸証明の申請・交付を対面式で即時に行えるハイカウンターによる「クイック窓口」（住所変更等）とプライバシーに配慮した年金や税金等の相談を行えるローカウンターによる「ゆったり窓口」を設置します。



クイック窓口とゆったり窓口



窓口カウンターの例

<フリー窓口>



・通常はどの課でも使用でき、税の申告等の繁忙期には専用の窓口として機能するフリー窓口を年間の稼働率を考慮して設置します。

<プライバシー保護に配慮した窓口>



・各窓口には、相談者のプライバシーを守りながら各種の相談ができるように、パーティションや半個室の相談ブース等を設置します。



半個室の相談ブースの例

<柔軟に対応できる平面計画>



・市民窓口や担当課の執務スペースはICTの推進や人口増減、社会ニーズの変化により、窓口の形態が大きく変わることも想定されるため、柔軟に対応できる平面計画とします。

<フロアコンシェルジュ>



・来庁者の用件に応じた窓口の案内や、書類の書き方の説明など、市民の窓口利用を支援するフロアコンシェルジュの配置を検討します。

<多言語対応発券機>



・ICT を活用した多言語対応発券機などの案内機器を総合案内付近に設置し、フロアコンシェルジュ等専用の職員が操作説明補助を行うなど、外国人利用者の利便性向上を図ります。

<公衆無線 LAN>



・来庁者の利便性向上や災害時における有効な通信手段の確保のために、市政情報等の収集が可能な公衆無線 LAN を整備します。

<快適な待合環境の創出>



・来庁者が快適に待ち時間を過ごすことができるように、ゆとりある待合スペースを設置します。また、お子様連れの方に配慮した、キッズスペースや絵本コーナー等を整備します。



キッズスペースの例

■みんなにやさしいユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者、外国人、お子様連れの方など多様な来庁者に配慮した、だれもが安心して利用できる建物とします。

<わかりやすいサイン>



・高齢者や障がい者、外国人など、だれにでもわかりやすい案内表示となるように、ピクトグラム、絵や図、カラー表示を活用したサインを設置し、多言語表記も行います。



・視覚障がい者の利用に配慮した誘導ブロックや触知案内図、また聴覚障がい者の利用に配慮したフラッシュライトや補聴器などの補助設備を設置します。



・初めて来庁される方でもわかりやすい、シンプルで視認性等にも配慮した平面計画とします。



移動式サイン・わかりやすいカラー分類の例

<デジタルサイネージ>



・多言語に対応して来庁者の目的にあわせて窓口を案内する機能、イベントや行事、市民活動情報等のお知らせ機能を持つデジタルサイネージを設置します。



デジタルサイネージの例

<多目的トイレ>



・高齢者や車いす利用者、妊婦、乳幼児連れの方、オストメイト等に対応した多目的トイレを設置します。



・多目的トイレの利用が集中しすぎないように、ベビーチェアを利用可能な便房を一般トイレにも設け、利用目的に沿ったトイレ機能の庁内配置をわかりやすく表示します。



多目的トイレの例

<授乳室等>



・乳幼児連れの方も安心して利用できるように、ベビーシート、フィッティングボード、ミルク等の調整に必要な給湯設備等も備えた授乳室を設置します。



授乳室の例

<金融機関窓口等・ATM>



・庁舎の利便性向上のため、金融機関窓口やATM等の設置を検討します。

<コールセンター>



・担当部署に電話をつなぐ以外にも、各種手続きや制度、施設案内等の市民の問い合わせに対し、オペレーターが直接回答するコールセンターの設置を検討します。

<多機能端末>



・事務効率や市民サービスの向上を目的として、紙媒体の代わりにスマートフォンやタブレット端末等、職員間の情報共有や通訳、事務手続きの迅速化を図る多機能端末を活用します。

<来庁者用駐車場等>



・障がい者や妊婦、ベビーカー利用者が利用できる駐車場（おもいやり駐車場）を庁舎のエントランス付近に設置します。



・敷地内は歩車道の分離を徹底し、分かりやすい動線計画とすることで、来庁者の安全を確保します。雨天時に雨にぬれずに移動しやすいように、駐車場からエントランスに向かう歩道に庇を設置するなどし、利用者動線を確保します。



・来庁者の駐車区画を適切に確保できるようにパーキングシステム等の導入について検討します。



エントランス付近の駐車場の例

<エレベーター・階段>



・エレベーターや階段、トイレ等は視認性にすぐれたわかりやすい配置にします。エレベーターやトイレは、車椅子が回転できる十分なスペースを確保し、階段は滑りにくい床材の使用や2段手すり等を設置します。

■快適で働きやすいオフィス

オープンフロアでフレキシブルに対応でき、機能的かつ効率的に行政サービスを提供する、快適で働きやすいオフィスとします。

<使いやすく、フレキシブルに対応できるオフィス環境>



・執務スペースは大きな一室空間にまとめて配置し、見通しの良いオープンフロアを基本とします。比較的業務の関わりがある部署を近くに配置することで、職員の移動負担の低減や円滑なコミュニケーションを図ることができます。



・限られた執務空間を有効に活用できるフリーアドレスの導入を検討します。



・将来の組織改編や職員の増減等に対応した庁舎内の柔軟なレイアウトの変更が可能になるように、部門間の境目に物品を置かないユニバーサルレイアウトや ICT の推進による情報システムの適時更新にも対応しやすいフリーアクセスフロアを導入します。



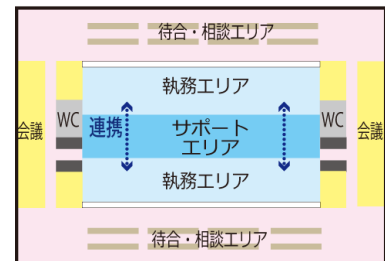
・各課の窓口には十分な長さのカウンターを確保し、ゆとりのある利用者の待合スペースを整備します。



執務空間の例

十分な長さのカウンター

執務エリアが一体化し職員の連携がしやすい



<効率よく打合せができる会議室・ミーティングスペース>



・会議室やミーティングスペースは共用化をはかり、稼働率が高くなるように効率的に配置します。



・多様な会議の用途や人数、目的に対応できるよう、可動間仕切りの設置や隣室からの音漏れを防ぐことができるサウンドマスキング^{※1}の導入等を検討します。



・大型スクリーンやパソコンなど ICT を活用した会議にも対応できる環境を整え、庁内のペーパーレス化を推進し、効率のよい事務環境を整えます。

※1 サウンドマスキング：背景音を流すことで会議や打ち合わせの声が隣室など外部に漏れたり、外部から聞こえてくる雑音を防いだりしてくれるシステムのこと。



会議室の例



打合せコーナーの例

<書庫>



・事務効率の向上のため、積極的なペーパーレス化を図りながら、書類量の低減を進め、効果的・効率的に文書を保管できる書庫を設置します。

<福利厚生・リフレッシュコーナー>



・職員間の情報交換やランチ時の利用等、多目的に使用できるリフレッシュコーナーを設置します。特に窓口部署など来庁者が多い部署の職員が、昼食時等にも快適に利用できるように配置します。



・来庁者や職員の体調不良時に、一時的に休むことのできる休養室を設置します。

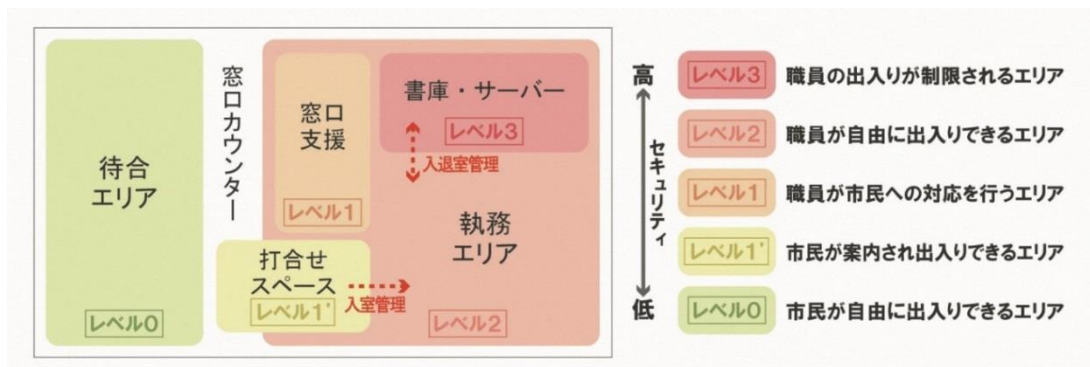
<セキュリティ対策>



・関係諸室の適正な配置と明確なゾーニングを行い、職員及び来庁者の動線に配慮し、庁舎の休日利用状況と合わせた適切なセキュリティレベルを設定します。



・サーバー室や書庫などの高い機密性が必要な室にはICカード等による入室制限を行うなど、情報を適切に管理するセキュリティ対策を整備します。



セキュリティエリアのイメージ図

■市民とつながる・まちとつながる

美濃太田駅周辺に立地する利点を最大限にいかして、庁舎のナカやソトで市民の交流やまちのにぎわいを創出し、市民に愛される場となるようにします。

<市民が自由に利用し、交流できるスペース>

- ・まちのにぎわいが生まれることを目指して、庁舎内外に市民が集い、交わる市民交流スペースを設置します。
- ・市民交流スペースは、市民が自由に気軽に訪れ、休憩できる、親しみのある空間とし、市民の交流や活動の場となるように、イベントやギャラリー、学習活動など、多様な市民ニーズに対応できる多目的な空間とします。
- ・閉庁日には駐車場等を利用し、駅の前でマルシェやイベントができるようにします。



市民利用会議室の例



屋外休憩スペースの例

<開放的なエントランス・市民ロビー>

- ・エントランスやロビーは来庁者が気軽に休憩や懇談ができるように椅子やテーブルを配置し、ゆとりのある明るくて開放的な空間とします。
- ・エントランスやロビーの整備にあたっては、カフェやレストラン、市民交流スペースとの機能連携を図ります。



市民ロビーの例

<コンベンション機能>

- ・美濃太田駅周辺にある立地をいかし、圏域の中核となるコンベンションや会議等を行うことができ、市民が会議や講演会、イベント等多様な用途で利用できる多目的なコンベンションルームを設置します。
- ✓ 同時通訳室等国際会議が行える仕様を備えた会議室を検討します。

< 利便施設 >



・美濃太田駅に近接する立地をいかし、観光地の紹介や特産品を展示・販売するコーナーを設置します。



・売店、レストラン、カフェ等の利便施設の設置を検討します。利便施設には、庁舎外から直接アクセスできる動線を確保し、閉庁日等の庁舎のセキュリティを確保しながら、広く市民が利用できるように検討します。



レストラン・カフェの例

< 利便性の高い交通アクセス機能 >



・美濃太田駅に近接した環境をいかし、鉄道やバスなど公共交通の利便性が高いアクセス環境を整え、駅からアプローチしやすい動線を確保します。

■地震など災害に強い防災拠点

災害発生時には災害対策拠点施設として、市民の救助やまちの復旧の中核として機能を発揮する防災の拠点となる庁舎にします。

<地震に備えた安心・安全な庁舎構造>



・大地震でも倒壊しないこと、救援活動の拠点として直ちに復旧支援に着手できること、防災拠点としての機能の維持などが重要であり、免震構造を中心に工期・コスト等、総合的に検討し、地震に強い建物構造とします。



免震装置



・耐震安全性分類^{※2}を構造体：I類（重要度係数^{※3}1.5）、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類で基本として整備し、地震に強く、機能を継続して発揮する建物とします。

構造形式の説明

構造	免震構造	耐震構造	制振構造
イメージ図			
	建物と基礎の間に免震装置等を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造	建物の骨格を強化し、地震の揺れに耐える構造	制振装置により地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、構造体の損傷を防ぐ構造
大地震時の揺れ	免震層でほとんどの地震力の衝撃を受け止め、上部構造はゆったりとした揺れとなる。什器への影響が一番少ない。	制振形式、免震形式に比べて大きい。地震力の衝撃を構造躯体で受けるため、什器への影響が大きい。	耐震形式よりも揺れを低減し、揺れを早くおさまり衝撃を緩和する。什器への影響があるため固定などの対策が必要。
大地震時の損傷の程度	構造体はほぼ無損傷	倒壊・崩壊しないが構造体等には軽微な損傷が生じる	構造体はほとんど損傷しない（局所的な損傷は生じる）
維持管理	免震装置の維持管理業務有（定期点検・臨時点検）	災害後点検が必要	災害後に制振装置の臨時点検が必要
BCP 建物機能維持	原則、施設の継続利用が可能	場合により、室内の復旧が必要	原則施設の維持利用が可能 場合により、室内の復旧が必要

※2 耐震安全性分類：官庁施設の多くは、地震災害時に、災害対策拠点として機能することが求められるため、入居する官署の特性に応じて、施設の構造体、建築非構造部材、建築設備に対して保有すべき目標。

※3 重要度係数：建物の設計時に地震力に割り増す係数で、大地震時に損傷を受けるものの倒壊はせずに人命を守ること、さらに建物が機能することを設計目標とする。

部 位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

<BCP（業務継続計画）対応への取組み>



・災害時に市民の安全、安心を確保するため、ライフラインが途絶えた場合でも、災害対策本部機能や市民生活のための行政サービス機能が可能となる設備（非常用電源、太陽光発電、災害時優先電話回線等）を設置します。



・浸水害を考慮した床高とすることや、重要度の高い設備機器や通信設備については、上層階に設置する等の浸水対策を行います。



災害対策室兼会議室の例

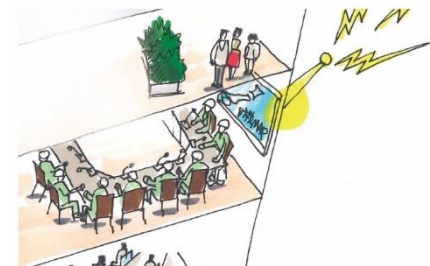
<災害対策本部（災害対策室）>



・防災安全の所管課に隣接して、非常時に災害対策本部等を速やかに設置でき、関係機関とのスムーズな連携や情報の収集・発信ができるように、電話回線やネットワーク回線等のインフラを備えた災害対策室を設置します。また、平時は通常の会議室として効率的に活用します。



・災害対策本部が指揮系統の中核として効果的、継続的に機能を発揮できるよう、災害対策室に隣接して無線室や更衣室、仮眠スペース等を配置します。



イメージイラスト

<情報通信・発信機器の強化>



・災害対策情報に関連部署と迅速に通信・共有することができるシステムを整え、被災した市民に早く広く情報発信できるデジタル防災無線等の情報発信機器を設置します。

<十分な備蓄スペースの整備>



・災害対策にあたる職員や防災関係者の初動期間に必要な緊急物資（毛布、医療品、飲料水、非常食、トイレパック等）や災害用資材（救助工具等）を備蓄する十分な防災備蓄スペースを整備します。

<一時滞在スペース等の確保>



・災害時における市民や帰宅困難者などの一時的な滞在や防災関係者の活動拠点となることを考慮し、エントランスやロビー等の大空間は滞在スペースとして利用できるように特定天井と同等の耐震化性能を確保します。



・駐車場等の屋外スペースには、災害時用マンホールトイレの設置や炊き出しスペースの確保など、非常時に有効な設備等を設置します。

■市民に開かれた議会運営

市民にとって見やすく、聴きやすく、そしてわかりやすい、市民に開かれた議会を目指し、議会を円滑に運営できる機能を整えます。

<議場>



・市民に開かれた議会が運営できるように、インターネットやCATVなどを活用した情報発信を進めるとともに、市民が気軽に議会をみることができ、開放的な議場とします。



・一方で非公開案件にも対応できる機密性も備えた議場とします。



・議場内は車椅子の方などにも対応できる演壇やフラットな床面としてバリアフリーな議場とします。



・議会閉会中は、市民がコンベンションや教育活動等で多目的に利用できるよう、柔軟なレイアウトが可能な議場を検討します。



議場の例

<傍聴席>



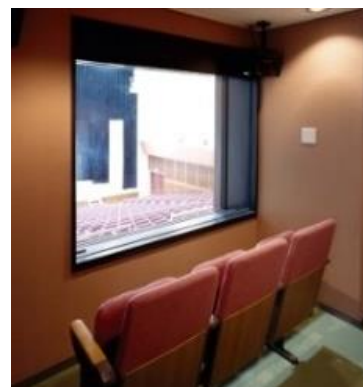
・十分な席を設け、市民が傍聴しやすい議場となるように、傍聴席までの動線をシンプルにわかりやすい、ユニバーサルデザインとします。



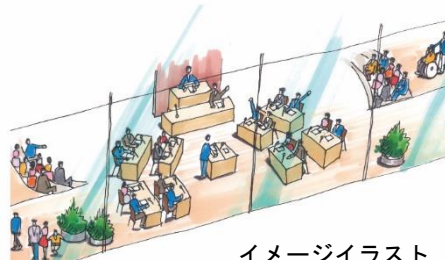
・車椅子の方などに対応した広いスペースの確保や難聴者補助システム等、障がいのある方にも配慮した傍聴席とします。



・幅広い世代が議会への興味や関心を高めることができるように、親子など子育て中の方も安心して傍聴できるスペースを設置します。



傍聴スペースの例



イメージイラスト

<議会関連施設>



・正副議長室、議会図書室、議会事務局、委員会室等必要に応じた諸室を設置します。

■人にやさしい、地球にやさしい環境機能

来庁者や職員に快適な環境を提供し、庁舎のライフサイクルを通じて環境負荷も低減する、人にやさしい、地球にやさしい環境機能を整えます。あわせて建物の維持管理コストの削減、脱炭素化と省CO2化を図ります。

<感染症対策>



・換気機能を備えた空調設備の導入による換気能力の向上、非接触型の自動ドアや給排水設備の導入による接触感染予防などにより、来庁者や職員のウイルス感染の対策に努めます。緊急時の対応に備えるオープンプロアとします。

<省エネルギー対策>



・LED照明や自動水栓等の効率の良い設備機器、照明・空調センサーによる運転制御、タスクアンドアンビエント照明^{※4}導入により、消費電力を削減します。



・庇やルーバー等を用いた適切な日射遮へい制御や外気の利活用、断熱効果に優れた建材の使用等によりエネルギー損失を減らします。



・建物の吹抜けや階段などの縦の空間を利用して暖かい空気が自然に上昇する力を使用する自然換気を利用し、ナイトパーズ^{※5}等を行うことで、環境負荷の低減を図ります。

※4 タスクアンビエント照明：作業を行う領域には所要の照度を与え、その他の周辺領域には、これより低い照度を与える照明方式。視作業域は、主にタスク照明によって必要な照度を確保し、視作業域以外は、アンビエント照明によって視作業域に比べて照度の低い照明を行う方式。

※5 ナイトパーズ：夜間の気温が低くなった外気を取入れ外気冷房を行うことで、空調機器の立ち上がりエネルギー負荷の低減を図る手法。



ルーバーの例

<建物の環境性能>



・建物の客観的な評価手法であるCASBEE（建築環境総合性能評価システム）^{※6}による高い評価を目指すことで、建物利用者や周辺環境にやさしい省エネ、省CO2に配慮した建物（サステナブル建築）を実現します。

※6 CASBEE：建築物や街区、都市などに係る環境性能（省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用などの環境配慮、室内の快適性や景観への配慮も含めた建物の品質等）を総合的に評価するツール。

<再生可能・自然エネルギー>



・災害時の複数の電源確保といった目的も含め太陽光発電の設置を検討します。その他に太陽熱・雨水・中水^{※7}再生可能・自然エネルギーの利用を推進します。

※7 中水：上水と下水の間。上水を使用し、処理した後、水洗トイレの用水や公園の噴水など、飲用に適さないが雑用水として利用できる。



太陽光パネルの例

<郷土材の利用>



・里山千年構想に基づき、環境への意識を高め、郷土への愛着を深めるために、県産材・市産材の木材を内装等の建材として積極的な利用を図ります。

<低公害車>



・低公害自動車に燃料補給する急速EV充電器や水素スタンド等の設置を検討します。



急速EV充電器の例

<建物の長寿命化>



・建物の長寿命化のために、維持管理の容易性に配慮したメンテナンスのしやすい材料や設備機器を導入します。

<周辺への環境配慮>



・近隣のヒートアイランド対策や周辺環境との調和、日射の軽減による環境負荷の低減を図るために、駐車場の舗装材の工夫や、庁舎の壁面や屋上の緑化等を検討します。

<機器・設備運転管理システム>



・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入により、エネルギー消費データの収集・記録、改善箇所の早期発見、継続的な省エネルギー運用等を行い、エネルギー消費の最適化を図ります。



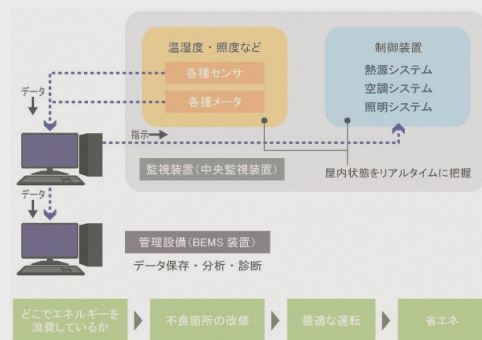
・エネルギー消費量が見える化し、環境配慮への啓発を進めます。



見える化の例

BEMS（ビルエネルギー管理システム）

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことです。ITを利用して照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行うものです。



BEMS のシステムイメージ図

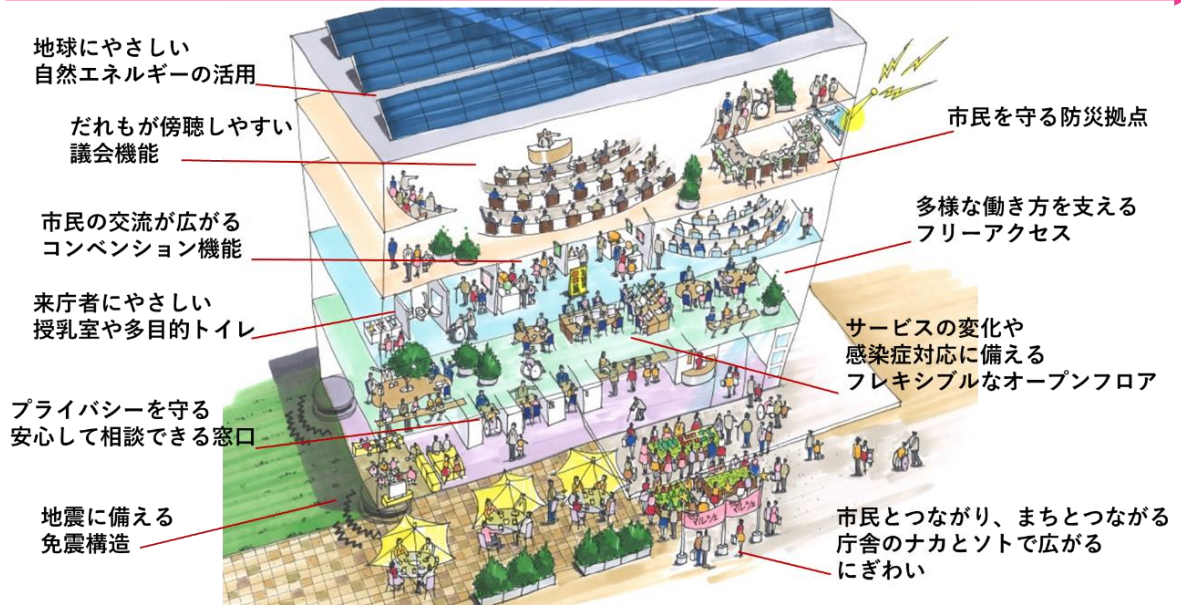
<ZEB>



・脱炭素化・省CO2化に資する為、高効率設備の導入を進め建物施設のZEB化^{※8}を検討します。

※8 ZEB: Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物。建物に必要なエネルギーを省エネと創エネで賄うこと。

新庁舎の機能のイメージ



新庁舎の新機能のイメージ図

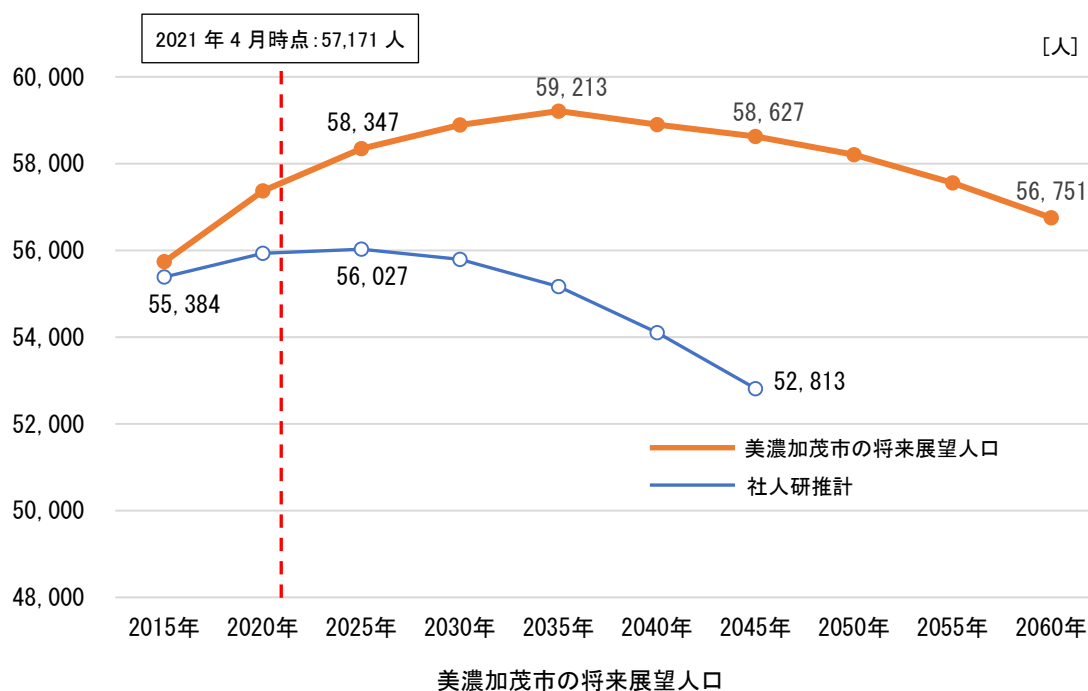
3. 新庁舎の規模

3-1. 前提条件の整理

新庁舎の規模の算定に係る前提条件を整理します。

3-1-1. 現状と将来人口推移の見込み

本市の人口は令和3年（2021年）4月時点で約5.7万人となっています。将来人口は「美濃加茂市人口ビジョン（平成28年3月策定 令和2年4月改訂）」では2035年頃までは緩やかに増加し、2035年に5.92万人、その後緩やかに減少し、2060年には5.67万人まで減少していく見込みとなっています。以上の事から、過大な整備とならないように留意するとともに高齢人口の増加も考慮して、必要な機能を整備する必要があります。



3-1-2. 職員・議員数

■現状の職員数

現在、職員は、本庁舎本館、本庁舎西館、分庁舎、外部庁舎に配置され、本庁舎本館、本庁舎西館、分庁舎、外部庁舎合わせて450人以上が勤務しています。

その内、庁舎への配置対象職員数は、本庁舎本館、本庁舎西館、分庁舎、外部庁舎の一部を含む368人を想定します。(令和3年4月1日時点)

■将来の職員数

職員の増減等により、職員体制や本庁舎機能の見直しが必要になることも予測されますが、地方分権、地方創生の推進、多様化する市民ニーズへの対応を考慮し、新庁舎の職員数は原則として現状と同規模にて計画します。

なお、市の人口1万人あたりの職員数は56.17人であり、類似団体(財政規模等が同規模の自治体)の平均74.02人と比較して少ない現況にあります。(令和2年4月1日時点)

■議員数

令和3年4月時点での議員数は16人となっています。

3-2. 公的基準による算定

(1) 「地方債同意等基準運用要綱等」による算定

「地方債同意等基準運用要綱等」(総務省：平成 22 年度版)に基づく算定方法によると新庁舎の規模は約 9,200 m²となります。

区分	室名	算定基準				面積 (m ²)
		職階区分	職員数	換算率	換算人員 基準面積 (m ² /人)	
A. 執務室	事務室	特別職	3	20	60	270.00
		部長・次長級	7	9	63	283.50
		課長級	31	5	155	697.50
		課長補佐級	70	2	140	630.00
		係長級				
		一般職員	239	1	239	1,075.50
		一般職員(製図)	18	1.7	31	137.70
計		368		688	3,094.20	
B. 付属室	倉庫	事務室面積の 13%				402.25
	会議室等	7.0 m ² × 常勤職員の現在数 会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他の諸室				2,576.00
C. 通行部分	玄関等	事務室・倉庫・会議室等の合計面積の 40% 玄関、広間、廊下、階段、その他の通行部分				2,428.98
D. 議会諸室	議事堂	議員定数(16人) × 35 m ² 議場、委員会室及び議員控室				560.00
E. 車庫	屋内車庫	現状台数 5 台 × 25 m ²				125.00
A～E 合計面積						9,186.43

(2) 「新営一般庁舎面積算定基準」による算定

「新営一般庁舎面積算定基準」(国土交通省)に基づく算定方法により新庁舎の規模を算定します。国土交通省の算定基準に含まれない諸室の面積は総務省の算定基準又は、既存庁舎面積から算定し合計します。それらを考慮し、合計した面積は約 8,300 m²となります。

<職員数の換算人員表>

	職員数	換算率	換算人員	基準面積 (m ² /人)	執務面積 (m ²)
特別職	3	18	54	3.30	178.20
部長・次長	7	9	63		207.90
課長級	31	5	155		511.50
課長補佐級	70	2.15	151		496.65
係長級					
一般	239	1	239		788.70
一般(製図)	18	2	36		118.80
合計	368		698		2,301.75

区分	室名	備考	面積 (㎡)
執務	事務室 (一般事務室、 応接室)	職員数の換算人員表執務面積の補正 10%増	2,531.93
計①			2,531.93
付属	会議室	職員 100 人当たり 40 ㎡とし、10 人増すごとに 4 ㎡増加 補正 10%増	158.40
	電話交換室	換算人員 600~800 人の場合 68 ㎡、休憩室、電池室、その他付属室を含む。(最小値を採用)	68.00
	倉庫	執務面積 (10%加算前) の 13%	299.23
	宿直室 (押入、踏込共)	1 人まで 10 ㎡とし、1 人増すごとに 3.3 ㎡を加算 押入、踏込 共 3 人想定	16.60
	庁務員室 (押入、踏込共)	1 人まで 10 ㎡とし、1 人増すごとに 1.65 ㎡を加算 押入、踏込 共 3 人想定	13.30
	湯沸室	6.5 ㎡~13 ㎡を標準とする (耐火構造で高層の場合別途算出)	13.00
	受付及び巡視溜	1.65 ㎡×人数/3 を標準とする 最小 6.5 ㎡	6.50
	便所及び洗面所	全職員数 150 人以上の場合、0.32 ㎡/人	117.76
	医務室	全職員数 350 人以上 400 人未満の場合 95 ㎡	95.00
	売店	全職員数 150 人以上に設置し、1 人当たり 0.085 ㎡とする。	31.28
	食堂及び喫茶室	全職員数 350 人以上 400 人未満の場合 161 ㎡	161.00
	理髪室	全職員数 290 人以上 530 人未満の場合 30 ㎡	30.00
計②			1,010.07
設備 関係	機械室	有効面積 (①+②) 3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満の場合 547 ㎡。冷暖房 (一般庁舎) とする。	547.00
	電気室	有効面積 (①+②) 3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満の場合 96 ㎡。高圧受電 とする。	96.00
	自家発電機室	有効面積 (①+②) 5,000 ㎡以上のみの規定	0.00
計③			643.00
交通 部分	玄関、広間、 廊下、階段室等	執務面積、付属面積、設備関係面積の 40%	1,674.00
議会	議場、委員会室 及び議員控室	議員定数 (16 人) × 35 ㎡	560.00
計④			2,234.00
窓口機能		相談室、待合スペース、市民ロビー、市政情報コーナー	650.00
福利厚生機能		休憩室、更衣室	200.00
業務支援機能		共用会議室 50 ㎡×2、相談室 10 室×10 ㎡、入札関係諸室	200.00
電算室		100 ㎡×1 箇所と想定	100.00
新聞記者室		1 ヲ所 50 ㎡と想定	50.00
印刷室		各階 25 ㎡×2 箇所	200.00
待合室		各階 100 ㎡×1 箇所 (4 層で想定)	400.00
計⑤			1,800.00
車庫	自動車置場	乗用車 1 台につき 18 ㎡。現状の車庫公用車台数と同じ 5 台とする。	90.00
	運転手詰所	1 人当たり 1.65 ㎡ 1 台に運転手 1 人と想定	0.00
計⑥			90.00
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)			8,309.00

3-3. 各機能からの規模の検討

(1) 算定基準と現庁舎の各機能の面積

新庁舎の規模検討にあたり、現庁舎の現況調査を行いました。事務室や共用部等の機能ごとの構成を確認することで、現庁舎の特徴を把握すると共に、機能毎の規模を検証します。

現庁舎の規模を公的基準の算定項目を参考に「事務室」「議会」「付属室」「倉庫」「共用部」「車庫」に分類し、公的算定基準の平均値と比較しました。

<算定基準の機能別面積構成>

	事務室 (㎡)	議会 (㎡)	付属室 (㎡)	倉庫 (㎡)	共用部 (㎡)	車庫 (㎡)	合計
地方債同意等基準運用要綱等（総務省）の面積構成（H22年）	3,094	560	2,576	402	2,429	125	9,186
新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）の面積構成	2,532	560	2,104	299	2,724	90	8,309
算定基準の平均値の面積構成	2,813	560	2,340	351	2,576	108	8,748

※新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）の着色は、2-2（2）算定表の着色毎の合計

<現庁舎の機能別面積構成>

	事務室 (㎡)	議会 (㎡)	付属室 (㎡)		倉庫 (㎡)	共用部 (㎡)	車庫 (㎡)	その他 (㎡)	合計
			会議室	更衣室等					
本庁舎、西館	1,703	622	141	777	160	1,020	52	207	4,682
附属倉庫	-	-	-	-	407	-	-	-	407
分庁舎	657	-	143	286	229	339	-	306	1,960
合計	2,360	622	1,347		796	1,359	52	513	7,049 6,536※

※その他：ゴミ庫や自転車置場等の面積を除いた合計

(2) 各機能の比較

算定基準の平均面積 (8,748 m²) と現庁舎面積 (6,536 m²) を比較しました。算定基準の平均値と比較して、約 2,200 m²程度、現庁舎が不足していますが、特に「事務室」「付属室」「共用部」は算定基準と比較して不足している事がわかります。

<算定基準の機能別面積構成>

	事務室 (m ²)	議会 (m ²)	付属室 (m ²)	倉庫 (m ²)	共用部 (m ²)	車庫 (m ²)	合計
算定基準の平均値の 面積構成	2,813	560	2,340	351	2,576	108	8,748
現庁舎の面積構成	2,360	622	1,347	796	1,359	52	6,536
算定面積と現況の差	▲453	62	▲993	445	▲1,217	▲56	▲2,212

「事務室」

事務室は、算定基準と比較し、約 450 m²不足しています。事務室が不足することによって、行政サービス機能が低下する恐れがあります。現状の事務室は、1人当りのデスクエリアが小さく、通路幅が狭い課等も見られました。近年のオフィススペースにおける1人当りのデスクエリアの面積は、5.5 m²程度が一般的です。それに加え、オフィス調査より現庁舎と同等の書棚面積 (約 570 m²) 及び窓口面積 (225 m²) が必要と考えます。

(事務室面積：職員数 368 人×5.5 m²+570 m²+225 m²≒2,700~2,900 m²)



小さいデスクと通路幅の狭い事務室



スペースがなく何台ものPCが置かれたデスク

「議会」

議会は、算定基準と比較した場合、およそ同等の面積になります。

「付属室」

付属室は、算定面積と比較して、大きく不足しています。近年の事例では、市民が利用する機能として、各階における相談室等の設置も見られます。また、トイレ等多目的シートやオストメイト、ベビーシート等が充実しているなど、ブースの数も市民窓口の階には多く確保すること等から、面積が大きくなっています。その他にも授乳室や赤ちゃんの駅等の親子連れに配慮した機能の充実も重要となっています。また、休憩室の設置も求められます。一方で食堂やカフェスペース、売店・コンビニ等の設置はにぎわい機能の調整が必要です。なお、現庁舎では、それらに関する整備はほとんど無く、現庁舎の2倍程度の面積を確保していく必要があると考えられます。

(付属室面積：1,347 m²×1.7～2.0≒2,300～2,700 m²)

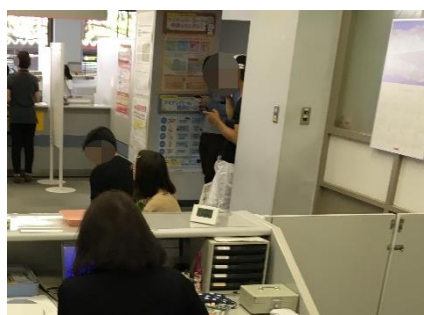
「共用部」

共用部は待合スペースの不足、十分な廊下幅の確保等は市民サービスへの影響が大きいと予想されます。現庁舎の調査より、待合スペースが非常に不足しており、混雑時は立って待っている市民や通路に設置された記帳台が通行の支障になっています。近年はエントランスホールでは、情報ラウンジやデジタルサイネージ、市民の活動スペース、展示スペース等を設置している事例が多くみられ、現庁舎の2倍程度の面積が必要と想定されます。

(共用部面積：1,359 m²×1.7～2.0≒2,300～2,700 m²)



通過に支障となる記帳台



混雑時は立って待つ市民がいる待合



列が通路まではみ出している待合

「倉庫」

現庁舎との比較より倉庫・書庫の面積が大きい事がわかりました。全体規模のおよそ8,800㎡を基準としながらも、書類の保管や防災備品の備蓄等、必要な倉庫量を十分確保する事が必要です。コンパクトな庁舎を目指すにあたり、約400㎡超過している倉庫・書庫をそのまま確保することは、市民サービス機能や行政機能に関する他の諸室に影響もあり、利用率の低い棚の整理整頓やペーパーレス化、集密書庫等を有効利用することで、書庫・倉庫面積の削減を図ります。その他は、庁舎建設までの期間を用いて不要な備品の整理や分庁舎の適切な利用により、200㎡の削減を目指します。

稼働率の低い棚の整理整頓・不要な備品の廃棄により、倉庫面積を削減します。 倉庫・書庫面積の削減目標=15%	現書庫・倉庫面積から ▲15% (▲120㎡)
ペーパーレス化による文書量の削減・集密書庫の利用により書庫面積を削減します。 書庫・書庫面積の削減目標=15%	現書庫・倉庫面積から ▲15% (▲120㎡)
不要な備品や書類を撤去します。	現書庫・倉庫面積から ▲200㎡

以上のことから、各機能の面積は以下となります。

	事務室 (㎡)	議会 (㎡)	付属室 (㎡)	倉庫 (㎡)	共用部 (㎡)	車庫	合計
現庁舎の調査および事例調査からの想定面積	2,700～ 2,900	560	2,300～ 2,700	796～400 ≒400	2,300～ 2,700	52	約8,300 ～9,300

各機能の面積を足した結果は8,300～9,300㎡となり、この平均は約8,800㎡となります。

(3) 市役所のスマート化による必要面積の減少

今後、美濃加茂市 DX 推進計画の進展、ICT 技術の活用により市役所のスマート化が進んでいくと、共用部、事務室及び書庫の必要面積は新庁舎建設時よりも減ることが見込まれます。

このため、不要となったスペースを有効活用できるなど、将来も利用しやすい庁舎とする必要があります。

以下のようなものが、本計画段階で考えられます。

「待合スペースの減少」

オンライン申請の推進により、窓口での申請・手続の件数が減少します。その結果、待合スペース（共用部）の必要面積は減少します。

「職員数の減少」

オンライン申請推進、AI・RPA 等の活用により、職員の事務作業の効率化が図られ、職員数は減少します。その結果、事務室の必要面積は減少します。

「職員用デスクの減少」

テレワークやサテライト勤務の推進により、全職員が出勤する日が無くなり、各職員ごとのデスクは不要となります。その結果、事務室の必要面積は減少します。

「ペーパーレス化の推進」

ペーパーレス化の推進により、紙媒体の保存文書が減少します。その結果、事務室の文書管理スペース及び書庫の文書管理スペースが減少します。

3-4. 新庁舎規模の算定

以上の「3-2 公的基準による算定 (1)「地方債同意等基準運用要綱等」による算定」、
(2)「新営一般庁舎面積算定基準」による算定」、「3-3 各機能からの規模の検討」より新
庁舎規模を定めます。

算定方法		面積 (㎡)
3-2	(1)「地方債同意等基準運用要綱等」による算定	9,200
	(2)「新営一般庁舎面積算定基準」による算定	8,300
3-3	各機能からの規模の検討	8,800
平均		≒8,800

以上3点より、分庁舎を含む庁舎全体の規模を以下の様に設定します。

庁舎の全体規模=約 8,800 ㎡

※市庁舎機能のみ

これらの方法で算定される面積は行政機能と議会機能のみの面積を算定するもので、
防災拠点機能やにぎわい（市民交流）機能、その他の面積は考慮されていないため、別途
規模の算定を行い加算する必要があります。また、複数棟に分かれる場合はエントランス
ホールや廊下、階段などの交通部分の面積が多くなるため、別途面積を加算する必要があ
ります。

3-5. 他庁舎との比較

近年の他自治体の庁舎事例と規模を比較しました。他庁舎と比較するため、8,800㎡に含まれていない防災拠点機能を（災害対策本部会議室：約140㎡、防災無線室：約25㎡、防災備蓄倉庫：約35㎡=200㎡）と仮定した場合、職員一人当たりの面積は24.5㎡/人（9,000㎡/368人）となっています。近年の他自治体の庁舎事例と比較してもコンパクトな規模となっています。

<職員一人当たりの庁舎規模比較>

自治体	庁舎面積	階数	構造	完成年	人口・職員数		面積/職員
	単位：㎡				単位：人	単位：人	単位：㎡/人
岐阜県美濃加茂市	9,000.00	—	—	—	57,171	368	24.5

自治体	庁舎面積	階数	構造	完成年	人口・職員数		面積/職員
	単位：㎡				単位：人	単位：人	単位：㎡/人
福岡県嘉麻市	8,731.00	地上5階	RC/免震	R2	36,764	370	23.6
新潟県魚沼市	6,939.00	地上4階	SRC	R2	37,352	260	26.7
茨城県結城市	10,376.99	地上5階	S/免震	R2	51,594	352	29.5
兵庫県太子町	7,363.98	地上3階	RC	H27	33,690	193	38.2
山口県長門市	7,012.54	地上5階	W・RC/免震	H31	35,439	270	26.0
岐阜県土岐市	9,703.89	地上3階	RC	H31	57,827	319	30.4
愛知県阿久比町	9,080.00	地上4階	RC/免震	H29	27,747	215	42.2
兵庫県小野市	10,921.93	地上6階 地下1階	S/免震	R2	48,580	352	31.0
広島県尾道市	13,973.00	地上5階 地下1階	S/免震	R2	138,626	533	26.2
鹿児島県奄美市	11,095.19	地上9階	RC/免震	H31	43,156	490	22.6
愛知県常滑市	10,400.00	地上4階	S/免震	R3(予定)	55,384	296	35.1

3-6. 追加機能の規模想定

市民とつながる・まちとつながる機能として、商業的機能とコンベンション機能を設定します。コンベンション機能は美濃加茂市商業ビル（シティプラザ美濃加茂）の利用状況から、現在の規模と同程度のホールを確保することを計画します。

■商業的機能

みんなが集う場所であるためのまちづくりの仕組みとして、テラスや外部にも開放された店舗等の設置を検討します。これは、美濃加茂市商業ビル（シティプラザ美濃加茂）にあるインキュベーター施設としての機能を引き継ぎ、若者らの創業を支援する機能ももちます。シティプラザ美濃加茂のインキュベーター施設等の面積を参考とし、500 m²程度の確保を検討します。

また、市民が閉庁時も自由に利用できるスペースの確保を進めます。閉庁時や休日にも市民が利用できるスペースを設置することで、多様な使い方ができる庁舎を目指します。例えば、美濃太田駅での送迎を待つ際に自由に利用できる室内空間やミニイベントが開催できる室内・屋外空間などです。

■コンベンション機能

美濃加茂市商業ビル（シティプラザ美濃加茂）にある、コンベンション施設（現在の大会場（若竹の間）・小ホール（楓の間））は、美濃太田駅前の立地をいかし、周辺市町村からも多くの利用があり、地域のまちづくりにとって重要な機能を発揮しています。よって、現在のシティプラザ美濃加茂の大会場・小ホールと同程度の1,000～1,500 m²程のコンベンションホール（多目的ホール）の設置を検討します。

この多目的ホールは、交流センター的な機能を持ち、市民交流スペース（研修・会議・発表の場）として利用でき、浸水災害時には、周辺市民の一時緊急避難スペースとして活用します。



コンベンション機能（多目的ホール）イメージ図

3-7. 駐車台数、駐輪台数の算定

(1) 駐車台数の算定

駐車台数のうち、来庁者用駐車台数の算定は既往の研究を用いた推計による算定方法と現庁舎の駐車台数を比較検討し、駐車台数を設定します。公用車用駐車台数、職員用駐車台数については、現庁舎の駐車台数を確保します。

① 現庁舎の駐車台数

○ 公用車

場所	駐車場分類	台数(台)	合計台数(台)
本庁舎	公用車駐車場A	6	64 (うちトラック1台)
	公用車駐車場B	12	
	公用車駐車場C	5	
	公用車駐車場D	14	
	公用車駐車場E	5	
	公用車駐車場H	9	
	公用車駐車場I	4	
	公用車駐車場J	9	
分庁舎	公用車駐車場F	24	24 (うちトラック4台)

※分庁舎は、算定台数から除きます。

※令和3年4月現在のものです。

○ 来庁者用

場所	駐車場台数	合計台数
本庁舎(南)	103	126
本庁舎(北)	23	

○ 合計 64台+126台=190台

※職員用駐車場は、現状と同様に庁舎敷地外に計画します。

② 既往研究を用いた推計

○ 来庁者用 104台

③ 来庁者用駐車場の利用想定値の算定

令和元年4月から令和2年3月の間で現庁舎来庁者数をカウントしました。その結果、1日最大利用者数が675人、1日平均利用者数が317人でした。また新庁舎整備基本構想策定時来庁者アンケートでは、来庁の交通手段が自家用車の割合は81%、市民課が目的の来庁者の割合は41%でした。これらの結果から推定される平均駐車台数は44~57台となり、推定平均瞬間駐車台数は51台となりました。

④新庁舎の計画台数

既往研究による推計結果では、来庁者台数が104台となったこと、公用車は配置される部署によって変動もあることを踏まえ、駐車台数は公用車を約60台、来庁者用約100台以上として、合計160台以上を確保することとし、新庁舎へ移転後も利用状況を踏まえ柔軟に対応することとし、庁舎敷地を含む市有地を中心に整備します。

新庁舎の駐車台数=160台以上

(2) 駐輪台数の算定

駐輪台数のうち、来庁者用駐輪台数の算定は駐車台数の査定と同様に既往の研究を用いた推計による算定方法と現庁舎の駐輪台数を比較検討し、駐輪台数を設定します。公用車用駐輪台数、職員用駐輪台数については、現庁舎の台数を確保します。

① 現庁舎の駐輪台数

○公用車

30台

○来庁者用

58台

○職員用

24台

② 既往研究を用いた推計

○来庁者用

11台

③ 新庁舎の計画台数

現況駐輪台数は112台ですが、駅南への移転となること、試算結果では来庁者台数は11台となったことを踏まえ、駐輪台数は公用車30台、職員用24台を加え、合計65台を確保することとし、新庁舎へ移転後も利用状況を踏まえ柔軟に対応することとします。駐輪場は駅周辺の駐輪場の活用も含め検討します。

新庁舎の駐輪台数=65台以上

4. 新庁舎の整備方針

近い将来に人口がピークを迎えることが予想され、健全な財政状態を維持するためにも、公共施設を有効に活用し、まちづくりに活かしていく視点が大切です。美濃太田駅周辺地域が新庁舎整備の候補地に選定されたことを受け、新庁舎を美濃太田駅周辺に整備することは、駅周辺のまちづくりに大きな役割を果たすと考えられます。

4-1. 環境要件の整理

新庁舎の配置等を計画するための環境要件を整理します。

(1) 美濃加茂市人口ビジョン

【再掲, 68 ページに記載】

前述のとおり、「美濃加茂市人口ビジョン（平成 28 年 3 月策定 令和 2 年 4 月改訂）」ではピーク時の 2035 年に 5.92 万人となるとされ、その後緩やかに減少する見込みとなっています。そこで、最大で 5.9 万人の市民利用に対応し、少子高齢化など人口構成の変化に伴う公共施設に対する利用者ニーズの変化に応えながら、インフラ施設の過剰な整備にならないようにしなくてはなりません。

(2) 美濃加茂市公共施設等総合管理計画

【再掲, 23 ページに記載】

今後、公共施設の大規模改修や建て替えなどに要する費用が増えることも予想され、平常の維持管理と合わせると財政負担の増加も懸念されます。

そこで、「美濃加茂市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）」では、公共施設の総数・総量削減の方針として、「建替時は統合・複合化を検討し、施設の総数を圧縮する」こと、「施設の総量（延床面積）は現況以上に増やさない」ことを掲げ、「効率的な運営を基本として公共施設の更新・維持管理費用の削減を図る」ことを最優先で検討するとしています。さらに、同計画にある「公共施設等マネジメントの 5 原則」においては、健全な財政を維持するために、「公共施設等の整備（更新・統合・複合化・民間施設の活用等）を行う際は、将来負担比率 0% を堅持することを絶対的な条件とし、将来負担比率 0% の維持及び市債残高の削減」を図ることとしています。

また、新庁舎整備の候補地である美濃太田駅周辺では、限られた土地を有効に活用した整備が求められます。

そのほか、市では、公共施設等総合管理計画等に基づき、すべての避難所となる公共施設の耐震化（改修・建替え等）を完了しています。現本庁舎についても耐震改修を終えてはいますが、災害対策拠点としての基準に満たない状況にあります。

(3) 美濃加茂市新庁舎整備基本構想

【再掲, 1 ページに記載】

新庁舎整備基本構想においては、新しい市役所をいかしたまちづくりの理念を「現代版太田宿」と定め、新庁舎の整備とまちづくりを一体的に考え、2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまちを描いています。それは、市民の交流を育み、人の流れができることによってまちのにぎわいを創出する効果も市役所に求めています。

(4) 美濃加茂市立地適正化計画と都市計画マスタープラン

【再掲, 9 ページに記載】

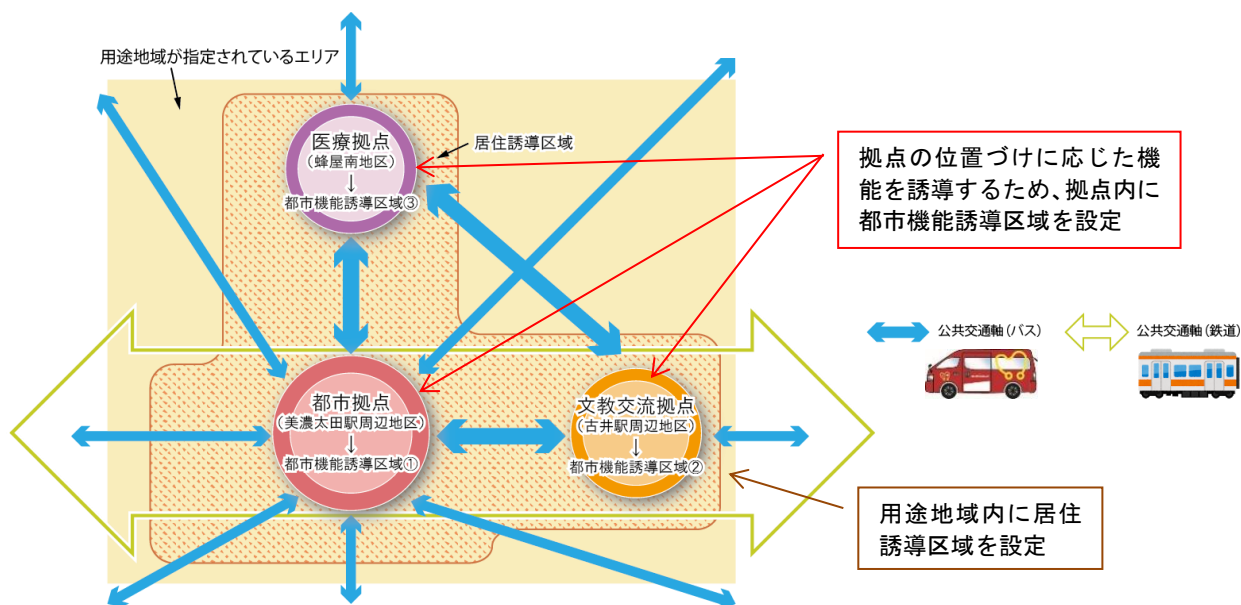
立地適正化計画とは、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとするあらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう誘導するための計画です。

美濃加茂市立地適正化計画においては、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地する都市機能誘導区域に、美濃太田駅周辺、古井駅周辺、中部国際医療センターの3つが位置づけられ、公共施設や商業施設等が集約される都市の活力（にぎわい、回遊性などを含む）を向上させる機能を備えた都市拠点となることを目指しています。

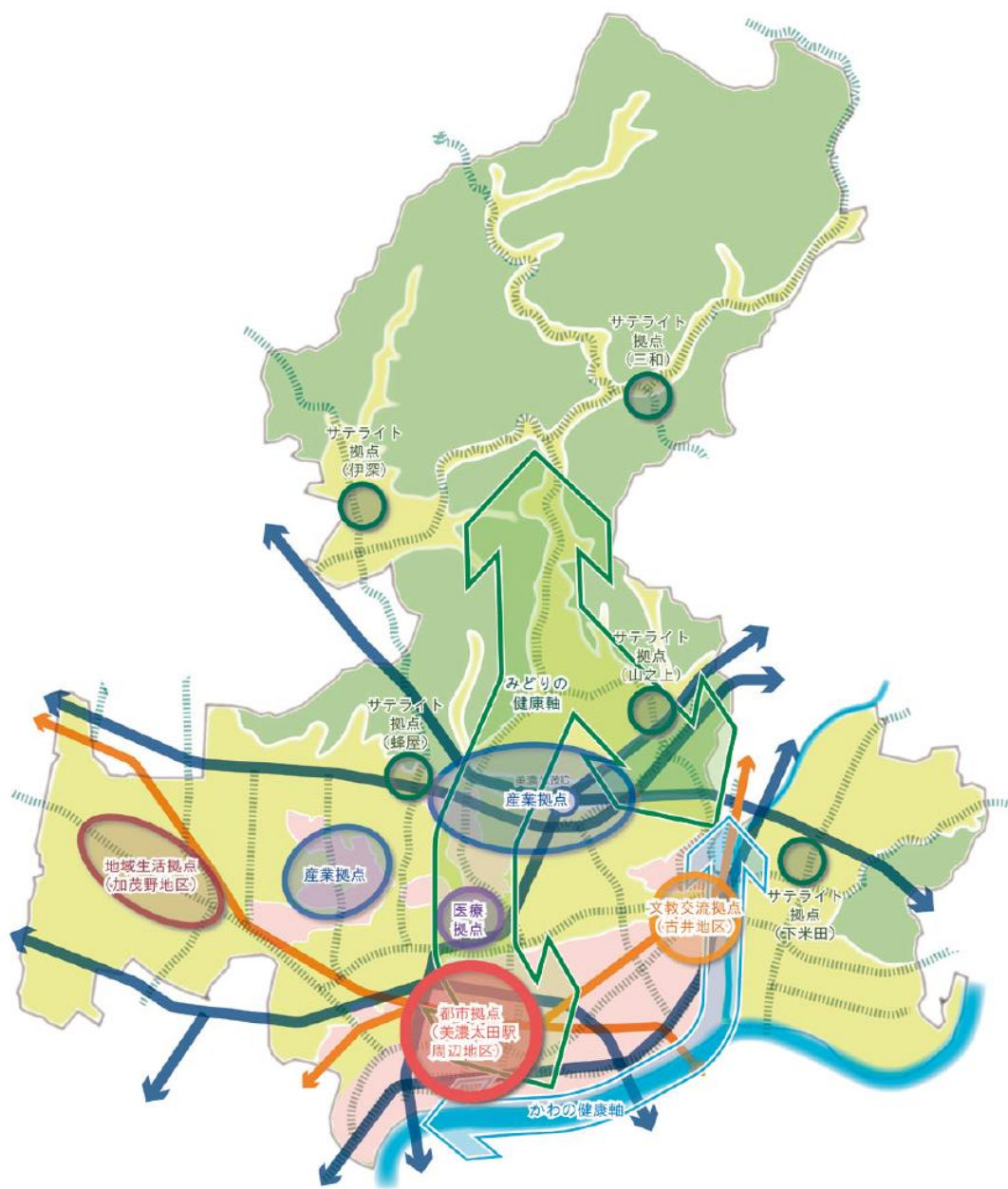
併せて、こうした都市拠点と交流センター（連絡所）を重心とした市内各地（サテライト拠点）を公共交通ネットワーク（鉄道・バス等）で結ぶ、「コンパクト+ネットワーク&サテライト」の形成をはかる都市計画マスタープランを定め、市内のだれもが便利で快適に暮らすことができるまちを目指しています。

そこで、都市機能や公共交通ネットワーク機能の強化に合わせ、ICTも活用した支所（連絡所）での相談や申請など窓口機能をさらに充実させ、市内各地でのハード・ソフト一体となった利便性の向上を図ります。

<立地適正化計画における都市の骨格構造（概念図）>



<都市計画マスタープラン 将来都市構造図>



凡 例					
	都市拠点		産業拠点		広域連携軸：広域幹線道路
	文教交流拠点		市街地地域		広域連携軸：鉄道
	地域生活拠点		集落・農業地域		拠点間／地域内連携軸：幹線道路
	サテライト拠点		森林・丘陵地域		みどりの健康軸
	医療拠点				かわの健康軸

以上のことから、新庁舎の配置等を計画するにあたり、過度な財政負担を求める過大な施設整備とならないように配慮しつつも、まちのにぎわいを創出できるよう新庁舎整備基本構想に掲げる理念や立地適正化計画等の実現に資する計画である必要があります。

＜すべての健康のために歩き続けるまち～美濃加茂市第6次総合計画～＞

市では、令和2年4月に美濃加茂市第6次総合計画を策定しました。総合計画とは、今後10年間のまちづくりの指針を示す計画です。総合計画のキーワードは“健康”。市民、団体らが一体となって、3つの健康「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を維持し、向上させていくことを基本理念に掲げています。美濃加茂市に住むこと、住み続けることによって、健康で豊かな、そして幸せな暮らしの実現を目指しています。“健康”は歩くことから始まります。人が、社会が、みんなが未来にむかって一歩ずつ…。



Walkable City
Minokamo
ウォーカブルシティミノカモ

- | | | |
|--|---|---|
| <p>♥ 健康な心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 思いやりの心 ○ 他者への関心 ○ 豊かな心 ○ チャレンジ精神 | <p>Y 健康な体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全世代の健康増進 ○ 健康寿命の延伸 ○ 予防医療の推進 ○ 生涯元気 | <p>🌱 健康な社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成長する産業 ○ 自然との調和 ○ 安心安全なまち ○ 健全な行財政 |
|--|---|---|

総合計画には、「6つのまちづくり宣言」として、3つの健康を実現するために、重点的に取り組む6つの柱をおいています。

新庁舎整備事業は、「防災減災」「地域再生」「健康増進」「産業振興」などに資する事業です。新庁舎の整備とともに地域と一体となった、人々が歩き、滞留するまちが創出され、「Walkable City Minokamo」の実現につながります。



第6次総合計画
まちづくり宣言

4-2. 整備方針

新庁舎整備基本構想において掲げられた新庁舎をいかしたまちづくりの理念「現代版太田宿」の実現に向け、環境要件を整理し、新庁舎の整備に係わる配置と断面ゾーニングを検討します。

新庁舎の整備方法として、配置には機能を集約して一つの建物とする「一棟型」と、分庁舎など複数の建物を活用し、庁舎機能を分散して整備する「分散型」があります。

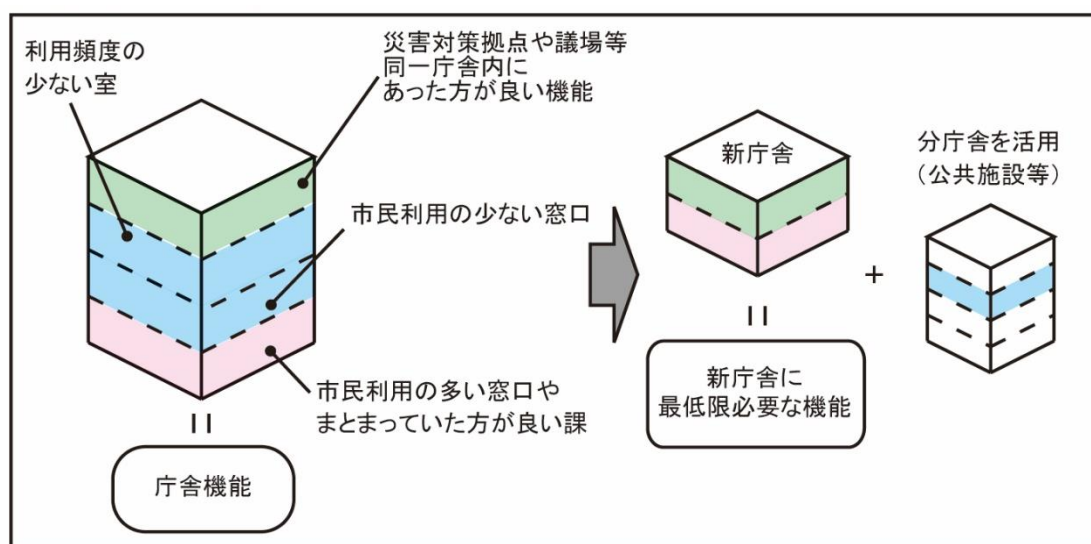
●一棟型

新庁舎の規模は大きくなりますが、来庁者や職員が複数の建物に移動しなくて良いメリットがあります。

●分散型

既存の公共施設等を分庁舎として利用することにより、新庁舎として建設する庁舎の規模を小さくできるメリットがあります。

<分散型ダイアグラム>



4-3. 断面ゾーニングの種類

「一棟型」「分散型」いずれの配置であっても、新庁舎整備の方法として大きく分けて2つの断面ゾーニングが考えられます。

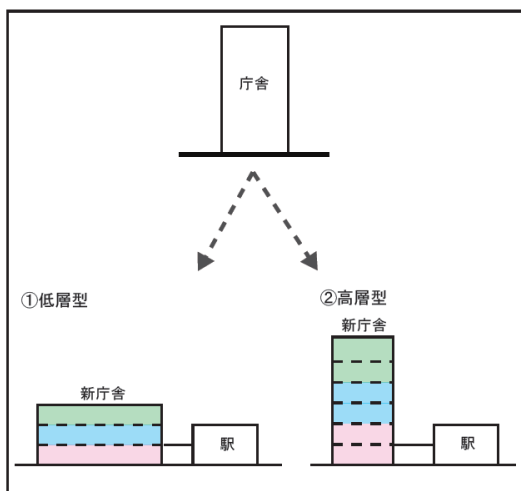
●低層型

一つのフロアに関する課や窓口を多く設置することにより、目的の課や場所を見つけやすく、平面的で容易な移動が可能となります。関係課の連携が進みますが、一つのフロアの面積が大きくなることから、より広い土地の確保が必要になります。

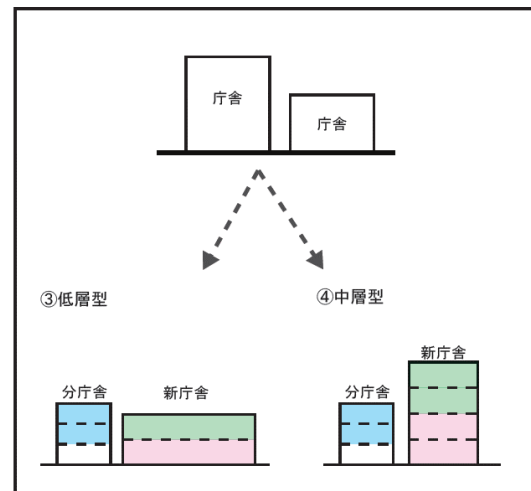
●中・高層型

建物の建築面積を最小限とすることで、有効な土地利用を図ることができます。一方で、一つのフロアに入る課や窓口が低層型と比べて少なくなり、来庁者は複数の階を移動する必要が生まれる可能性があります。また、必要な書庫や会議室などは同フロアにまとめて確保するのではなく、各階に分散した配置となることがあります。

<一棟型>

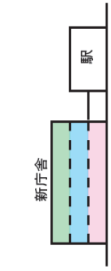
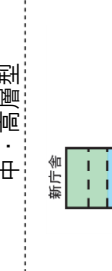


<分散型>



4-4. 設備の類型比較 <例示>

□配置	建築的観点			庁舎機能			まちづくり的観点		将来のフレキシビリティ	
	敷地	建設費	建築計画	維持費	市民利便性	防災拠点	職員利便性	駅前まちづくりへの貢献	市民開放施設の設定	庁舎規模
1棟型 9,000㎡	○	○	市民利用の少ない課の執務スペースが多いことと、自由度の低い平面となる可能性	○	◎	○	◎	○	外部からの視認性が良いが、追加する規模により建築面積が拡大する可能性	規模縮小に伴って高層階に空きフロアが発生した場合、フロアの有効利用が難しい可能性
分散型 7,200㎡	◎	◎	窓口業務を行う課を中心に計画を行うため、平面の自由度が上がる可能性	○	○	◎	◎	◎	新庁舎に設置するのみでなく、分散窓口も併設がしやすい	庁舎機能の縮小に対応しやすい 自由度の高いプランの場合には執務空間以外への転用も可能

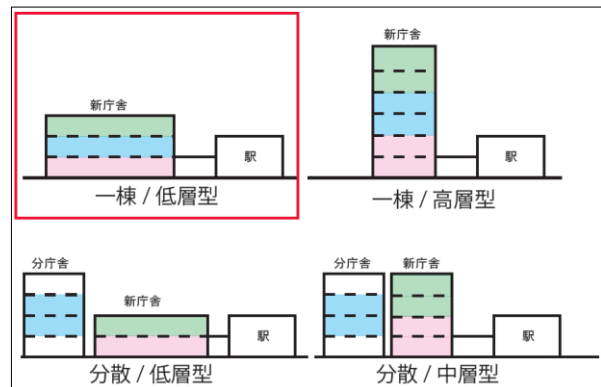
□断面ゾーニング	建築的観点			庁舎機能			まちづくり的観点		将来のフレキシビリティ	
	敷地	建設費	維持費	市民利便性	防災拠点	職員利便性	まちづくりへの貢献	市民開放施設の設定	将来のフレキシビリティ	
低層型 	広い敷地が必要	構造形式、基礎形式によっては建設費が高くなる	○	◎	○	◎	○	付加する規模により建築面積が拡大する可能性がある	○ 庁舎規模縮小に伴い、低層フロアにまとまった面積を確保しやすいため他用途への転用も可能	
中・高層型 	◎ 駅周辺の限られた敷地条件に柔軟に対応	合理的な計画によってコストを抑える事が可能	○	○	○	○	○	十分な市民利用スペースを確保する工夫が必要	◎ 空きフロアが発生した場合にフロア単位での転用等が行いやすい	

※延床面積が同一の場合として比較

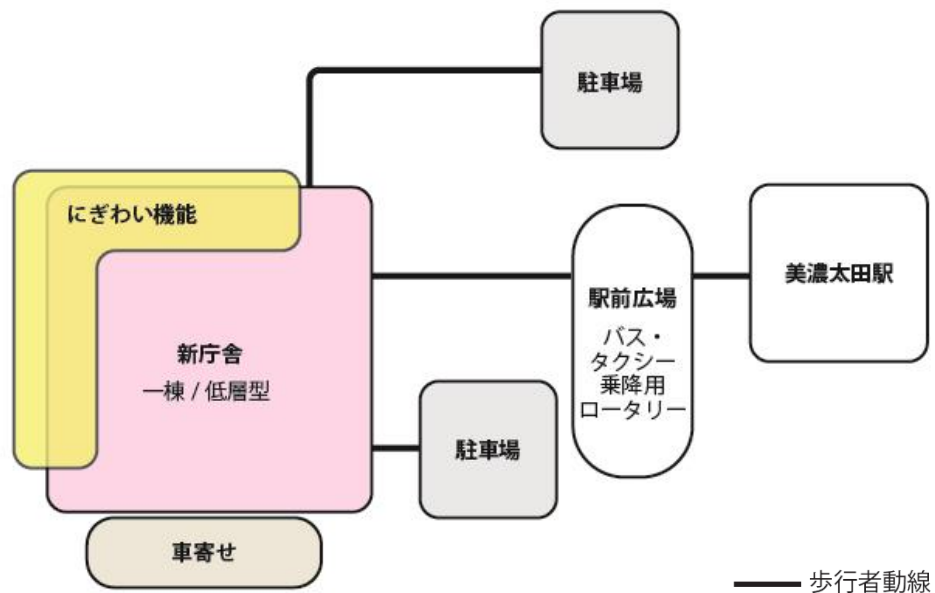
4-5. 詳細検討

●一棟/低層型

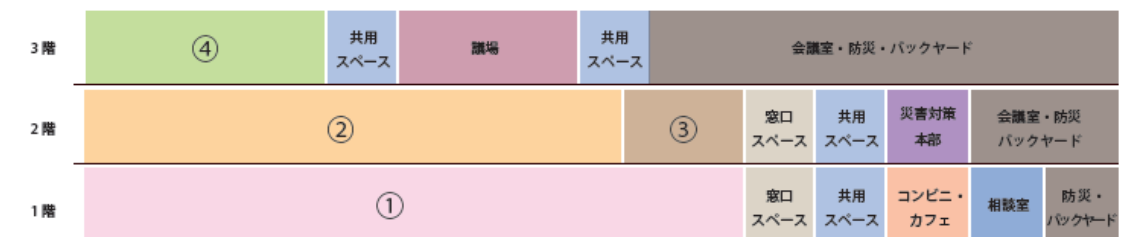
一つのフロアに関する窓口を多く設置することで、目的の課や場所を見つけやすくなり、平面的な移動により、容易な移動を可能とします。同一の建物にあるため関係課の連携も進みますが、一つのフロアの面積が大きくなることから、より広い土地の確保が必要になります。特に「一棟/低層型」は、他の類型と比較して最も広い用地を必要とします。



<平面イメージ>



<断面イメージ>

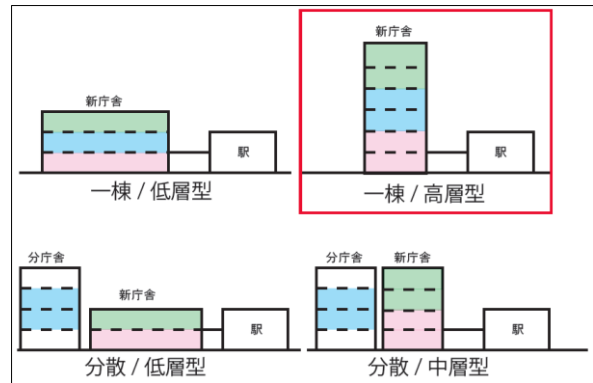


【凡例】

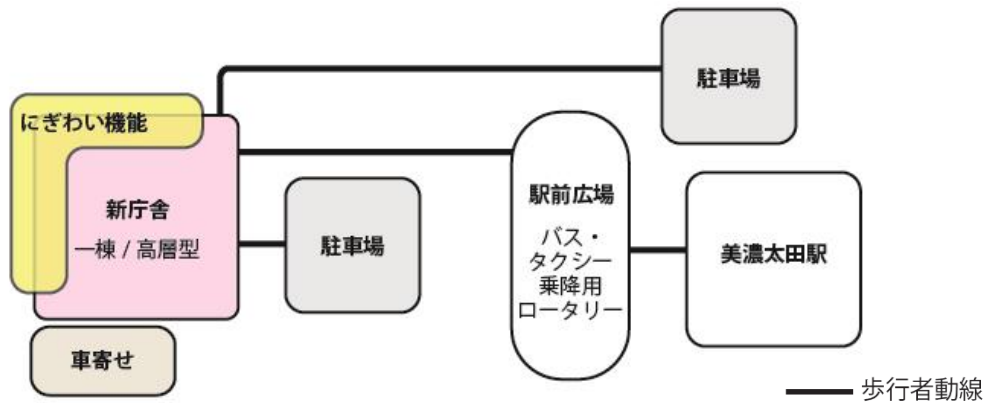
- ① : 市民が多く利用する窓口
- ② : 特定の利用者が多く利用する窓口
- ③ : 市長他執行部
- ④ : 議会関係諸室

●一棟/高層型

建物の建築面積を最小限とすることで、有効な土地利用が図れます。一方で多くの課・窓口が同じ建物に配置されながらも、一つのフロアに配置できる窓口は少なくなります。よって、「一棟/高層型」では利用者が多段にわたる複数階を移動する必要が発生することもあり、縦方向の移動手段を十分に整備する必要があります。



<平面イメージ>



<断面イメージ>

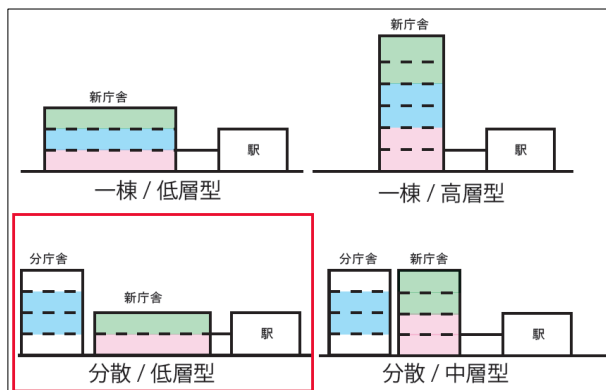
7階	④	共用スペース	議場	防災・バックヤード		
6階	②	窓口スペース	共用スペース	会議室 防災・バックヤード		
5階	②	窓口スペース	共用スペース	会議室 防災・バックヤード		
4階	②	③	窓口スペース	共用スペース	災害対策本部	防災・バックヤード
3階	①	窓口スペース	共用スペース	相談室	会議室 防災・バックヤード	
2階	①	窓口スペース	共用スペース	相談室	会議室 防災・バックヤード	
1階	①	窓口スペース	共用スペース	コンビニ・カフェ	相談室	防災・バックヤード

【凡例】

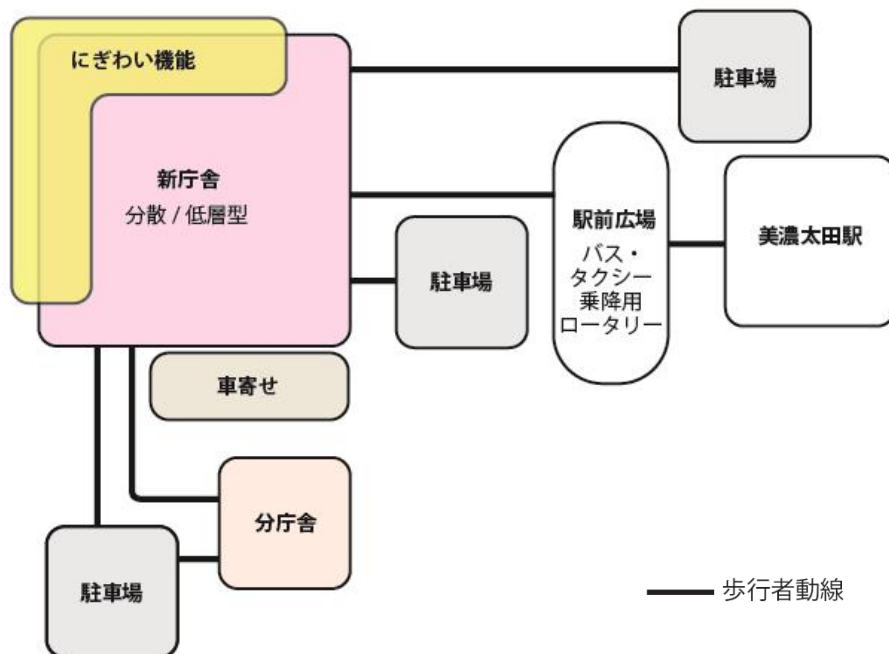
- ① : 市民が多く利用する窓口
- ② : 特定の利用者が多く利用する窓口
- ③ : 市長他執行部
- ④ : 議会関係諸室

●分散/低層型

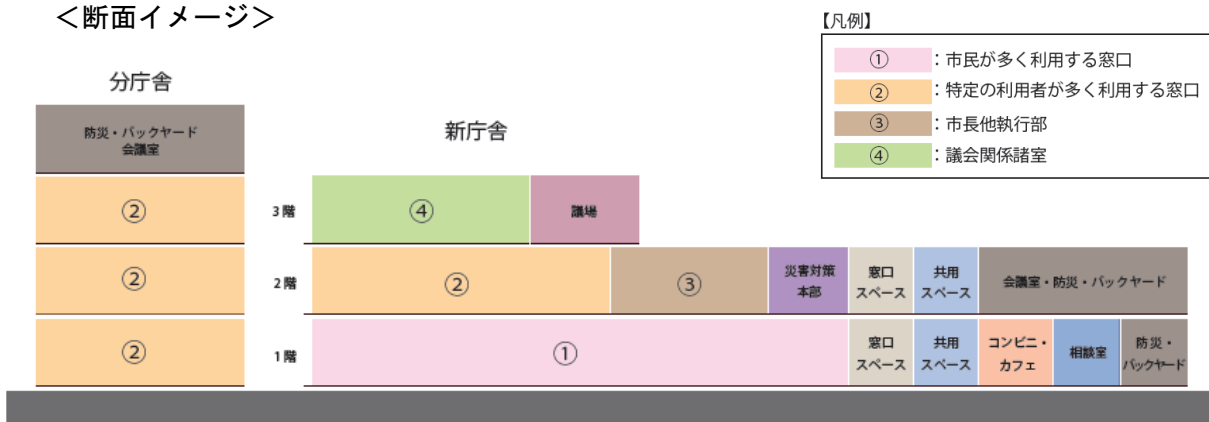
分散型は、既存の公共施設等を分庁舎として利用することで、新庁舎として建設する施設規模を小さくすることができます。しかし、一つのフロアに関する課・窓口を集合して設置する低層型の場合、一つのフロアの面積が大きくなることから、高層・中層型と比較してより広い土地の確保が必要になります。



<平面イメージ>

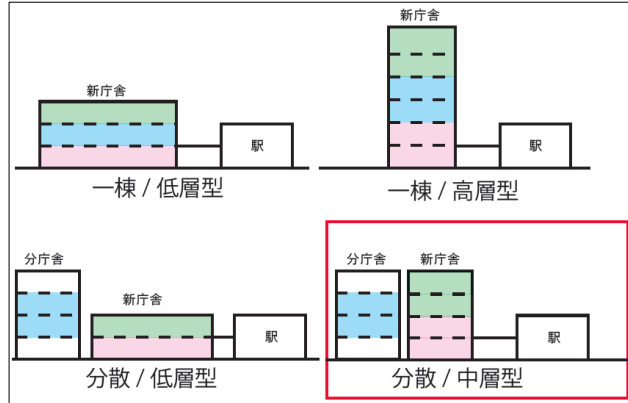


<断面イメージ>

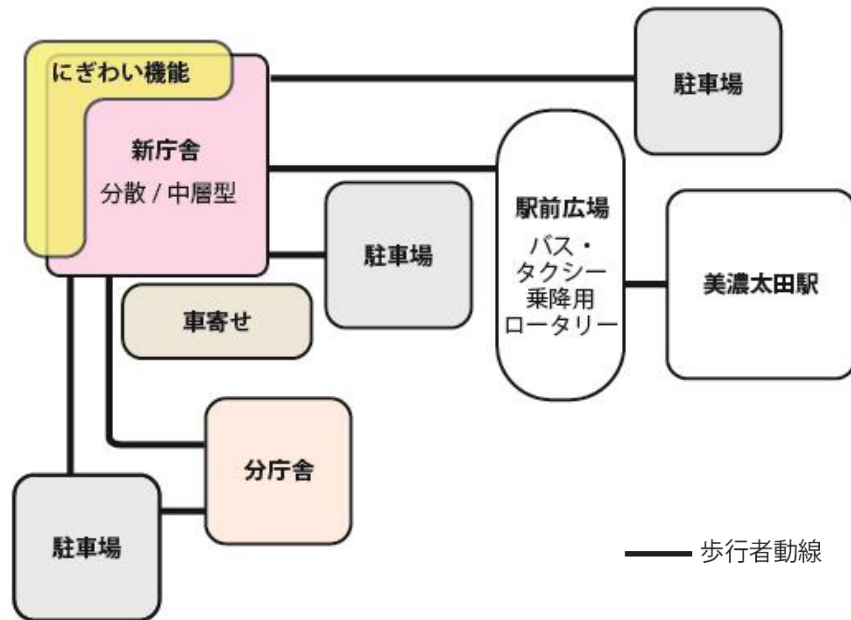


●分散/中層型

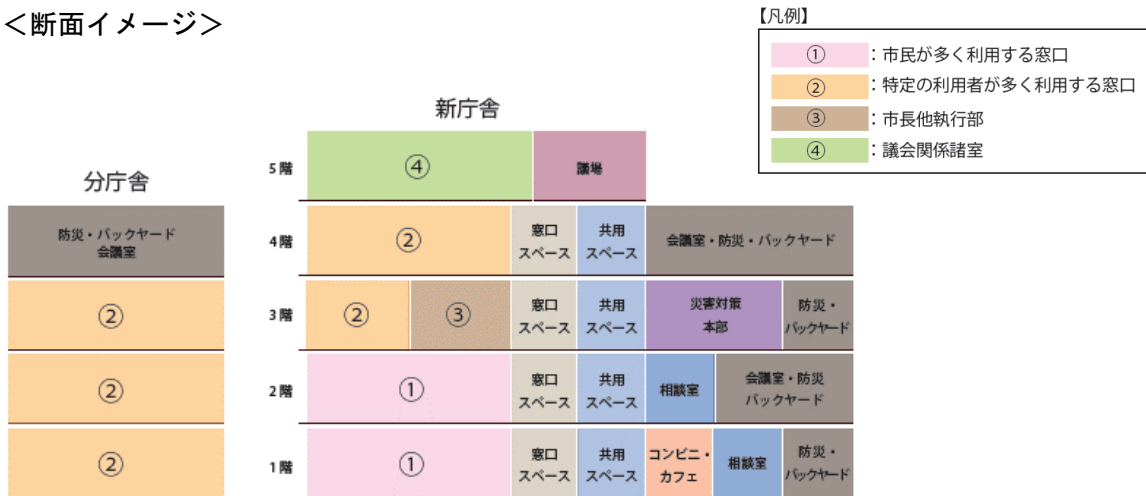
分散型は、既存の公共施設等を分庁舎として利用することで、新庁舎として建設する施設規模を小さくすることができます。さらに中層型は新庁舎の機能を積層化することによって、土地の有効活用が図れます。一方で、利用者は複数の階を移動する可能性もあり、縦方向の移動手段を十分に整備する必要があります。



<平面イメージ>



<断面イメージ>



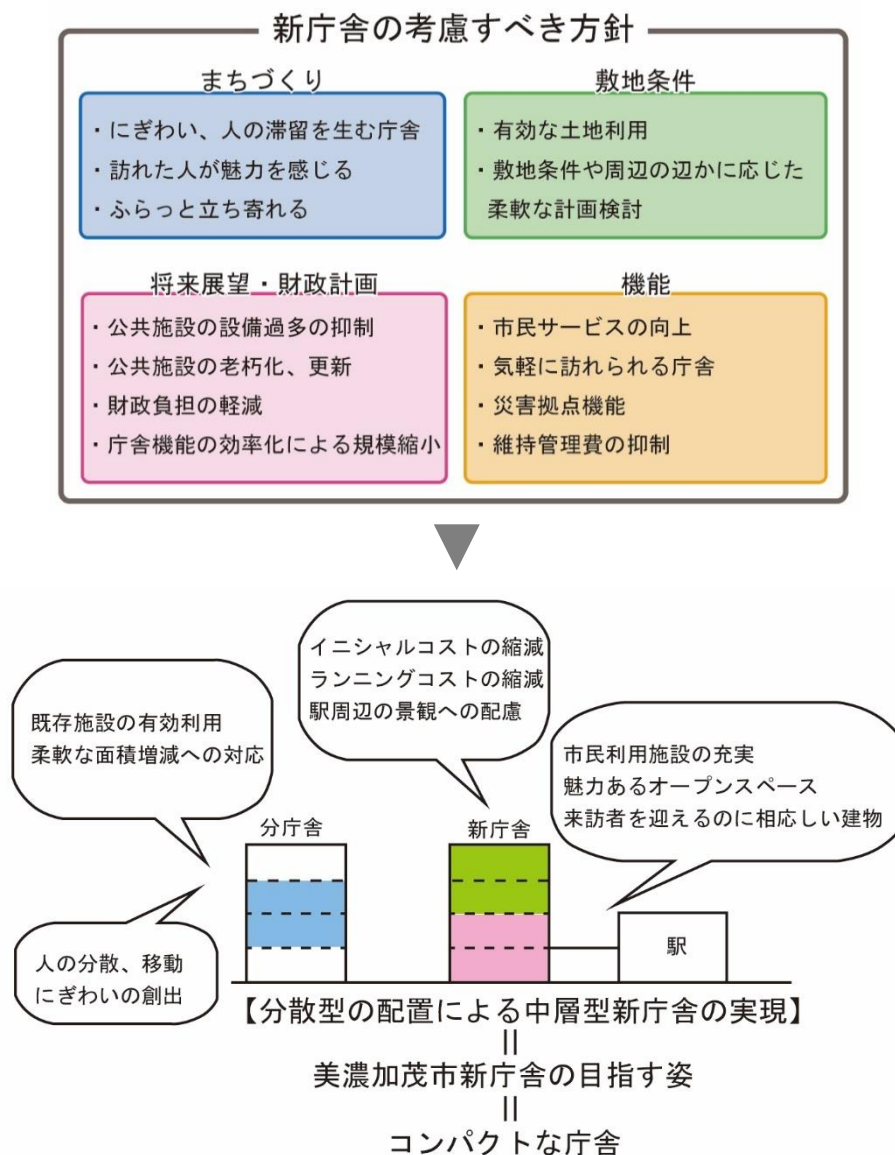
4-6. 配置・規模の方針

環境要件やこれまでの配置及び断面ゾーニングの類型比較を鑑み、検討した結果、新庁舎整備は分散型、断面ゾーニングは中層型が望ましいと考えます。

これは美濃太田駅周辺での新庁舎整備に向けて、駅周辺の土地の有効利用や敷地条件に対応しながら、地域のにぎわいや人々の交流を育む新庁舎の実現につながると考えられます。また、新庁舎が過大な施設とならないように、コンパクトな規模として整備することは、健全財政の維持からも有効です。

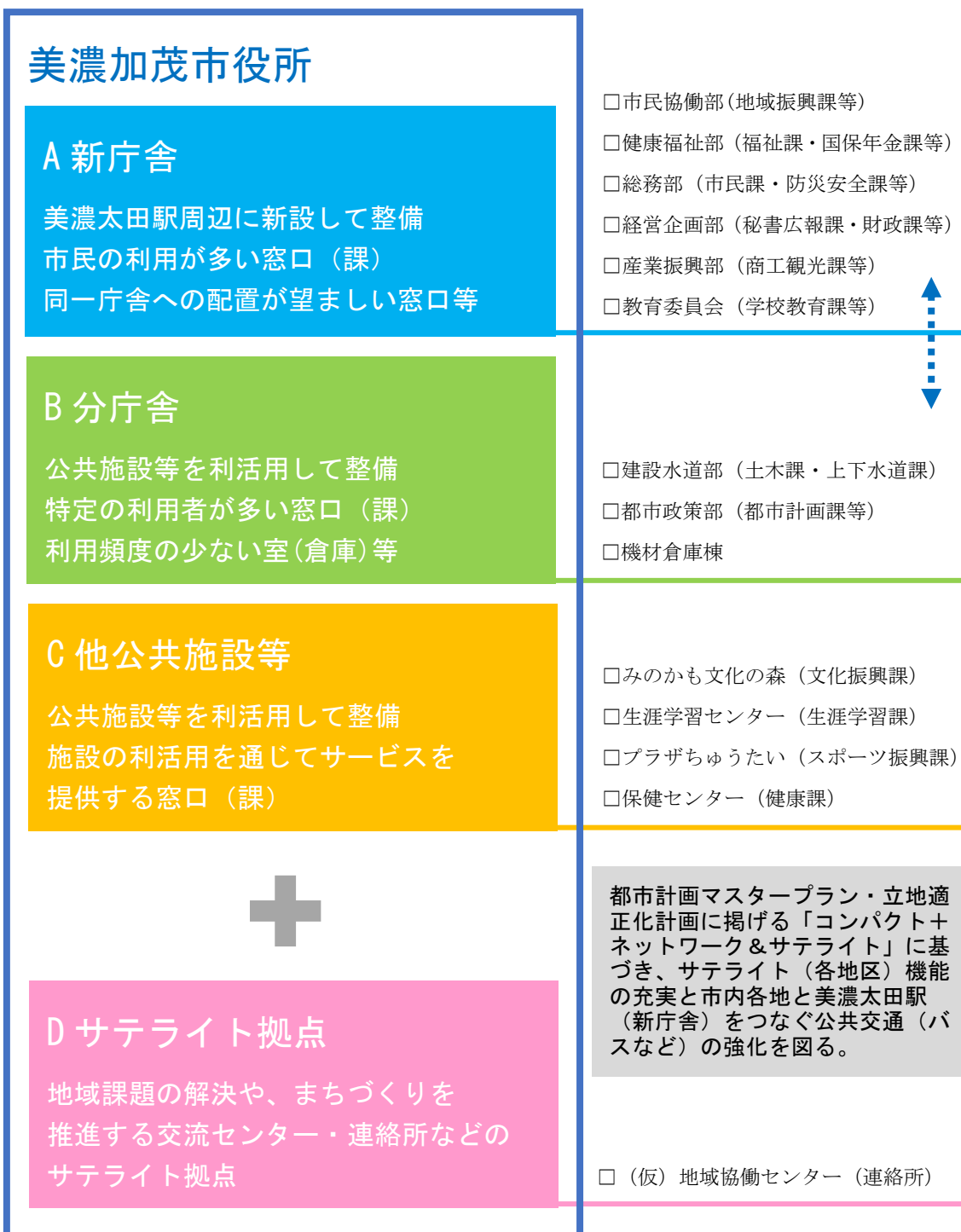
よって、公共施設等の既存ストックを活かしながら、適正な規模で新庁舎を建設する「分散/中層型」を新庁舎整備の配置及び断面ゾーニングとして計画します。

新庁舎整備 = 配置：分散型 / 断面ゾーニング：中層型



4-7. 市役所全体の部署配置の考え方と新庁舎の規模

これまでの配置・規模の方針を踏まえながら、新庁舎は市民が主に利用する窓口や同一庁舎への配置が望ましい窓口、災害時に機能すべき施設などを優先的に整備していく事が必要です。現況庁舎の利用状況及び関係者ワークショップなどより、庁舎機能の維持・向上を図りながらも分散することが可能な機能を選定し、新庁舎の規模のコンパクト化を引き続き検討します。



概算延床面積 8,800 m² (A+B) に算定されていた窓口 (課) のうち、当面の間、建設水道部等を現在の分庁舎に配置することにより新庁舎の面積を低減することが可能です。

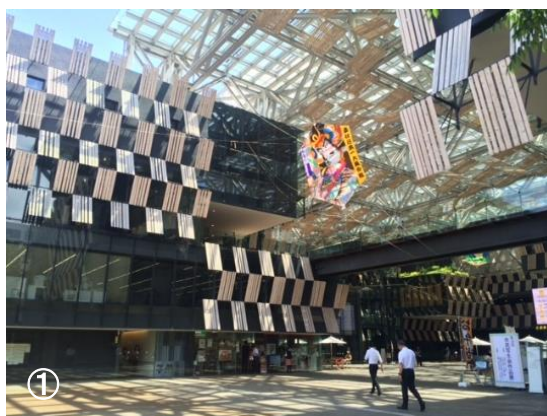
さらに窓口やバックスペース等を加えた場合、他事例や既存庁舎から算出し、1,700～1,900 m²程度の縮減が可能であると想定し、分散型新庁舎の規模を以下のように設定します。

新庁舎の延床面積 $A=7,000 \text{ m}^2 + \alpha = 8,800 \text{ m}^2 - 1,800 \text{ m}^2 + \alpha$

※ α : 算定基準には含まれていない、防災拠点機能やにぎわい (市民交流) 機能のための面積。

<参考事例：長岡市役所「アオーレ長岡」>

長岡市（新潟県）では、長岡駅周辺の中心市街地に庁舎機能を整備。シティホールプラザ「アオーレ長岡」は、ナカドマ（屋根付き広場）を中心に市役所庁舎、市議会議場、市民交流スペースなどを配置。市民活動が行われるすぐそばで市役所の業務が行われ、議会も開催されます。行政と市民活動がモザイクや市松模様のように交じり合うイメージが、壁面や大屋根のデザインにも反映されています。また、中心市街地において庁舎機能を分散配置することで、まちなかのにぎわいや交流を創出し、あわせて将来の業務量の変化にも対応することとしています。



①市役所庁舎、議場、アリーナに囲まれた中庭的な空間「ナカドマ」。だれもが自由に気軽に立ち寄ることができるスペース ②市民に開かれた議場を目指してナカドマに面した1階に配置された議場 ③本庁舎1階総合窓口 ④デッキで長岡駅と直結し、駅からの誘客動線を確保 ⑤分庁舎として中心市街地再開発事業で整備されたフェニックス大手内に大手通庁舎を開設

5. まちづくりと計画地

5-1. 計画地

前述の環境要件、適切な各課配置や規模の検討、駅に近いという立地を活かしながら、まちのにぎわいを創出することを目指し、さらに市有地を中心に計画することで財政負担を減らすことを考慮し、以下の土地を新庁舎の計画地とします。

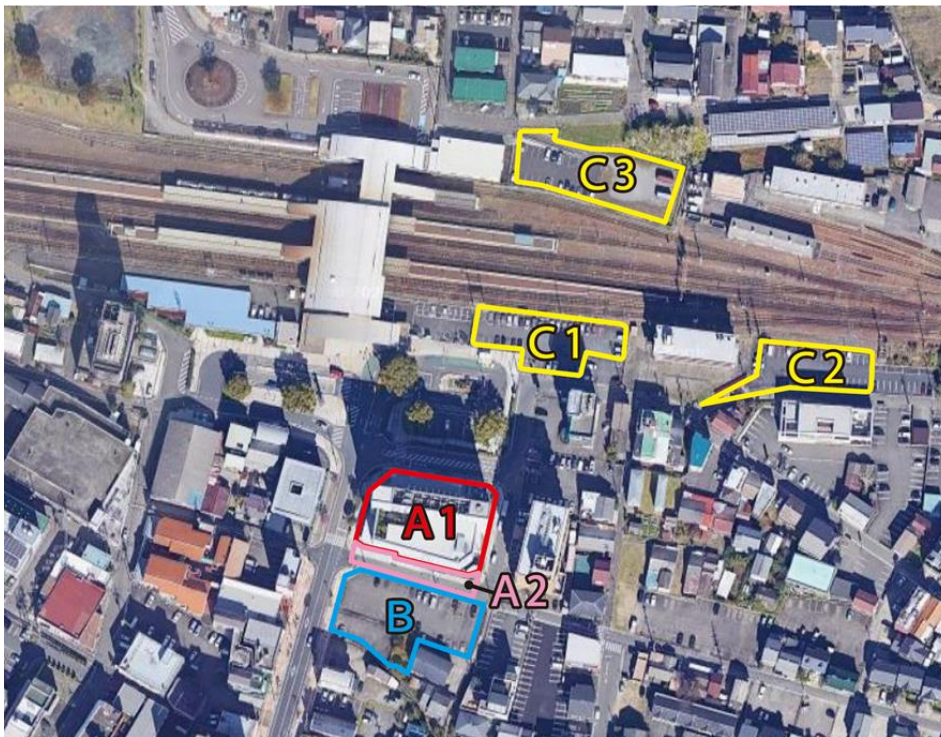
【新庁舎の主たる計画地】（表記は現在の利用形態による）

A1：美濃加茂市商業ビル敷地

A2：現市道

B：美濃加茂市商業ビル南側民有地

C1～C3：美濃加茂市商業ビルの駐車場（平面駐車場）



敷地面積	
A1	約 1,718 m ²
A2	約 403 m ²
B	約 1,408 m ²
C1	約 1,082 m ²
C2	約 896 m ²
C3	約 1,620 m ²
計	約 7,127 m ²

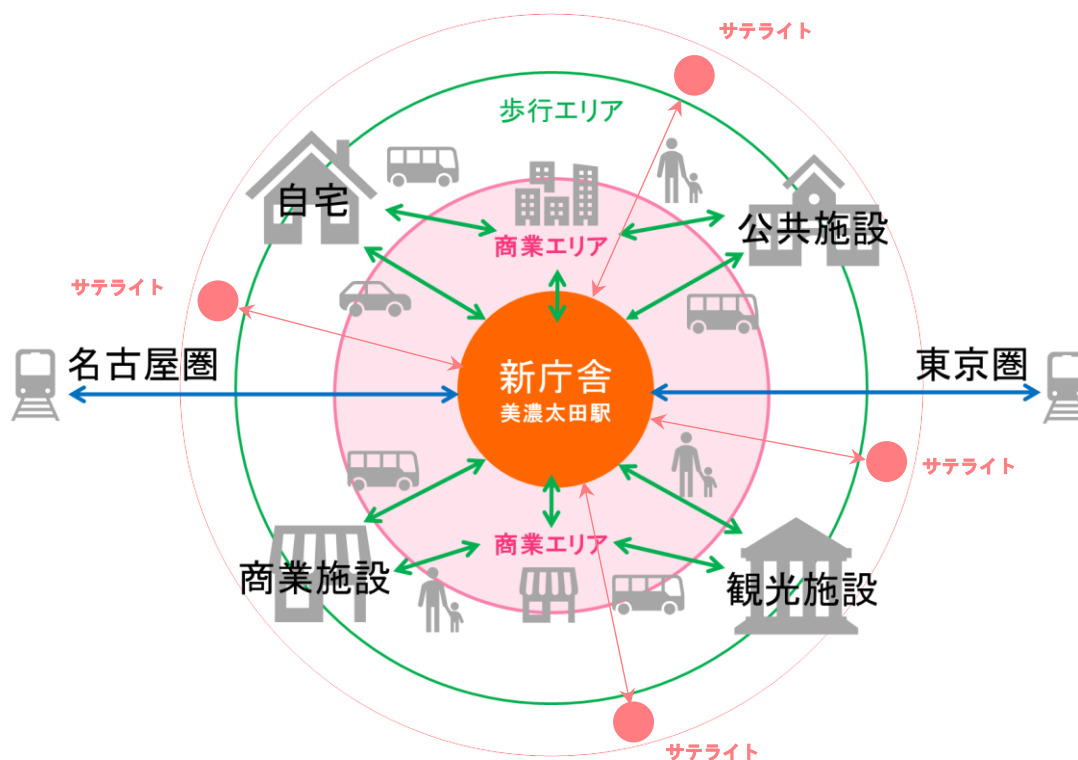
※敷地面積は、A1、C1、C2、C3 は登記上面積、A2、B は GIS による測定面積による。

※A1 は一部民間所有地（区分所有）を含む。

5-2. 広域からみた計画地の位置づけ

新庁舎の計画地は美濃太田駅に近接しています。美濃太田駅は JR 高山本線と太多線、長良川鉄道の3路線が乗り入れ、市のコミュニティバス「あい愛バス」の多くの路線や東濃鉄道のバス路線も発しており、市内外より公共交通によるアクセスの利便性が高いのが特徴です。さらに、美濃太田駅の南北に駐車場を設けることによって、自動車でも駅の北側・南側から容易にアクセスできます。

市全体を俯瞰してみると、公共交通や自動車の利用者に加え、自転車や徒歩の人も含む人の流れが商業エリアの中心に位置する新庁舎（美濃太田駅）へ向かって生まれることにより、商業エリアを含む周辺地域へのにぎわいの波及効果が期待できます。

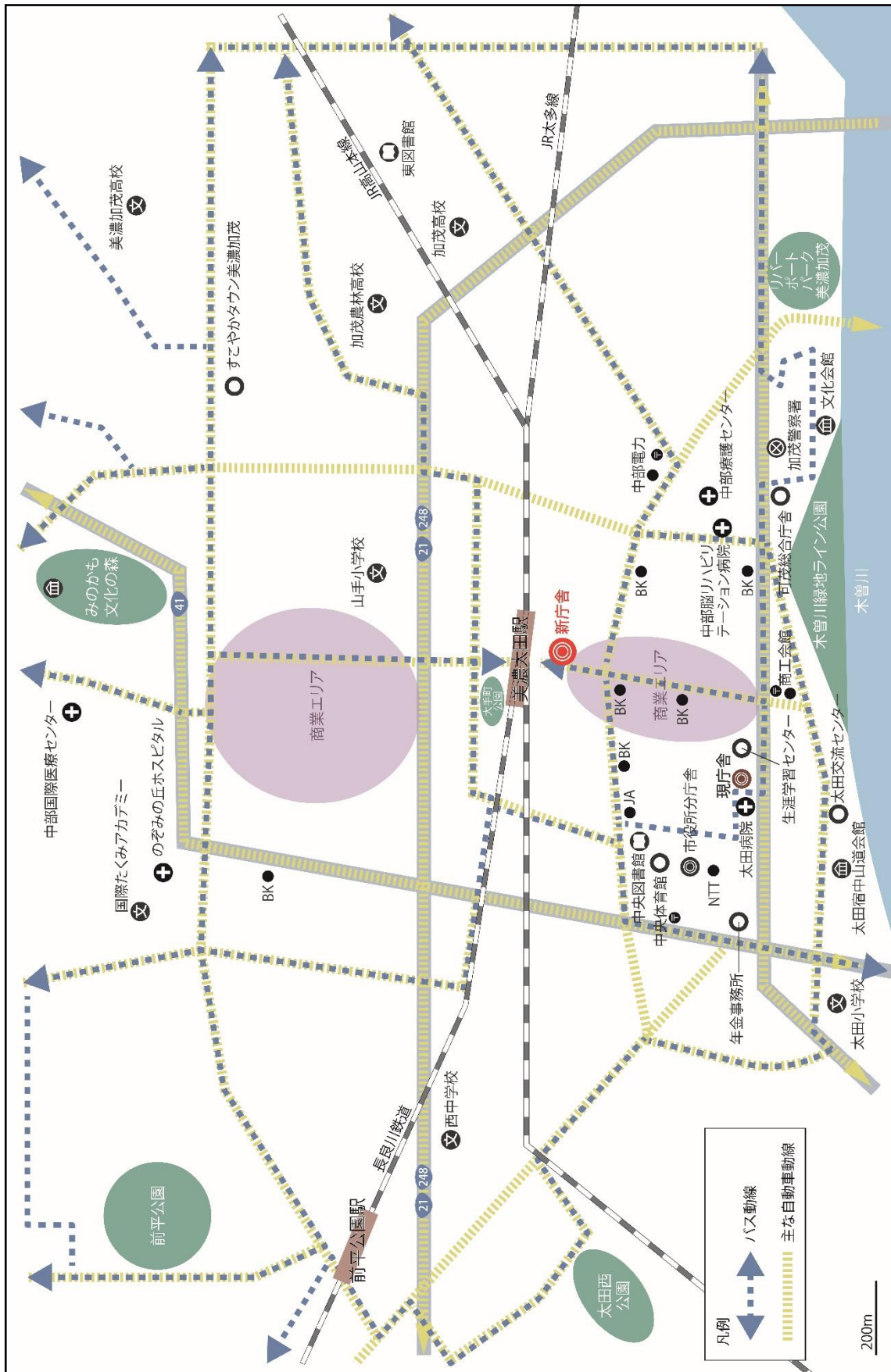


※サテライト拠点とは

- ・市民が本庁舎に行かなくてもすべて解決できる拠点
 - ・市民のくらしが良くなる拠点
- ⇒【名称：(仮) 地域協働センター】本市内8地区すべてに配置予定

●サテライト拠点の役割

- ①市民フリースペースや市民自ら地域課題を協議する場となる
- ②すべての窓口業務がモニター操作、リモート対応で可能となる



5-3. 計画地周辺エリアにみた計画地の位置づけ

計画地周辺において歩行者が移動可能なエリアに焦点を当てると、以下の動線が想定されます。

歩行者は、駅の南側のエリアでは、中央図書館や中央体育館、生涯学習センター、文化会館、分庁舎などの公共施設、中山道太田宿やリバーポートパークなどの観光エリアに向かって新庁舎（美濃太田駅）からまち中を周遊することで、周辺にある商業エリアのにぎわい創出の一端を担うことが予想できます。

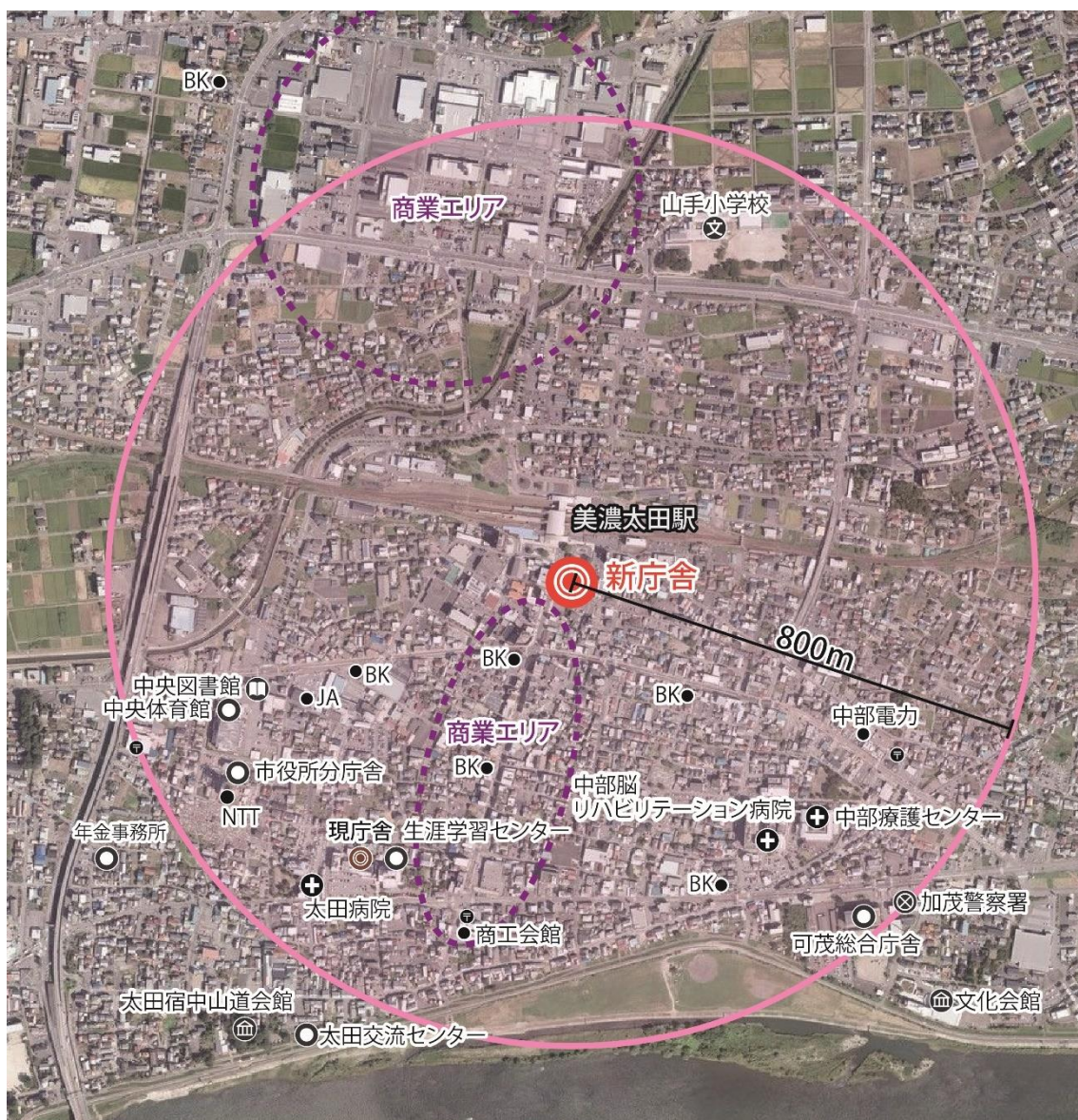
また、北側の商業エリアからも徒歩圏内にあり、利便性に富んだ配置といえます。



新庁舎を中心に半径 800m のエリアを表示します。これは、日常の暮らしにおいて、無理なく歩けるとされている距離の範囲※です。新庁舎を中心に、美濃太田駅の南側では、生涯学習センターや中央図書館、市役所分庁舎などがあります。駅北側では、商業エリアも含まれ、新庁舎や美濃太田駅を中心に歩いて移動できるエリアには多くの公共施設や商業施設が含まれます。

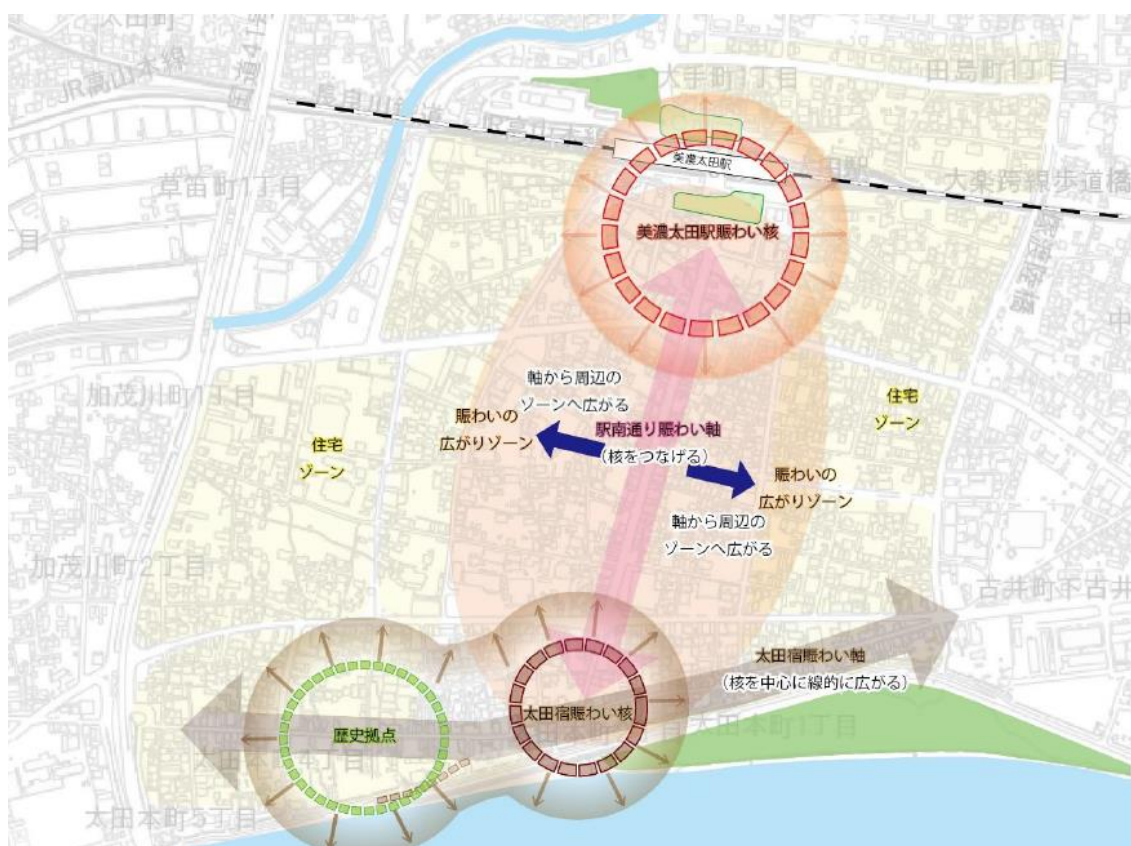
施設と施設を歩いて経由しながら、用事を済ませたり、買い物もしたりでき、新庁舎周辺を徒歩で回遊しながら移動することができるため、人々が歩く街並みにはにぎわいが生まれます。

※：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 国土交通省）」において、「徒歩圏」を半径 800 m と定義している。



(1) 美濃太田駅周辺整備将来基本構想

美濃太田駅周辺整備将来基本構想において、計画地周辺は「美濃太田駅賑わい核」に位置づけられています。「美濃太田駅賑わい核」では、美濃加茂市の玄関口として、「都市施設等の新たな整備や更新の実施」、「公共公益機能、駅周辺利用者向けサービス機能等の都市機能の再配置」や「健康の基本となる食を通した多様な取組み展開」などにぎわいを生み出す様々な機能と仕掛けを集中させ、広域的な特徴や要素を活用し、広域の中心としても「まちの顔」となる魅力づくりを推進しています。特に ①歩く：居心地が良く歩きたくなるまちなか ②食べる：地元の農産物を楽しむことができる食の街 ③住む：街に近く、魅力的な居住空間で暮らす街 をキーワードにしたまちづくりが掲げられています。



5-4. 美濃太田駅南地区市街地再開発事業

計画地周辺では、美濃太田駅南地区市街地再開発事業が進んでいます。令和元年8月には美濃太田駅南街づくり協議会が設立され、再開発事業の協議が始まりました。

新庁舎整備計画地は同再開発事業の基本計画区域にあり、計画地周辺の道路整備が計画されており、新庁舎へのアクセス環境の向上が見込まれます。

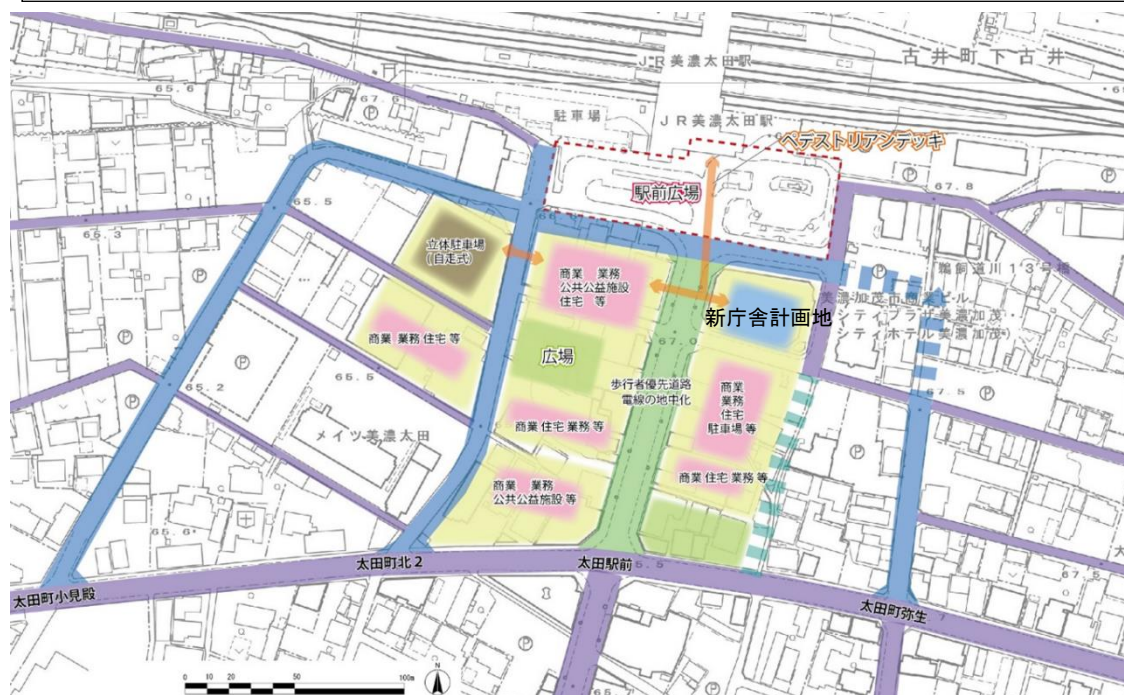
また、市街地再開発事業と一体となった新庁舎整備事業が進むことにより、まち、エリア全体の魅力が向上し、多様な人が集まり、より一層にぎわいが創出されます。

(1) 美濃太田駅南地区再開発基本計画

再開発基本計画は、美濃太田駅周辺整備将来基本構想において、歩・食・住をテーマとして美濃太田駅賑わい核として位置づけられた美濃太田駅周辺における新たな交流によるにぎわいの拠点を創出するため、エリア全体の整備の方向性や市街地再開発事業等の具体的な事業についてとりまとめた計画であり、以下の5つの整備方針を定めています。

< 5つの整備方針 >

- ① 公共公益機能、駅周辺利用者向けサービス機能等の都市機能の再配置
- ② 都市施設等の新たな整備や更新の実施
- ③ 安心安全な歩行者環境や快適な公園などの空間整備
- ④ 道路ネットワークの整備による駅南への人の集中の誘導
- ⑤ 美濃太田駅周辺の観光・交流機能の充実・強化、景観形成などおもてなしの空間形成



(美濃太田駅南地区再開発基本計画の道路等整備図面)

＜駅につながり、まちに広がる新庁舎＞

現在、多くの市町村において新庁舎の整備が進む中で、駅に隣接した新庁舎を整備する事例を紹介します。ペデストリアンデッキなどで駅と直接的な動線を確保することによって、高齢者や若者、子ども連れの親子など自家用車を運転されない方へのアクセス機能の確保を重視しています。また、駅に隣接する立地をいかした、まちの顔として来訪者を迎え、まちへ誘導する機能も担っています。いずれも、“駅”をまちづくりの大切な社会資源としてとらえ、活かしていく方向にあります。

■八幡平市役所（平成 26 年 11 月開庁）

平成 26 年に新庁舎開庁後、平成 27 年 3 月に北森駅（JR 花輪線）を移転し、新設しました。駅には南北自由通路が設けられて庁舎と直結。庁舎内には「結いの広場」があり、来訪者を出迎え、観光情報などを発信しています。



出典：八幡平市 HP

■北見市役所（令和 3 年 1 月開庁）

隣接する商業ビルとスカイデッキでつながり、駅前ロータリーや北見駅（JR 石北本線）と屋根付き歩道でつながっています。雪や雨に影響されることもなく、駅からの移動が可能。駅周辺整備事業において、交通広場を整備して公共交通機関のアクセス機能の向上をはかりつつ、駅前には市民の交流スペースとしても活用されています。



出典：北見市新庁舎 HP

■米原市役所（令和 3 年 5 月開庁）

米原市は、米原駅東口にペデストリアンデッキで駅とつながる新庁舎を整備しました。コンベンションホールや観光案内所、市民活動スペースなども併設し、市民や市外から訪れた人たちの交流拠点としても利用されています。庁舎 1 階にはパン屋さんもあり、市民や職員に親しまれています。今後は米原駅東口周辺のまちづくり事業民間開発事業と連携したにぎわいの創出も期待されています。



コンベンションホール



観光案内所



パン屋

出典：米原市 HP 他

6. 施設計画

6-1. 計画地における庁舎の配置計画

バス・自動車動線及び歩行者動線を踏まえて、計画地に考えられる庁舎の配置について検討します。

美濃太田駅に隣接した敷地での計画であることから、周辺の環境要素である駅、周辺のまちづくり、広場に着眼して配置を計画する必要があるため、大きく以下の3パターンの配置が想定されます。

A案：新庁舎の南側に広場とにぎわい機能を配置

B案：新庁舎の北側に広場とにぎわい機能を配置

C案：新庁舎の南北側に広場、南北の広場をつなぐようににぎわい機能を配置

また、ここでは、「にぎわい機能」を以下のとおり定義し、庁舎の計画に含めることとします。

■「にぎわい機能」

新庁舎が美濃太田駅に隣接して整備されることにより、庁舎が駅の北側の商業エリアや南側の太田宿や文化公園施設等へ人々が出かけていく拠点となることが期待されます。そこで、新庁舎には庁舎機能にとどまらず、広場と一体となって市民や来訪者が集い、交流したり、サービスを受けたりできる商業的機能を計画します。

そしてこのような、様々な新庁舎内外にわたる活動により「にぎわい」を創出し波及させ、周辺のまちを活性化することでまちづくりの一助となる機能を「にぎわい機能」とします。

■広場（まち）と一体となる「にぎわい機能」

I：市民サービスを提供する機能

（カフェやショップ等のほか、コワーキングスペース、ブックスタンド、観光案内所、子育て支援スペース 等行政と民間が連携してサービスを提供する機能）

II：空間としての機能

（人のたまり・憩い・交流を生むイベント広場）⇒庁舎のナカまたはソト

III：見せる機能

（広場や駅、道路からの見え方、庁舎に入りやすいオープンな外観 等）

A案、B案、C案の特徴は以下のとおりです。駅との関係性や周辺のまちづくりの視点から、最も相応しい配置計画はC案といえます。

A案

この図は、駅（駅）の南側に「にぎわい機能」と「広場」を配置する計画を示しています。駅の南側に「にぎわい機能」と「広場」があり、その南側に「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。駅の北側には「まち（再開発エリア）」と「広場」が配置されています。また、駅の北側には「にぎわい機能」と「広場」が配置されています。駅の南側には「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。

<新庁舎の南側ににぎわい機能と広場を配置>

新庁舎の南側に広場を設け、庁舎南部を中心に設ける「にぎわい機能」から“まち（商店街・太田宿・文化施設等）”に向かって、広場をとおして人の流れやにぎわいが広がります。

広場を南側に設けるため、美濃太田駅北側の市街地や美濃太田駅利用者でも訪れやすい、親しみやすいと感じさせる工夫が必要です。

B案

この図は、駅（駅）の北側に「にぎわい機能」と「広場」を配置する計画を示しています。駅の北側に「にぎわい機能」と「広場」があり、その北側に「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。駅の南側には「まち（再開発エリア）」と「広場」が配置されています。また、駅の南側には「にぎわい機能」と「広場」が配置されています。駅の北側には「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。

<新庁舎の北側ににぎわい機能と広場を配置>

新庁舎の北側に広場を設けて新庁舎と駅の間になぎわいの場を創出することで、美濃太田駅北側の市街地や美濃太田駅利用者が駅南側を訪れるきっかけをつくります。駅に隣接した広い空間が作られることにより、ゆとりある環境が実現します。

南側の“まち”へ人の流れを促すよう、庁舎北部を中心に計画する「にぎわい機能」から外部へ活動があふれ出すような計画を行う必要があります。

C案

この図は、駅（駅）の北側に「広場」を配置し、南側に「にぎわい機能」と「広場」を配置する計画を示しています。駅の北側に「広場」があり、その北側に「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。駅の南側には「にぎわい機能」と「広場」があり、その南側に「まち（再開発エリア）」と「広場」が配置されています。また、駅の南側には「にぎわい機能」と「広場」が配置されています。駅の北側には「まち（商店街・文化施設等）」が配置されています。

<新庁舎の南北に広場を配置、両広場を接続し再開発エリアに面してにぎわい機能を配置>

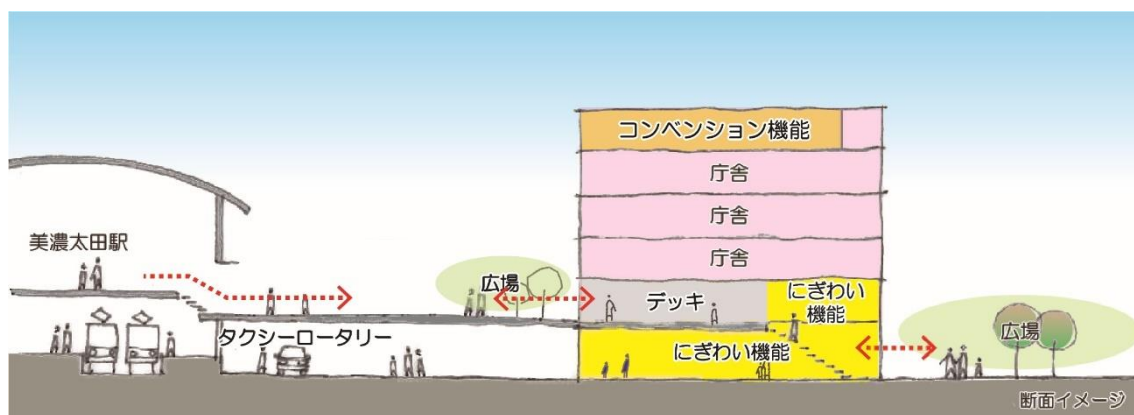
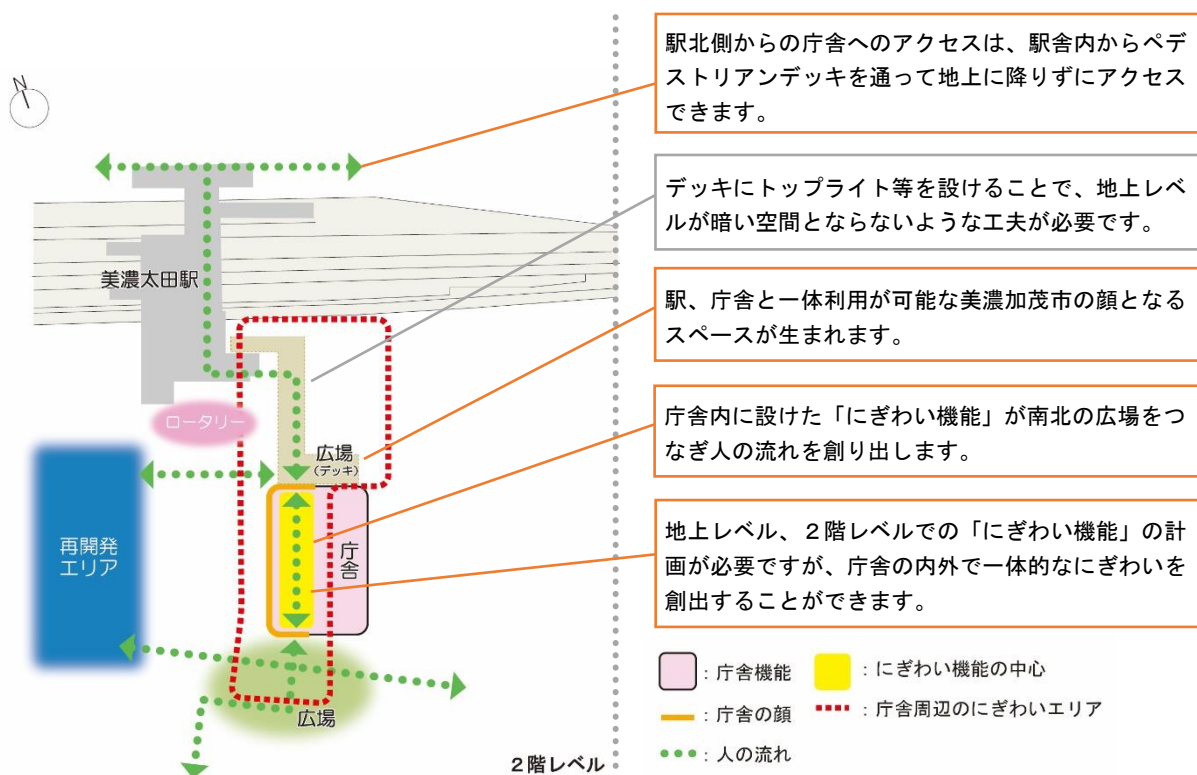
新庁舎の北側に設けた広場は、美濃太田駅北側の市街地や駅利用者が訪れやすい空間となります。南側の広場は、南側の“まち”に向かって、人の流れやにぎわいが広がるきっかけとなります。

また、にぎわい機能を、南北の広場と接続し再開発エリアにも面するように配置することで、南北と西側の“まち” にぎわいの波及が期待できます。

C案を配置計画の基本方針として定めるにあたり、北側広場は、庁舎への駅北を含むアクセス性や避難等に配慮し、広場を兼ねたペDESTリアンデッキとします。

ペDESTリアンデッキを設置することで、駅コンコースから庁舎までペDESTリアンデッキを経て2階レベルで直結することが可能となります。また、浸水害の際には避難動線の確保（水平避難）として利用できます。駅前の既存ロータリーも現状のまま活用することができます。

C案：広場南北側設置＋2階レベルアクセス



新庁舎の計画・建設の際に、規模や用途に影響する敷地条件を以下に示します。
 なお、敷地条件は建設の計画地を P. 92、次頁で示す A1、A2、B と仮定したものです。

地名地番	岐阜県美濃加茂市太田町 2565 他	
敷地面積	約 3,500 m ² (A1、A2、B)	
保有状況	市有地	
用途地域等	商業地域	
その他 地区	景観計画区域	段丘ゾーン
	その他	建築基準法第 22 条区域
		市街地再開発事業区域・高度利用地区
建ぺい率	80% (角地緩和 80+10=90%)	
容積率	500%	
隣接 道路	東側	後田 2 号線 幅員：約 8.0m
	西側	太田駅前線 幅員：約 17.0m
	南側	太田 154 号線 幅員：約 1.5m
	北側	後田 2 号線 幅員：約 13.0m
高さ制限	道路斜線制限	

6-2. 計画地における駐車場、駐輪場計画

駅に隣接する庁舎として、公共交通機関でのアクセスが多いことも想定されますが、駐車場、駐輪場の利便性を考慮した場所に設ける事が重要です。

前章より、算定した駐車台数、駐輪場を確保します。

■駐車場

前章より算定した公用車用約 60 台、来庁者用約 100 台以上、合わせて約 160 台以上を確保します。

現在駅周辺に市が所有する市商業ビルの駐車場（第 5 章 5-1、C1～3）は約 120 台分以上の駐車スペースがあります。また、新庁舎計画地（A/B）内に庁舎と隣接する形で、車いす利用者、障がい者等に配慮したおもいやり駐車場を含め、約 40～60 台程度を整備します。合わせて、約 160 台以上の駐車場を庁舎周辺に確保します。

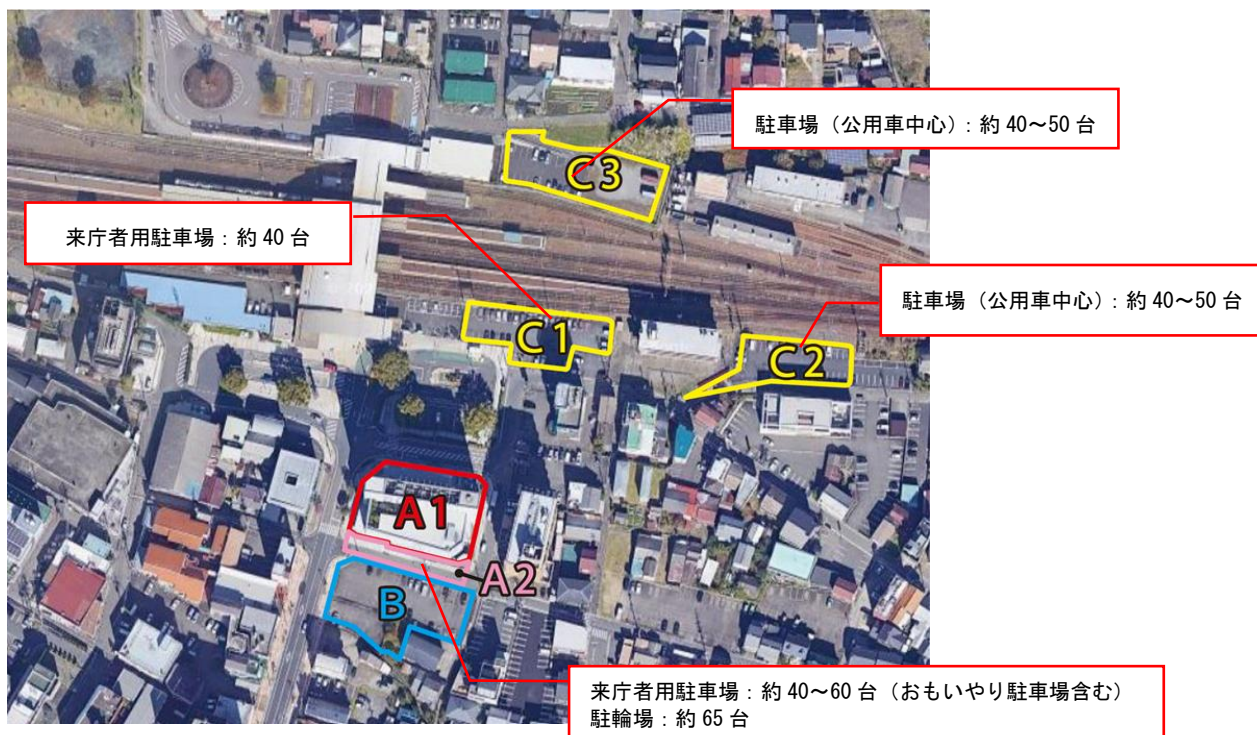
なお、来庁者用駐車場は新庁舎計画地（A/B）内及び C1 を中心に、公用車駐車場は主に C2/C3 駐車場を利用して整備します。また、駅の北側からの利用者に配慮し、C3 駐車場も一部来庁者用駐車場としても有効利用します。

■駐輪場

前章より算定した駐輪台数の約 65 台以上を検討します。駅周辺の駐輪場の有効活用を踏まえ、最終的な台数を算定していきます。

メインストリート側の歩行者の安全性や景観に配慮し、計画地内の東側を中心に駐輪場を確保します。

<市が所有する駐車場及び計画地における駐車・駐輪台数>

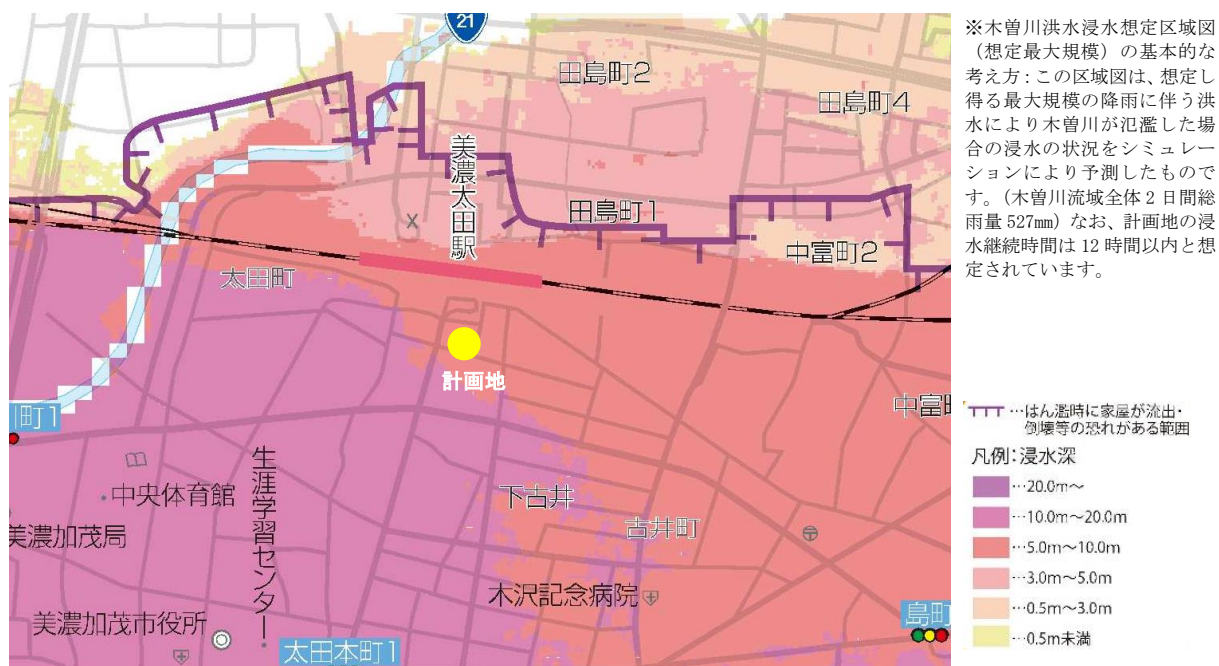


6-3. 災害時に配慮した庁舎計画

国土交通省「官庁施設の基本的性能基準」のうち、「対浸水に関する性能」では、河川氾濫等の水害に対して、人命の安全確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持、又は財産・情報の損傷等の防止が図られる性能の水準を定めています。

新庁舎においても、建物機能の維持及び防災拠点機能を確保し、周辺市民の緊急一時避難場所として機能する必要もあります。

木曽川洪水浸水想定区域図より最大規模の災害が発生した時、新庁舎の計画地である美濃太田駅周辺は浸水の恐れがあります。

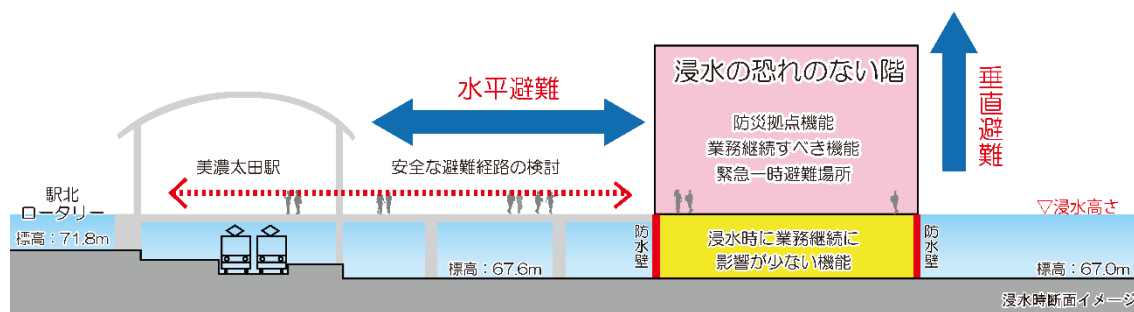


木曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



木曽川洪水浸水想定区域図（計画規模）

建物機能の維持に必要な機械設備及び防災拠点機能、周辺市民の緊急一時避難場所（垂直避難）となるコンベンションホールは、浸水の恐れのない高さに設置します。浸水時の建物の機能不全を防止し、業務の継続機能を確保します。また駅北への災害時の安全な避難（水平避難）に配慮し、ペDESTリアンデッキ等により動線を確保します。



浸水時の庁舎断面イメージ

また、庁舎は、非常時・災害時に素早い対応と情報発信等が求められます。防災機能としては、課長級以上（およそ40人）が緊急時に口の字型に着座ができる防災対策本部室と現庁舎同程度の防災無線室、防災備蓄倉庫等で約200㎡の面積を確保します。災害対策本部室は通常業務時には、大会議室として兼用可能とします。



災害対策本部室イメージ（大垣市役所）

そのほか、建物内への浸水対策として、庁舎の玄関や通用口等に防水壁設備の整備を検討します。



ウォーターガード（防水壁）
出典：三和シャッター工業株式会社 HP

<浸水対応型庁舎にむけて>

日本では地形の特性上、市街地が河川沿いや海岸沿いに発展してきた歴史があります。それは、かつての人流や物流において、水運の果たす役割が大きかったからです。よって、明治から昭和に建てられた庁舎は市街地にあり、かつ河川や港湾に近接しているところが多く見受けられます。現在も、市街地、人口集中地区（DID）、“まちなか”とよばれる人が多く住む地域は河川や港湾に面したエリアに多く存在します。

現在、多くの自治体で新庁舎の整備が進んでいます。それぞれ、浸水害に対応した建物機能を持ち、工夫しながら、市街地の活性化や周辺に暮らす多くの市民を守るために、“まちなか”に新庁舎を整備しています。

■半田市役所（平成 27 年 1 月開庁）

- ・最大浸水高：0.5～3m（高潮）

免震構造により南海トラフ巨大地震に備える一方で、市民ロビーなども広く、備蓄品を備え、避難者が過ごすことができる和室や会議室などがあります。津波が予想される区域に新庁舎の場所があることから、緊急時には周辺市民の一時的な避難を受け入れる機能を持つ庁舎です。



出典：半田市 HP

■土岐市役所（令和 2 年 3 月開庁）

- ・最大浸水高：5～10m

重要諸室（電算室、災害対策室）は最上階（3階）に、発電機置場は屋上に配置しています。また、地階を設けず、1階フロアレベルを地盤レベルよりも高く設定、浸透性舗装を採用しています。



出典：土岐市 HP

■岐阜市役所（令和 3 年 5 月開庁）

- ・最大浸水高：0.5～3m

1階の床レベルを周囲のレベルよりも1m以上上げ、浸水対策を講じています。また、万が一想定を超える浸水があった場合にも、免震層に排水側溝と排水装置を設置し、庁舎内への浸水を防ぐ計画としています。その他、電気室や発電室など庁舎機能の維持に必要な設備は8階に集約しています。



出典：岐阜市新庁舎基本設計

■羽島市役所(令和3年10月開庁予定)

- ・最大浸水高：5～10m

現庁舎よりも高い、南側の敷地に建設することで浸水しにくいレベル設定としています。また、万が一の免震ピット層への浸水対策として、免震装置の設置高さの工夫とポンプアップによる排水対応を行うものとしています。



出典：羽島市新庁舎基本設計

■焼津市役所(令和3年9月開庁予定)

- ・最大浸水高：0.5～3m(津波)

窓口は2階以上とし、2階ロビーや庁舎外周テラスなどに周辺住民や来庁舎など500人程度が一時避難できる設計としています。また、受水槽は浸水被害を受けない2階に設置する、1階部分の設備系統は単独とし2階以上との系統を区分するなどの浸水対策を講じています。



出典：焼津市HP

■江戸川区役所(基本計画策定段階(令和3年3月))

- ・最大浸水高：3～5m

水害時に浸水が見込まれる1階部分には窓口を配置せずにピロティ空間(外部に開かれた柱のみの空間)を設けるとともに、主要設備は非浸水階に配置することを計画しています。また、平時には庁舎入口へのメイン動線として、水害時には避難場所としての活用が可能なペDESTリアンデッキの整備を検討しています。

官庁施設の基本的性能基準(国土交通省)には、対浸水に関する性能として、「水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等(災害対策本部室等)が、発生頻度の低い水害(想定最大規模の浸水害)に対して、人命の安全の確保が図られており、かつ、災害応急対策活動等を円滑に行う上で支障となる浸水の防止が図られている」ことを求めており、具体的には、上記の室等を想定される水位より高い位置に設置することなどです。

美濃加茂市も先進的な他自治体の取り組みを調査研究し、「浸水対応型庁舎」として新庁舎の整備を進めます。

※各庁舎の最大浸水高は、ハザードマップなどから測定したものです。

6-4. 新庁舎及び駅周辺の配置計画

「現代版太田宿」としてにぎわいの創出に寄与し、防災拠点として機能する災害に強い庁舎を実現するゾーニング計画とします。

「現代版太田宿」を実現する庁舎ゾーニング

「メインストリートに面して駅から市街地をつなぐにぎわいを創出する庁舎」

美濃太田駅から木曽川まで続くメインストリートに対し、にぎわいが駅前から市街地に向かって広がっていくように敷地内の西側に南北に長く市民が利用する広場やにぎわい機能をゾーニングする計画とします。



災害に強い庁舎ゾーニング

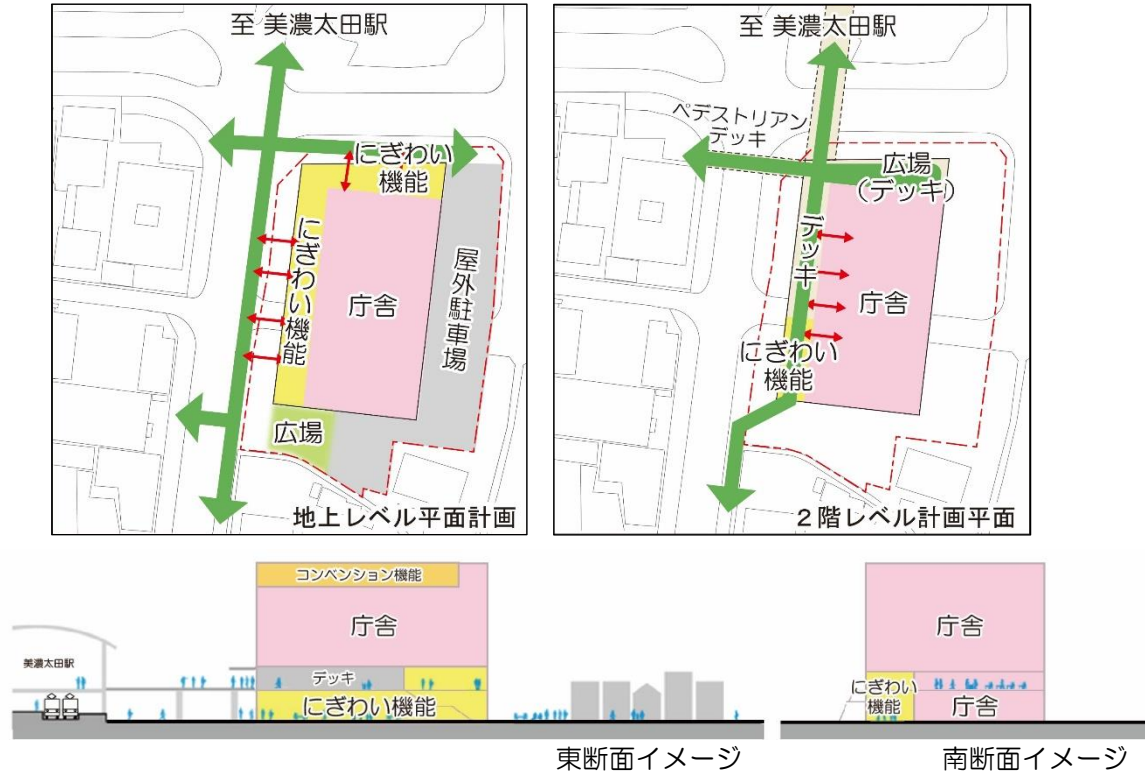
「浸水を想定した庁舎機能・避難スペースの配置に配慮した庁舎」

庁舎機能及び市民の緊急一時避難所を地上レベルに設置することを避け、駅北からの安全な避難に配慮し、ペDESTリアンデッキにより空中レベルでのアクセスが可能な断面計画とします。コンベンションホールは市民の避難スペースとして活用します。庁舎窓口機能を優先的に低層部に設置し、コンベンションホールは、最上階に設置します。

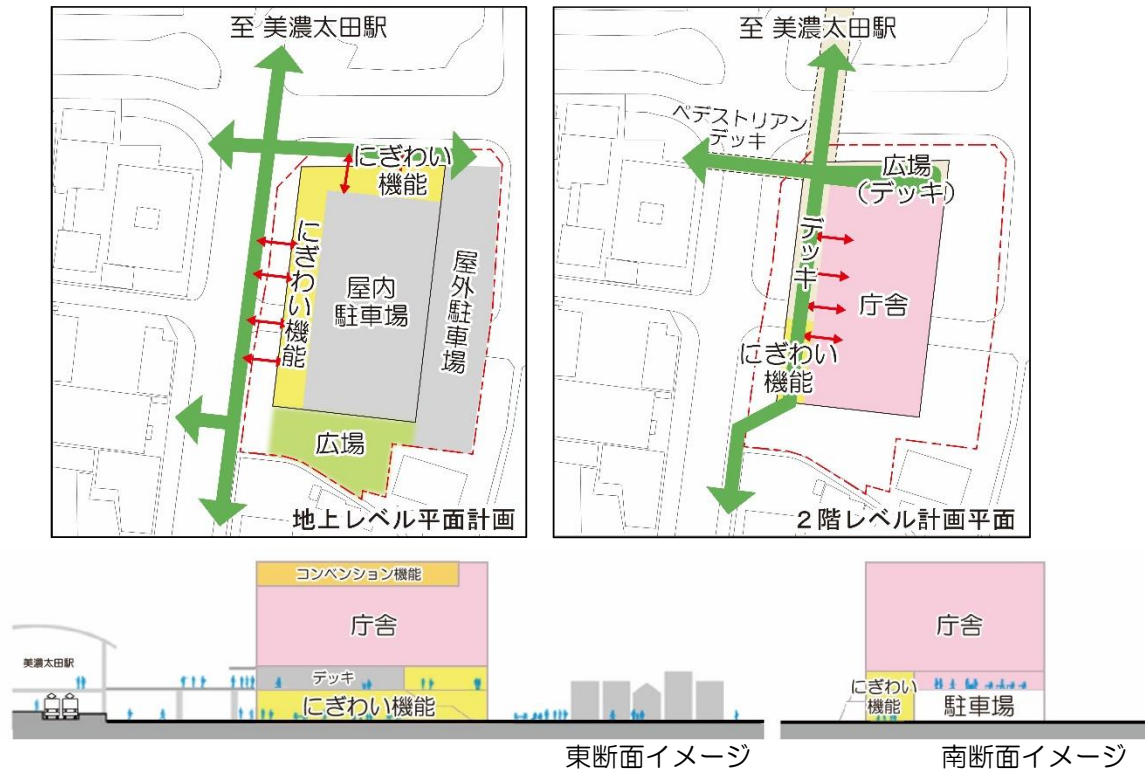
庁舎機能	約 7,200 m ²	コンベンション機能・ 商業的機能	約 1,500~2,000 m ²
防災機能	上記のうち約 200 m ²	建物 1 階駐車場	約 0~500 m ²
合計	約 8,700~9,700 m ²		
駐輪場	約 65 台		
駐車場	約 40~60 台		

※駐車場は新庁舎に隣接した駐車場の台数です。

ロシーン1 庁舎機能を1階に配置



ロシーン2 プロティ型駐車場を1階に配置

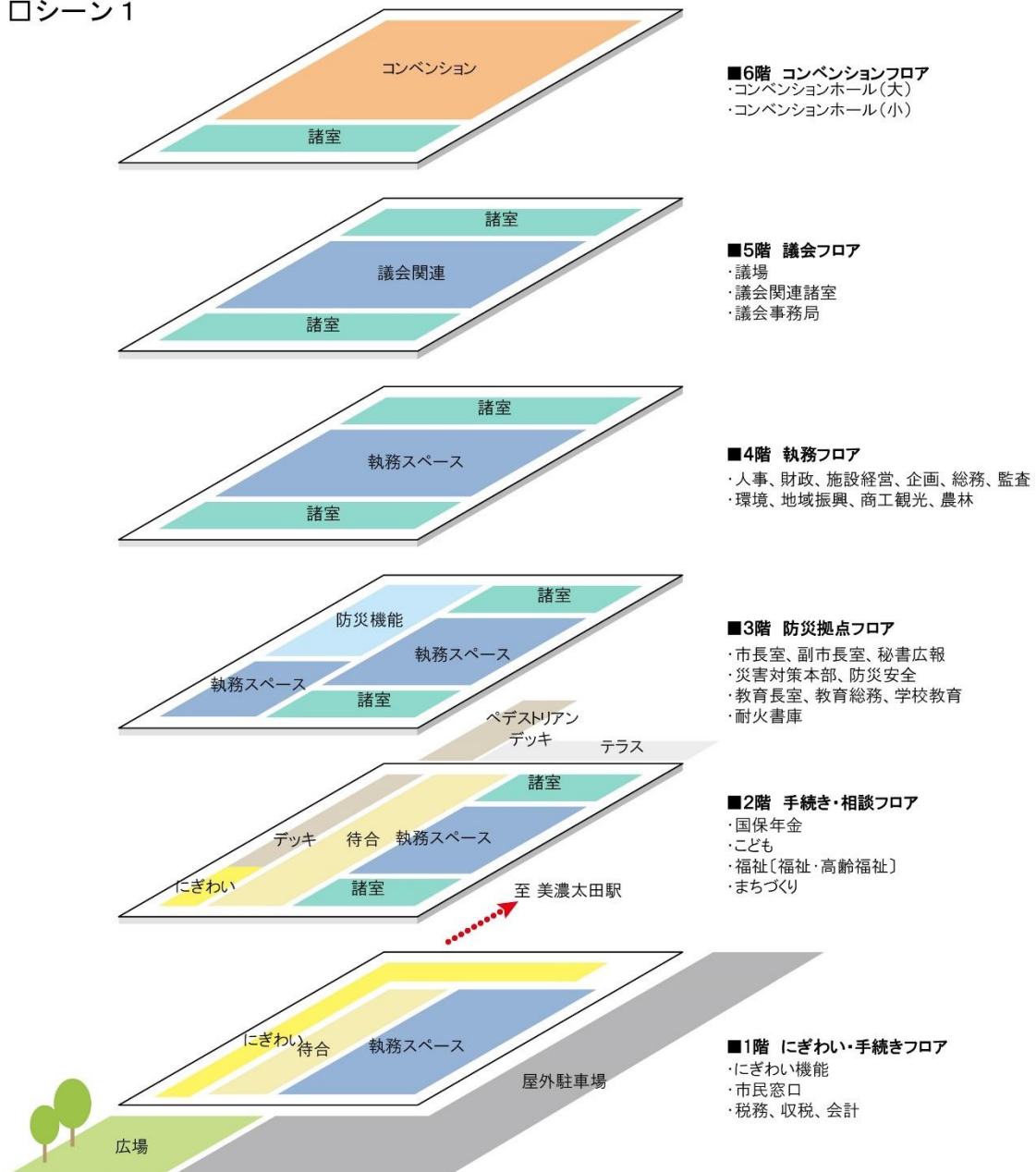


6-5. 新庁舎の部署配置計画

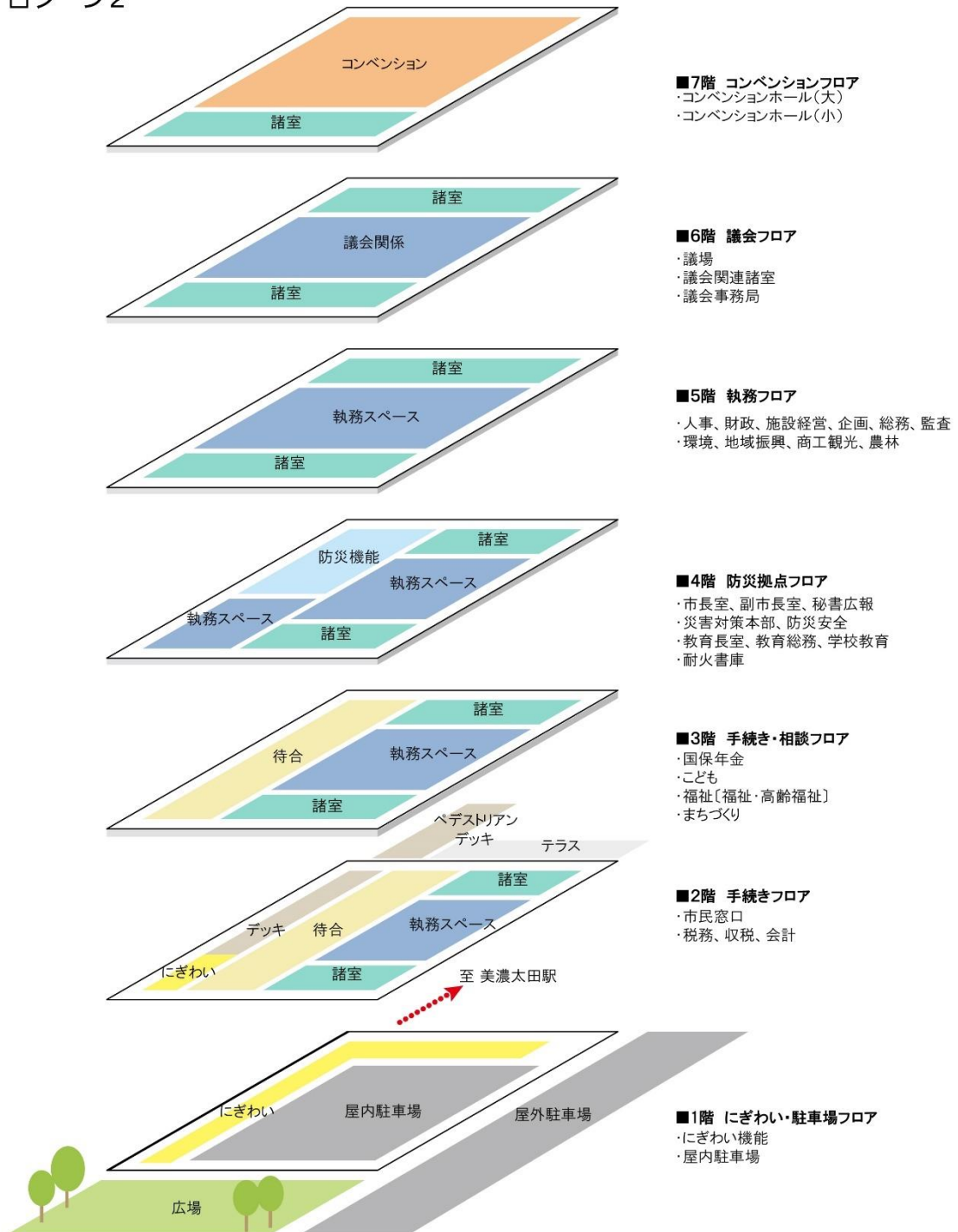
新庁舎では、市民課・福祉課・国保年金課など市民利用の多い窓口を低層階に配置し、中層階には教育委員会・総務課・企画課など特定の利用者が訪れる窓口を、高層階に防災安全課、防災会議室など危機管理セクションや議場などを配置します。ライフイベントの届け出や申請などにおいて、利用者の移動が少なくなるように部署を配置します。

なお、本計画では、現在の庁舎の利用状況、ヒアリング調査、庁内検討等を経て、部署配置のイメージを示すものです。基本設計等において詳細の検討を加えることとします。

□シーン 1



□シーン2



7. 概算事業費

(1) 概算事業費

整備地の選定にあたって示した「②美濃太田駅周辺」の事業費のうち、新庁舎本体の整備に要する費用（イニシャルコスト）として積算した概算費用は以下のとおりです。

新庁舎整備に要する初期費用(概算事業費)		補足
土地取得費	144,000 千円	市商業ビル関係及び周辺民有地の取得(補償)の費用です。
解体費	487,000 千円	現庁舎及び商業ビルの解体費用です。
設計費	403,000 千円	企画設計、オフィス設計、調査等を含みます。
建物本体工事費	4,795,000 千円	工事単価を 45 万円/㎡で算出、地盤改良工事費を含みます。
外構工事	262,000 千円	駐車場等の整備費用です。
ペDESTリアンデッキ	314,000 千円	美濃太田駅と新庁舎をつなぐデッキです。 (市街地再開発事業分)
合計	6,405,000 千円	

・建設工事費の単価は、工法・建築面積・使用する部材・仕上げの仕様・建設場所・建設環境などによって変わります。近年の近隣における新庁舎建設工事の事例を参考に 45 万円/㎡に設定しました。

・移転、備品購入等に要する費用は上記に見込まれていません。

※建物本体工事の概算額を 45～50 億円として、コストを適切に管理していきます。

(2) 新庁舎建設基金

市では、新庁舎の整備にむけて、上記建物本体工事費のおよそ 1/2 を目標に、平成 24 年度より新庁舎建設基金を計画的に積み立ててきました。本事業の実施にあたっては、同基金の活用をはかりながら、補助金等の活用を積極的に進めます。

新庁舎建設基金		補足
令和3年度末 残高見込額	約 2,185,000 千円	令和2年度末残高に令和3年度予算額を加えた額です。
令和4-6年度 積立見込額	約 315,000 千円	令和4年度～令和6年度(3年間)において積み立てを想定する額です。
合計	約 2,500,000 千円	新庁舎建設基金積立合計額です。令和6年度末までに積み立てる目標額です。

・庁舎整備を目的とした国の補助金は想定できませんが、立地適正化計画の都市機能誘導区域内であることを活かし、ペDESTリアンデッキなどの周辺環境や市民交流スペース（コンベンション機能など）の整備には、国の補助金の活用が見込まれます。あわせて脱炭素化・省 CO2 化など環境に配慮した建物であること（サステナブル建築物）や内装

の木質化などに対しての補助金の活用を進めていきます。なお、補助金を活用した場合は市債の一部は地方交付税として措置されます。

前頁の概算事業費は、従来型事業手法（市が直接、設計及び工事を発注する方式。これまでの公共施設整備において多く使われる事業手法）において計画したものです。次項以降の事業手法の考察を踏まえ、基本計画策定後に「新庁舎整備実施計画（事業手法の選定）」において、最も効率的かつ効果的な事業手法を選定します。

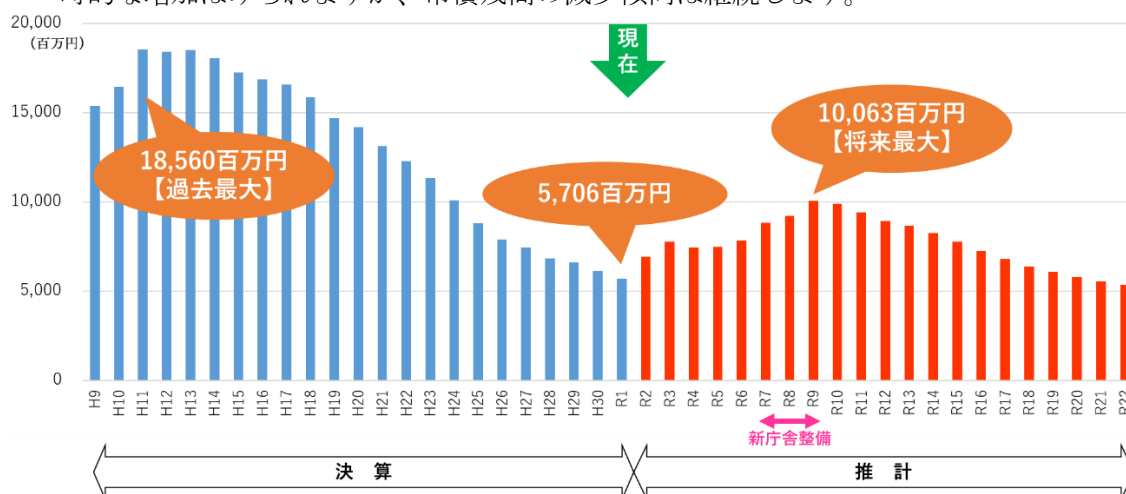
<持続可能な財政運営のために～令和3年度中期財政見通し～>

新庁舎整備等による財政への影響をはかり、将来の見通しをもって計画的に事業を進めるため、市では中期財政見通しを策定しています。令和7年度から令和9年度にかけて新庁舎の建設工事を行った場合の市債（事業債）及び財政調整基金の将来推移の見通しは以下のとおりです。なお、将来負担比率0%の維持を見込んでいます。

※令和3年度中期財政見通しに基づく見通しです。なお、中期財政見通しは毎年度更新されます。また、市債（事業債）は、市債のうち臨時財政対策債を除く事業債を掲載しています。

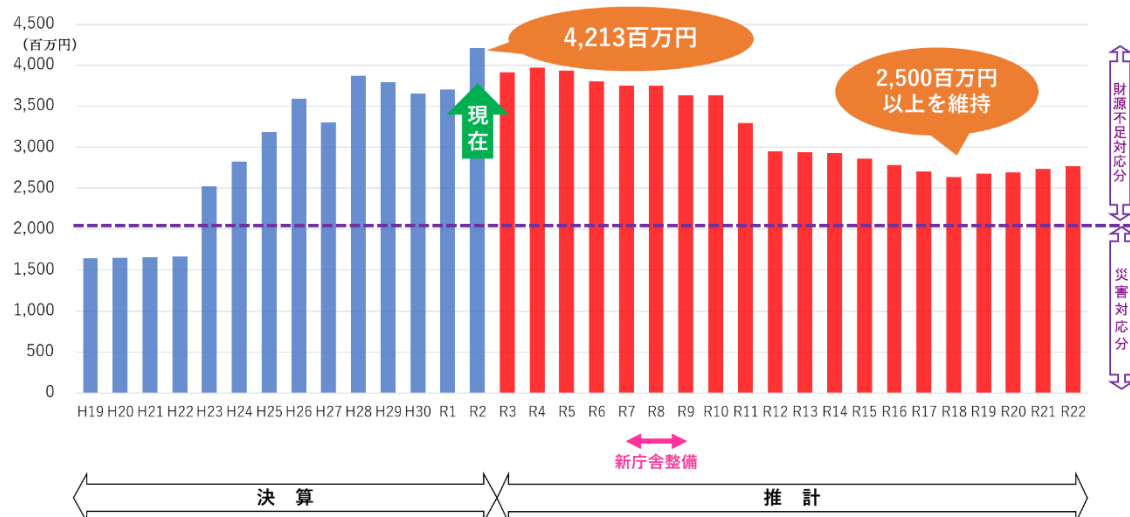
□市債（事業債）の年度末残高の見通し

一時的な増加はみられますが、市債残高の減少傾向は続きます。



□財政調整基金の将来推移の見通し

将来の災害などに備えて、余裕をもって財政調整基金を確保します。



8. 事業手法

新庁舎の整備にあたって、より効率的に事業を推進し、より効果的にサービスを提供することを目指し、最適な新庁舎整備の事業手法を選択することが大切です。

本市は、公共施設等総合管理計画で民間の資金やノウハウを積極的に活用していく「民間活用」を公共施設等の最適化を図るための方針の1つとしています。

平成29年10月には、「美濃加茂市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を策定しています。これは、PPP/PFI手法を導入するための優先的検討を行うにあたっての必要な手続を定めており、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率かつ効果的に社会資本を整備するとともに、良質なサービスの提供を確保し、地域の健全な発展に寄与することを目的としています。なお、この規定により、本事業では従来方式に優先して官民連携事業方式（PFI等）の検討が求められます。

また、平成30年2月には「美濃加茂市PPP/PFI導入ガイドライン」を策定し、積極的なPPP/PFIの導入を推進しています。

そこで、ここでは、PFIなど官民連携事業方式について従来方式と比較し、想定されるPFIの事業スキーム及び見込まれる効果と予想されるリスクの検討を行います。

なお、新庁舎整備の事業手法については、美濃加茂市新庁舎整備基本計画を策定後、美濃加茂市新庁舎整備実施計画において最適な事業手法を選択します。

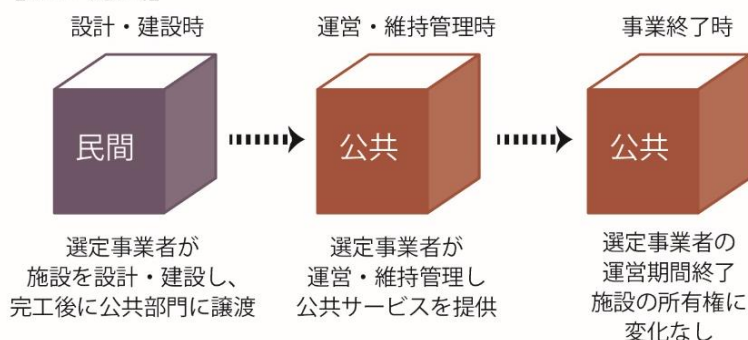
8-1. PFI 方式の諸条件の整理

PFI 方式は、公共事業を実施するための手法の 1 つですが、民間の資金と経営能力と技術力を活かし、設計・建設・維持管理・運営を行う手法です。設計・建設・維持管理・運営の全体、又は一部を一体的に行うことで、事業コストの削減と質の高いサービスの提供が期待できます。

8-1-1. 事業方式

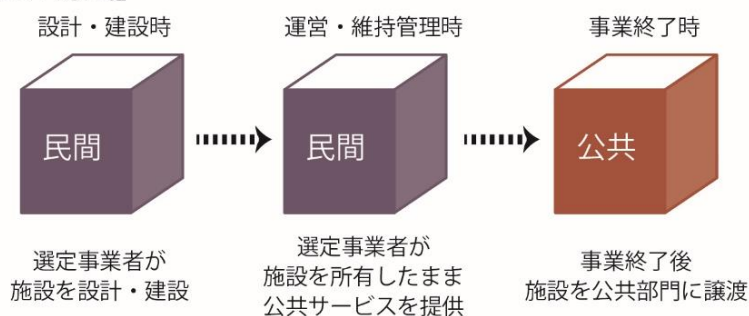
本事業で想定される施設の所有形態等による事業方式を分類すると以下のとおりです。

【BTO 方式】



民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が運営、維持管理を行う方式です。

【BOT 方式】



民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営を行い、事業終了後に公共に所有権を移転する方式です。

【BOO 方式】

民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営を行い、公共に所有権を移転しない方式。

8-1-2. 事業類型

PFI方式の事業費回収方法による事業類型の分類は以下のとおりです。

【サービス購入型】



選定事業者が資金調達、施設の建設・運営を行い、民間が提供するサービスに対し、公共が対価を支払う方式です。

【独立採算型】



選定事業者が資金調達、施設の建設・運営を行い、料金徴収等の収入によって直接投資回収する方式です。

【混合型】



料金収入によって投資回収しますが、公共による財政等支援がある方式です。先進事例の事業方式及び事業類型は以下のとおりです。

事業名	事業方式	事業類型
京都市伏見区総合庁舎整備事業	BT0	サービス購入型
京都市左京区総合庁舎整備等事業	その他(DBM)※	サービス購入型
京都市上京区総合庁舎整備事業	その他(DBM)※	サービス購入型
紫波町新庁舎整備事業	BT0	サービス購入型
和泊町新庁舎建設事業	BT0	サービス購入型
東大阪市新旭町庁舎整備事業	BT0	サービス購入型
貝塚市新庁舎整備事業	BT0	混合型

庁舎部分の事業は、利用料金の発生する公共用施設（文化施設等）の整備ではないため、事業方式はBT0型、サービス購入型をPFI方式の基本として検討します。

※DBM:公共が資金調達し、設計業務と施工業務、維持管理業務を一括して応募企業に発注する方式。

8-2. 事業方式の比較

本事業には、大別して従来事業方式、官民連携事業方式（PFI等）の2つの事業方式が想定できます。

想定される事業方式を以下に示します。

【各事業方式】

①従来方式

設計、施工、維持管理の各業務を公共が直営（業務委託を含む）にてそれぞれ実施し、これらの実施に要する費用を地方公共団体等が一般財源、起債等によって調達する。

②DB方式

設計業務、施工業務を一括して民間事業者に性能発注するが、これらの実施に要する費用は地方公共団体等が一般財源、起債等によって調達する。維持管理業務は別途発注する。

③DBO方式

設計業務、施工業務、維持管理業務の各業務を一括して民間事業者に性能発注する。ただし、契約は設計業務及び施工業務と維持管理業務で別となり、民間事業者と「設計及び工事請負契約」及び「維持管理業務委託契約」を締結する。

資金調達は公共が行い、整備・更新費については竣工までに民間事業者へ支払うのが一般的である。

④PFI（BT0）方式

設計業務、施工業務、維持管理業務を一括して民間事業者に性能発注する。資金調達は民間事業者が行い、整備費については公共から民間事業者へ事業期間中に分割して支払われる方法が一般的である。

⑤リース方式

民間事業者が設計、施工し、設備を所有したまま維持管理を行う。資金調達は民間事業者が行い、地方公共団体等は、事業期間にわたってリース料を分割で支払う。

【市と民間事業者の役割分担】

	設計 (D)	建設 (B)	維持管理 運営 (O)	資金調達	所有
従来方式	市	市	市	市	市
DB方式	民間	民間	市	市	市
DBO方式	民間	民間	民間	市	市
PFI（BT0）方式	民間	民間	民間	民間	市
リース方式	民間	民間	民間	民間	民間

【各事業方式の特徴】

	従来方式	DB方式	DBO方式	PFI (BT0)方式	リース方式
①事業の効率性	設計・施工、維持管理を分離して発注	設計・施工を一括発注するため、従来方式と比較し、施工の効率化が可能	設計・施工、維持管理を一括発注するため、従来方式と比較し、施工や維持管理の効率化、質の向上を見据えた設計が可能		
②発注者の負担の軽減	契約単位での個別調整が必要であり、調整負担が大きい	設計・施工を一括で発注するため、従来方式と比較すると一定程度負担が軽減される	設計・施工、維持管理期間を通じ、受注者の窓口が一本化され、発注者の負担が軽減される		
③サービス水準の向上	設計・施工、維持管理を分離して発注	設計・施工一括発注のため、発注手続き等を短縮できる 設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待される	設計・施工、維持管理を一括発注するため、質の向上を見据えた設計が期待される。また、設計・施工、維持管理期間を通じて同一企業等に性能保証を求めることが可能		
④事業スケジュール	一般的に、PFI事業に比べ短い期間での発注手続きが可能（ただし、分離発注のため業務毎に発注手続きが必要）	設計・施工一括発注のため発注手続き等を短縮できる 設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待される	設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待される	一般的に、PFI事業に比べ、短い期間での発注手続きが可能 設計・施工を一括で発注することにより設計・施工に要する期間が短縮されることが期待される	
⑤財政負担	発注者が整備費用の資金調達を行い、竣工時に整備費用を負担する 維持管理業務は別途負担が必要となる 補助金活用も検討可能		従来方式と比較し、事業期間にわたり、財政支出の平準化が可能 補助金活用も検討可能	従来方式と比較し、事業期間にわたり、財政支出の平準化が可能 補助金が活用できない	
⑥民間の創意工夫	業務別の個別発注であり、業種を超えた創意工夫は期待できない	設計・施工においては効率化やコスト削減が期待できるが、管理運営のサービス向上は期待できない	設計・施工・維持管理運営まで各業務を担う企業のノウハウや創意工夫が発揮されることが期待できる 設計・施工・維持管理運営まで各業務を担う企業のノウハウや創意工夫が発揮される		
総合評価	適性が低い	適性がやや高い	適性がやや高い	適性が高い	適性がやや高い

8-3. 民間事業者の参画可能性の検討

8-3-1. 調査の目的・方法

事業手法の検討において、民間事業者の参加意欲の把握が必要不可欠です。本事業の特性、想定される事業スキームを鑑み、以下の業種を対象に民間意向調査を実施しました。

業種・業態	アンケート対象	アンケート回答
民間収益企業（飲食、物販、サービス）	40社	12社
建設企業（大手企業、地元企業）	20社	16社
維持管理企業	5社	3社
金融機関（地元金融企業）	3社	3社

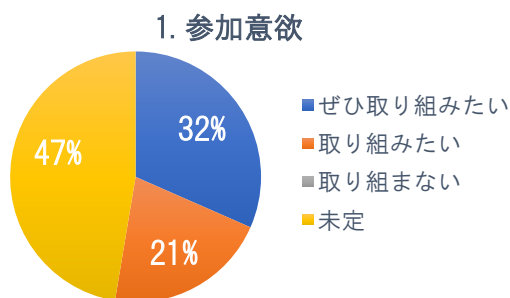
8-3-2. 調査結果

主要なアンケート結果は次のとおりです。

【建設企業・維持管理企業】

1. PFI手法を活用した場合の参加意欲

・ぜひ取り組みたい：6社 ・取り組みたい：4社 ・取り組みまない：0社 ・未定：9社



<ぜひ取り組みたい>

・詳細が公表され次第、取り組みたい。

<取り組みたい>

・興味がある。
・事業者にとって適正なリスクバランスであれば、参画検討したい。

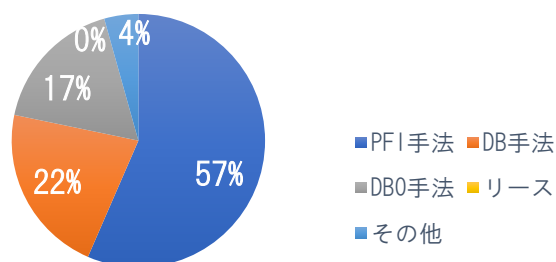
<未定>

・実績がないため。
・詳細が未確定のため、判断できない。
・諸条件（立地及び施設規模、事業内容、昨今の建設需要に伴う施工人員の逼迫）を鑑みて慎重に対応したい。

2-1. 最適な事業手法について（施設の所有形態）

・PFI手法：13社			
・BOT：0社	・BT0：12社	・BT：1社	・その他：0社
・DB手法：5社	・DB0手法：4社	・リース：0社	・その他：1社

2-1. 最適な事業手法（施設の所有形態）



<PFI（BT0）手法>

- ・民間企業が不動産を所有するリスクを持たず、固定資産税、都市計画税、不動産取得税が発生しないため。
- ・施設整備だけでなく、公共サービスについても新たな民間活力や官民連携が求められていくと思われるため。

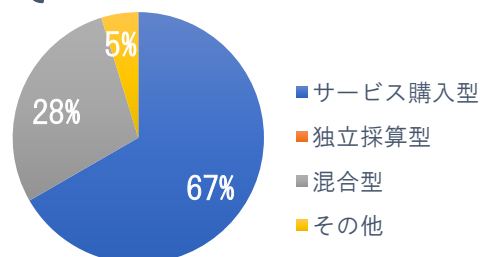
<DB手法>

- ・庁舎整備事業では、運營業務がほとんどなく、PFI手法で行う利点が少ないため。

2-2. 官民連携手法を取り組んだ場合の最適な事業手法について（事業費の回収方法）

・サービス購入型：14社	・独立採算型：0社	・混合型：6社	・その他：1社
--------------	-----------	---------	---------

2-2. 最適な事業手法について （事業費の回収方法）



<サービス購入型>

- ・民間収益事業と市役所の事業と離して運營業務に影響のないリスクの分離を行うべき。
- ・本事業は、市庁舎の整備運營業務であり、長期間の安定した維持管理運営が求められるため。
- ・県内の民間活力事業は、サービス購入型が多いため。
- ・駅前かつ町の中心地であるという立地から、民間収益施設の設置は可能と想定する。

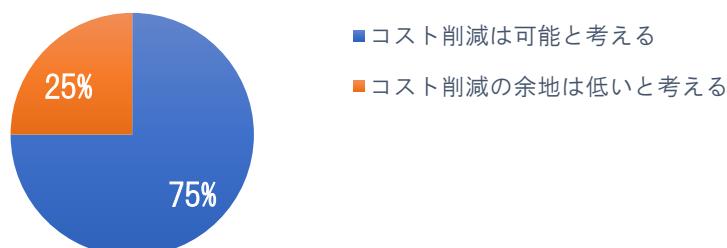
<混合型>

- ・市役所と地域に開かれた民間施設とを合わせて整備することで、地域と市役所との連携やまちづくりに寄与できるから。
- ・民間収益事業との複合を前提とした計画だから。

3. 設計・建設に係る費用の削減可能性

・コスト削減は可能と考える：12社		・コスト削減の余地は低いと考える：4社	
【コスト削減は可能と考える場合の概算のコスト削減率】			
・5%未満：7社	・5%～10%：3社	・10%～15%：1社	
・15%～20%：0社	・20%以上：0社		

3. 設計建設に係る費用の削減可能性



<コスト削減の余地は低い>

- ・コスト削減ができるとすれば従来手法における分離発注をPFI手法による一括発注にすること及び設計と建設を一括発注にすることの一体化のみで、コスト削減余地は低い。
- ・事業発注時の要求水準書において発注者と事業者の捉え方の相違が発生するリスクを回避するため、入札前に事業者の提案内容に関してヒアリング等を行い、互いの考えをすり合わせた。
- ・過去の実績より、5%程度は削減可能。

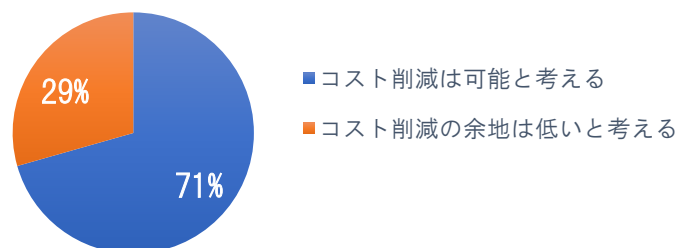
<削減率5%～10%>

- ・DB手法を採用することにより、参画のハードルが下がり、参画者が増えることで競争原理が働き、入札価格が下がる。
- ・DBOを含むPFI方式では、施工・維持管理会社と協力して提案するため、施設整備費の最小化が図れる。

4. 維持管理費に係る費用の削減可能性

・コスト削減は可能と考える：12社		・コスト削減の余地は低いと考える：5社
【コスト削減は可能と考える場合、概算のコスト削減率】		
・5%未満：4社	・5%～10%：5社	・10%～15%：0社
・15%～20%：0社	・20%以上：0社	

4. 維持管理費に係る費用の削減性



<コスト削減の余地は低い>

運用は市が行うため維持管理・運営企業の意見を設計に反映できる余地は限られるのでは。

<削減率5%未満>

・PFI事業のように長期間一括で発注した場合には、長期に渡る修繕費等の上振れリスクや想定外のリスクを考慮した場合、一定のリスクが発生することがあり、コスト縮減につながらない可能性がある。

・同要求水準、大規模修繕抜き、及び物価上昇を考慮しない設定で比較した場合、業務包括化による管理運営により5%程度の削減可能性はある。

<削減率5%～10%>

・維持管理運営については、単年度契約が長期契約になることによる人件費の安定化、業務の習熟度が高まることによる効率化等が考えられるため、一定のコスト削減は図れる。

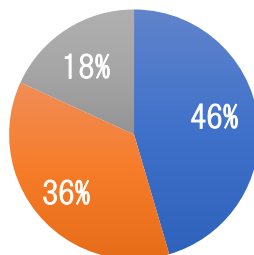
・審査の際、維持管理・運営費用の削減効果のある提案を求めることで、参画者が民間のノウハウを発揮し、設計提案に反映することで削減につながる。

【民間収益施設】

1. 関心の有無

・ 関心あり：5社	・ 現時点では特に関心なし：4社	・ どちらともいえない：2社
-----------	------------------	----------------

1. 関心の有無



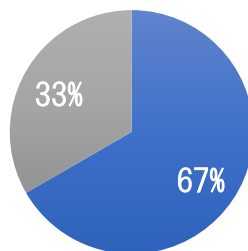
■ 関心あり ■ 現時点では特に関心なし ■ どちらともいえない

2. 新施設入居の意向

2-1. コンベンション機能のある新施設との併設の可能性

・ 可能：7社	・ 不可能：0社	・ どちらともいえない：4社
---------	----------	----------------

2-1. コンベンション機能のある 新施設との併設の可能性



■ 可能 ■ 不可能 ■ どちらともいえない

<可能>

- ・ オープンスペースでCAFÉやレストランなどは可能。
- ・ コンベンション本来の意味は展示会、見本市、学術会議、講演会等を指すが、地域にもたらす経済効果を考慮すると、宿泊、飲食等は付随する物を期待できる施設とした方が望ましい。
- ・ 住民利用を考えると併設のメリットは大きい。
- ・ 集客要素となるため。

<どちらとも言えない>

- ・ 相乗効果が期待できるが、フランチャイズ店舗して成功するかどうかに疑問がある。
- ・ 経済条件による。

2-2. 立地条件

・ 集客が大いに期待でき、望ましい：6社	・ 店舗のコンセプトに相応しくない：1社	・ その他：4社
----------------------	----------------------	----------

【集客が大いに期待でき、望ましい理由】

- ・ 駅前立地を活かした飲食店等の盛り上がり期待できる。

【店舗のコンセプトに相応しくない理由】

- ・ 駐車場の不足

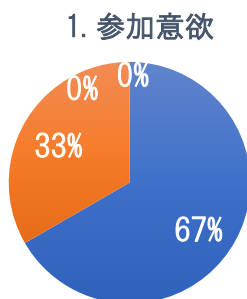
【その他理由】

- ・ 駅の乗降客数、周辺の商業地のにぎわい等を考えると見込み客数に不安。

【金融機関】

1. 参加意欲

・ぜひ取り組みたい：2社	・取り組みたい：1社	・取り組まない：0社	・未定：0社
--------------	------------	------------	--------



■ぜひ取り組みたい ■取り組みたい ■取り組まない ■未定

2. 民間事業者の業務範囲外とした方が良いと思われる業務、最大のリスク要因

- ・現状計画の店舗・コンベンションセンターを独立採算で運営することは、収支リスクが相応にある。
- ・SPC 出資者が飲食業や物販業に精通していない建設業者等である場合、飲食店や物産店等の収益が加味される混合型（一部独立採算型）はリスクになる。

3. 必要と考えるコンソーシアムの構成及び役割、分担や美濃加茂市の特性を踏まえた地域要件

- ・地元の本事業への理解のために、建築について構成企業（または協力会社）の1社には地元企業を入れるコンソーシアムにするのも良い。
- ・にぎわい創出のため、全国的にも実績のあるテナント運営ができる企業がコンソーシアムに入る必要がある。

※コンソーシアム：2つ以上の個人、団体、政府からなる何らかの目的に沿って活動する共同事業体

8-3-3. 傾向と分析

アンケート調査で頂いた意見を以下にまとめます。

【参加意欲】

- ・SPCの代表企業となりえる建設企業においては、参加意欲が高く見込まれる。
- ・民間収益施設は、参加意欲の意見は分かれる。
- ・金融機関は、参加意欲が高く見込まれる。

【事業手法】

- ・PFI事業手法としてはBT0方式の希望が多い。
- ・DB0方式の希望も見受けられる。
- ・PFI事業手法としては事業費の回収方法において、サービス購入型が望ましい。

【PFI手法における削減効果】

- ・PFI事業手法による費用削減効果は、設計・工事では5%未満、維持管理では5～10%と見込まれる。

8-4. 民間活用を行う目的と効果

従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、近年、民間主体によるまちづくりの取り組みが活発になってきています。人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障費の増大により行政の財政状況が厳しくなる中、民間のまちづくりへの参入は、にぎわい創出や公的施設の整備・管理の負担軽減が期待されるため、今後さらに重要となってきます。

行政と民間企業が互いに協力する「官民連携」によって、それぞれの強みを活かした質の高いサービスの提供を行うだけでなく、民間の参入により、歳入歳出のバランスが最適化され、民間の創意工夫がより事業価値の向上につながります。

【民間活用による効果】

①サービス水準の向上

民間のノウハウを活用して、快適な施設を効率よく維持管理することができ、質の高いサービスの提供も期待できます。

②財政負担の削減

本事業を遂行するに際して必要となる膨大な事業費をできる限り削減するために、民間事業者の技術や管理能力を有効的に活用し、長期包括契約によるコスト削減が重要です。

③地元企業の参画が可能

地元企業の参画を促すことで、地域に根差したにぎわいづくりの一端を担うことができます。

<官民連携手法活用事例>

■ 檜原市役所分庁舎（ミグランス）（平成 30 年 2 月開庁）

規模…地上 10 階 地下 1 階、延床面積：約 15,720 m²

機能…1～4 階：庁舎機能、1 階：レストラン、4 階：コンベンショナルルーム

檜原市が PFI 手法で整備を行っている庁舎機能、コンベンション機能、レストラン、ホテルの複合施設です。



出典：ミグランス 檜原市役所分庁舎 HP

■ 紫波町新庁舎（平成 27 年 5 月開庁）

規模…4 階、延床面積：約 6,650 m²

機能…庁舎機能、保健センター

紫波町が地域経済の活性化、雇用の創出を目指し、PFI 手法 (BTO 方式) によって維持管理を行っています。



出典：紫波町 HP

■ 貝塚市新庁舎（令和 4 年 5 月開庁予定）

規模…地上 6 階、延床面積：約 12,700 m²

機能…庁舎機能、民間収益施設（コンビニエンスストア等の売店及び食堂施設）

貝塚市は、PFI 事業の本体事業として新庁舎の整備、ならびに付帯事業として敷地の一部を活用した民間収益施設の整備、維持管理費及び運営等を行う計画です。

■ 長井市新庁舎（令和 3 年 5 月開庁）

規模…地上 3 階（一部 4 階）、延床面積：約 8,320 m²

機能…庁舎機能、地域防災センター、まちなか交流施設

DB 方式で山形鉄道フラワー長井線の長井駅と一体的な庁舎を建設。庁舎機能の集約と中心部活性化の新拠点を目指し、駅と一体となってにぎわいを生む交流スペースとして「市民交流ホール」が設けられています。



市民交流ホール

出典：長井市新庁舎建築工事実施設計 概要版／長井市 HP

■神戸市北区役所（平成 30 年 9 月開庁）

規模…地上 7 階、延床面積：約 22,870 m²

機能…庁舎機能（4～7 階）、店舗・事務所、駐車場

神戸市北区の玄関口にふさわしい交通結節機能の改善と駅前のにぎわいづくりを図るため、市街地再開発事業による再開発ビル、交通広場などの駅前整備を行いました。庁舎は神戸電鉄・鈴蘭台駅と直結した再開発ビル「ベルスト鈴蘭台」の 4～7 階に入居しています。1 階から 3 階には商業店舗を中心とした民間施設があります。バスターミナルなどにも接続し利便性が高くなっています。



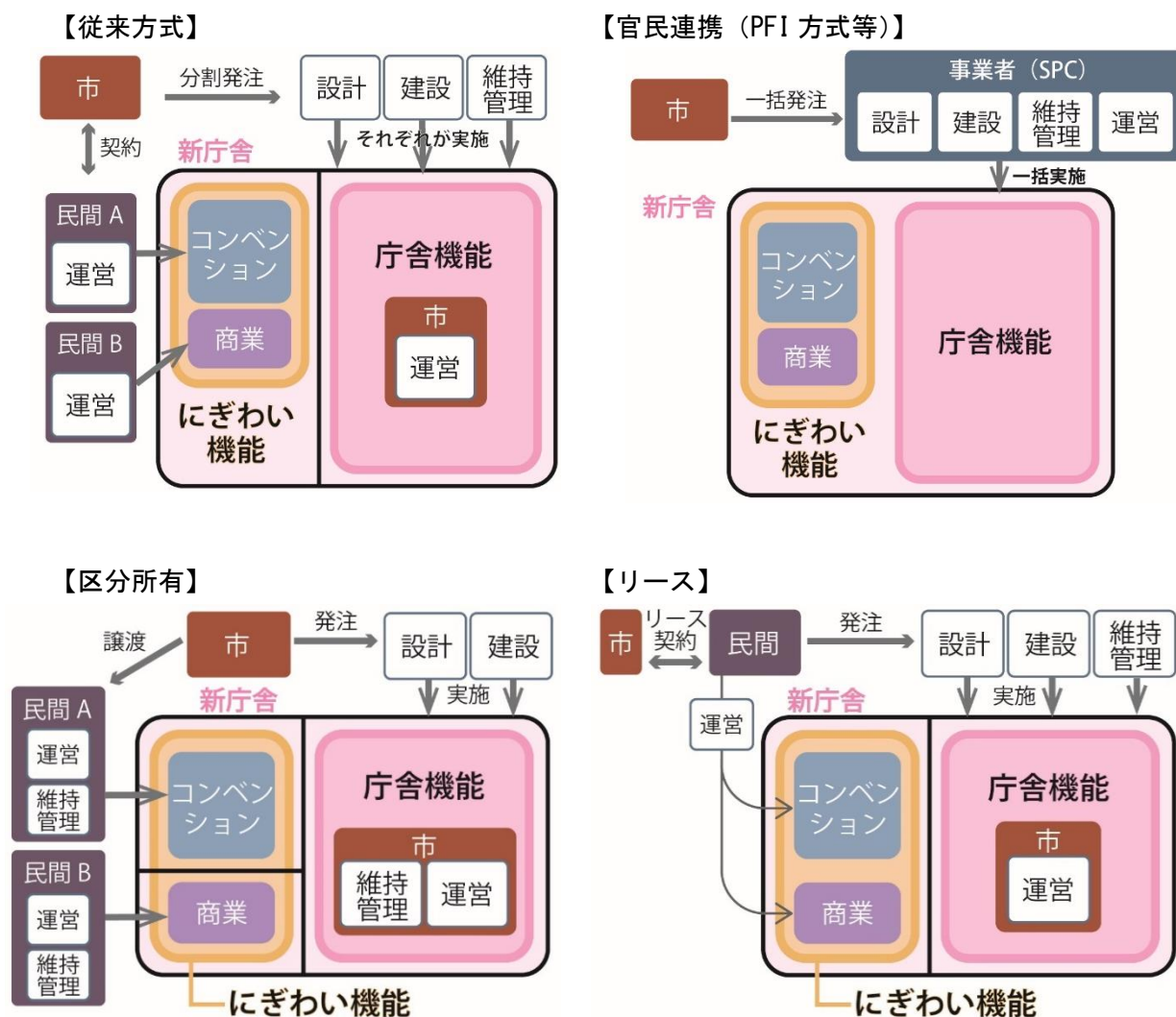
バスターミナル

出典：ベルスト鈴蘭台 HP 他

8-5. 新庁舎整備における官民連携の事業スキーム

本事業では、庁舎機能のみではなく、新庁舎とにぎわい機能の併設に効果的な事業スキームを計画する必要があります。これは、庁舎機能を最も基本とする機能として整えたいえに、にぎわい機能として商業的機能やコンベンション機能を併設し、バランスよく施設全体を維持管理運営するスキームです。

そこで、一般的な事業スキームを以下に示します。



※土地の権利に関して定期借地型などの借地権設定等の手法もあります。

□ 庁舎機能…

・自治体による行政サービスを提供する庁舎としての機能です。よって、市が安定して管理・運営できることが求められます。

□ にぎわい機能…

・コンベンション機能：会議・研修・イベント等、市民が交流する多目的スペースを運営する機能です。よって、民間の創意工夫を活かしながら、市民等が広く便利に利用できることが求められます。

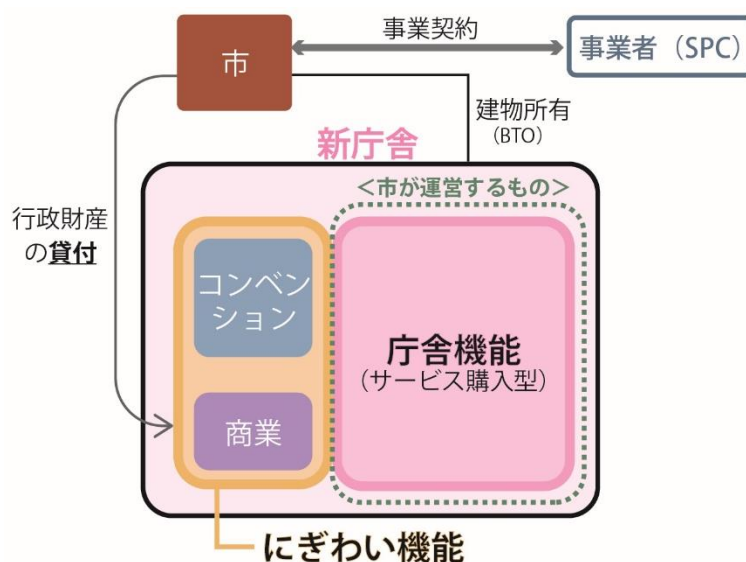
・商業的機能：人が集い、まちのにぎわいを創出する商業的な施設の運営機能です。民間の創意工夫によって魅力的な店舗などの運営が求められます。カフェなどのほか、ブックスタンドや子育て支援、観光案内所など行政と民間がコラボしてサービスを提供する機能が考えられます。

8-6. PFI 手法で想定される事業スキーム

ここでは、PFI事業について民間事業者の意向調査等を踏まえ、庁舎機能に加えてコンベンション機能と商業的機能の運営について2つのケースを示します。

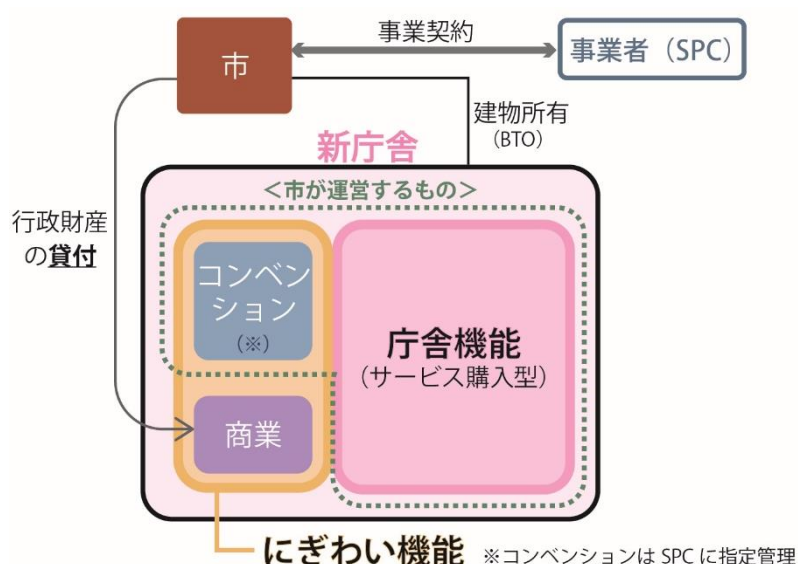
①市が庁舎機能のみ運営する場合

市が建物を所有し、庁舎機能のみ運営を行います。



②市が庁舎機能とコンベンション機能を運営する場合

市が建物を所有し、庁舎機能とコンベンション機能の運営を行います。



- ・ 庁舎機能は、公用施設として管理し、BTO・サービス購入型として運営
- ・ コンベンション機能は、公共用施設（公の施設）として管理し、SPCの指定管理による運営を想定
- ・ 商業的機能は、SPCにPFI法に基づく行政財産の貸付を行い、SPCによる民間事業者等の調整を見込む

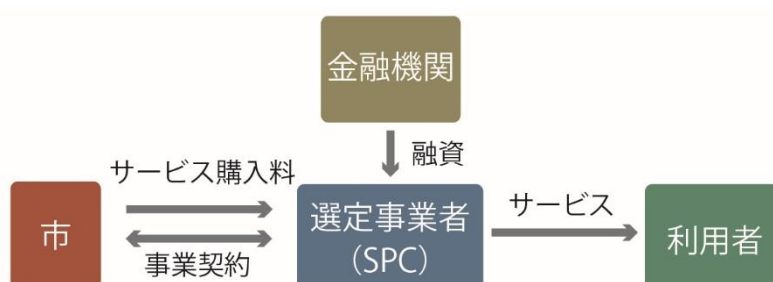
2つのケースの特徴は以下のように整理できます。

	メリット	デメリット
①市が庁舎機能のみ運営する場合	コンベンション機能の運営に民間活力・ノウハウを最大限に反映できる	民間はコンベンション機能の収益性を確実に確保できる保証がない
②市が庁舎機能とコンベンション機能を運営する場合	民間にとってはコンベンション機能を運営するリスクが少ないため、事業に参入しやすい	市にコンベンション機能の運営費の負担が生まれる

すなわち、コンベンション機能の運営は民間事業者にとって、リスクはあるもののノウハウを発揮できる機会でもあります。そこで、コンベンション機能の運営にあたっては、民間事業者が公の施設の運営に創意工夫を活かすことができる指定管理者制度を導入する上記のケース②とし、本体事業を庁舎機能とコンベンション機能、付帯事業を商業的機能として事業スキームを考えます。

- ・ 本体事業…新庁舎等（庁舎機能とコンベンション機能）の整備、維持管理及び運営等を行う事業のこと
- ・ 付帯事業…民間収益施設の整備、維持管理及び運営等を行う事業のこと
 （公共側がPFI事業を特定し、PFI事業とは別に民間事業者が自らの責任において利用者へサービスの提供を行い、その対価を利用者から徴収しながらPFI事業（本体事業）を阻害しない限度で公共の利益に資する事業）

【本体事業：庁舎機能（BT0方式・サービス購入型）】



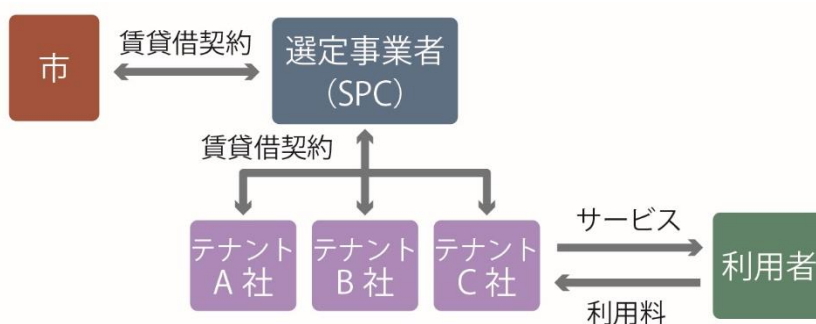
庁舎機能は、市が公用施設として管理します。よって、公用施設である庁舎で提供する行政サービスは安定したサービスの提供が求められ、民間事業者が創意工夫を発揮する範囲は狭いと考えられます。よって、BT0方式・サービス購入型を基本とします。

【本体事業：コンベンション機能（BT0方式・混合型）】



コンベンション機能は公共用施設（公の施設）として管理します。SPCを対象にした指定管理者制度（利用料金制）を導入することによって、運営に民間事業者の創意工夫を活かすことができます。また、公の施設として市が設置することにより、市民の利用を促すことができます。よって、BT0方式・混合型を基本とします。

【付帯事業：商業的機能（独立採算型）】



商業的機能は、民間事業者の創意工夫、アイデア等が十分に発揮されることが求められます。よって、SPCにPFI法に基づく行政財産の貸付を行い、SPCによる商業事業者のマネジメントが見込まれます。よって、付帯事業とした独立採算型が基本と考えられます。

【PFI事業スキーム総括表】

機能	PFI事業	事業方式	事業類型	民間の創意工夫	備考
庁舎機能	本体事業	BT0	サービス購入型	設計から維持管理まで一括で行うため、相互に情報を共有し連携が図れることから、効率的な施設計画ができる	市による直接運営
コンベンション機能			混合型	コンベンション施設の運営に民間の工夫を活かすことができ、利用者のニーズにあわせた、より柔軟な運営が期待できる	民間事業者（SPC）へ指定管理者制度による管理委託
商業的機能	付帯事業	—	独立採算型	市民・社会ニーズに適した民間ならではのマーケット能力で店舗展開ができる	民間事業者（SPC）への貸付

以上のとおり、これまでの検討及び民間事業者の意向をふまえて、PFI手法による事業スキームの基本的な方針は本体事業（庁舎機能：BT0方式・サービス購入型、コンベンション機能：BT0方式・混合型）、付帯事業としての商業的機能が考えられます。

今後他の事業手法を含めて市場調査等を実施し、事業手法の検討を重ねていきます。

8-7. 事業手法の検討課題

新庁舎整備の事業手法の選定にあたっては、以下に留意しながら事業を進めることが求められます。美濃加茂市新庁舎整備基本計画策定後、美濃加茂市新庁舎整備実施計画において最適な事業手法を選択します。

【多様な方法による建設資金の調達】

本事業において市が負担する費用を抑え市民に新庁舎やまちづくりに愛着を持っていただくために、官民連携によるコスト縮減効果に加えて、クラウドファンディングや、ネーミングライツ、ふるさと納税等を活用した資金調達を検討します。

また、本事業において市が支出する予算を計画的に新庁舎建設基金として積み立てることによって、初期の費用負担を軽減します。

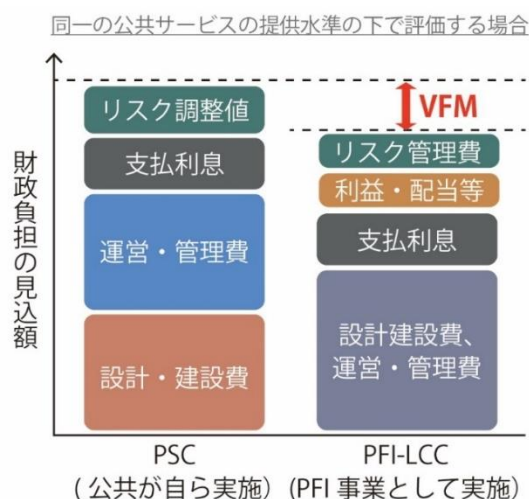
【マーケティングによる市場調査】

事業スキームを検討する際、民間事業者の意見を反映し、参加意欲を高めていかなければなりません。アンケート調査の意見を踏まえ、さらなるヒアリング等を経て、民間事業者の意向を明確にし、反映させることで、市と民間との考えをすり合わせ、より最適な新庁舎整備の事業手法を構築します。また、SPC など事業者がコンベンション機能や商業的機能の運営を通じてまちづくりに参画できるスキームが求められます。

【概算事業費の積算と VFM の比較検討】

公共施設の整備等に PFI 方式を導入する場合には、VFM (Value For Money) の有無が評価の対象となります。VFM とは、「市民等が支払う対価 (Money) に対して、最も価値 (Value) の高いサービスを提供する」という考え方で、VFM が得られる場合には、従来方式より PFI 方式を実施することにより、効果的かつ効率的に事業が実施されると評価されます。

本事業を従来方式のほか官民連携事業によって実施する場合は、事業コストを比較検討し、最適な事業手法の選択に努めます。



【事業期間の短縮】

新庁舎整備の事業手法の検討にあたっては、なるべく早期に開庁できるように工事等の事業期間の短縮も求められます。コストの削減と合わせ、より早く市民にサービスを提

供できるように効率よく事業を進めることも大切です。

【物価変動リスクへの対応】

事業実施期間において、建設需要や建設物価の変動が懸念されるため、PFI方式などにより設計と施工を一括で発注する場合は、従来方式より設計期間の分だけ、工事着手までの期間が長いと、影響を受けやすくなります。事業者と物価変動を加味したサービス対価の見直しについて適切な条件を設定する必要があります。

【周辺環境の整備】

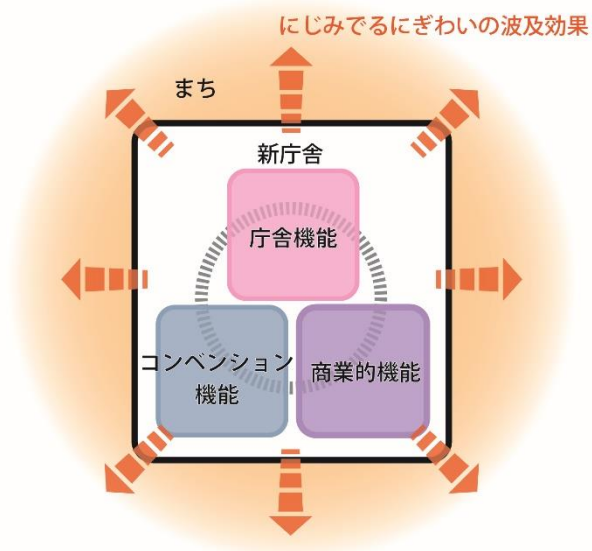
美濃太田駅南に新庁舎を整備するという立地条件や「にぎわい機能」の併設から、多くの人々が地域に集まることが予想されます。その人たちが快適に滞在できる周辺環境として、駐車場や道路の整備を進めることも大切です。

【民間事業者のアイデアをいかしたソフト展開～にじみでる波及効果～】

庁舎機能・コンベンション機能・商業的機能の3つが有機的に結合して、お互いに求めあう存在となることによって、効果的に「にぎわい」が創出されます。ここで生まれる「にぎわい」を「にじみでる波及効果」としてとらえることができます。例えば、庁舎を訪れた人やコンベンションを訪れた人が商業施設のサービスを受けたり、商業施設を訪れた人が庁舎に立ち寄りたりなど、庁舎・コンベンション・商業といった単一の目的で存在するのではなく、互恵関係をもとに効果を共有することができます。こうした「にじみでる波及効果」は、建物としての新庁舎からさらに、まち全体に「にじみでる」ことが期待されます。

そのためには、適切なリスク分担のもとで、民間事業者の創意工夫がソフト面にも活かされるのが大切です。これはVFMなどコストの削減では表すことができない効果ですが、新しい市役所をいかしたまちづくり「現代版 太田宿」の実現のためには大切であると思われます。

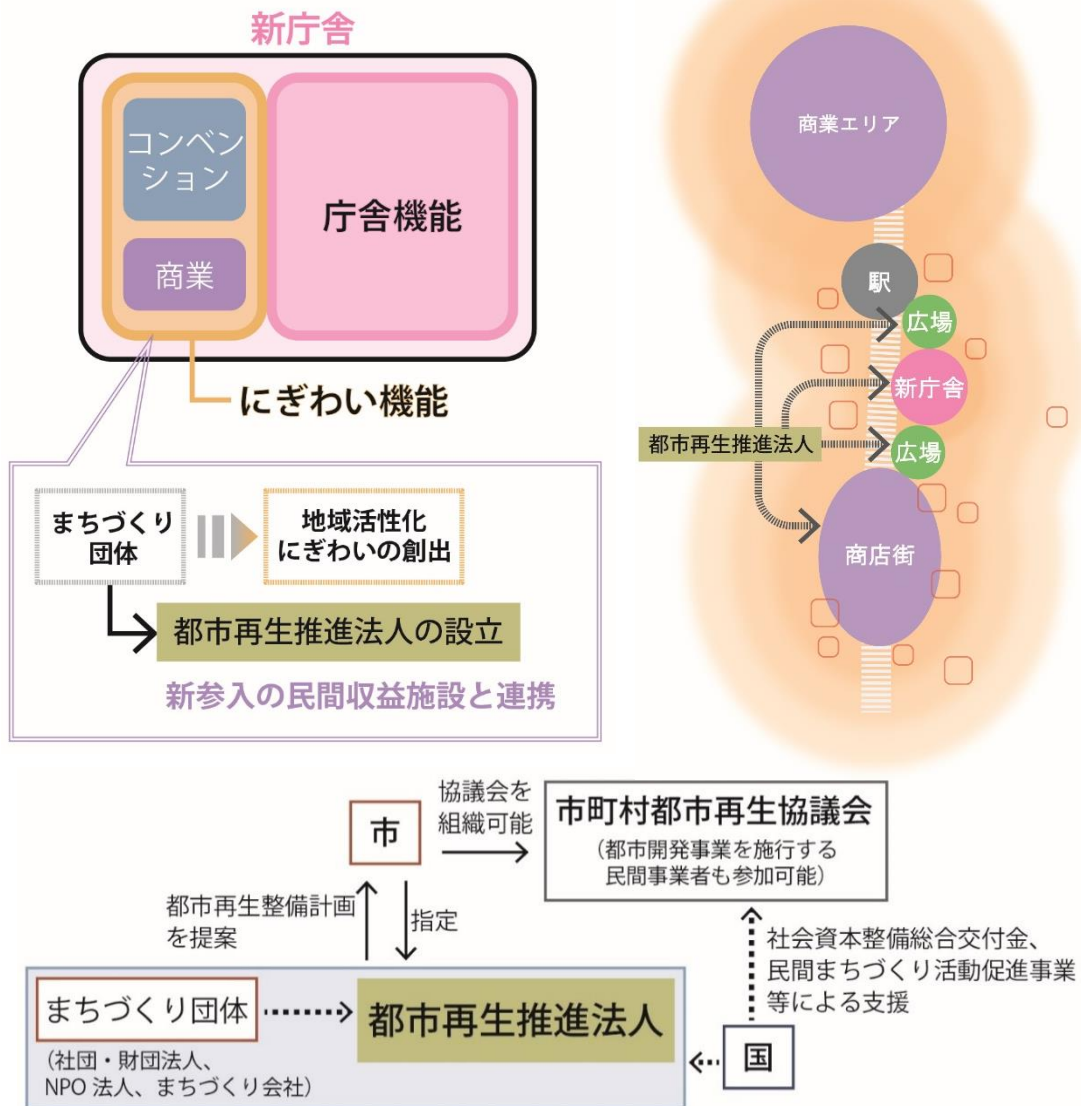
<にじみでる波及効果イメージ>



＜都市再生推進法人をきっかけとしたまちづくり＞（参考）

まちづくりの観点から、庁舎を地域に開かれた施設とするとともに、公共空間も活用しながら、まちぐるみでにぎわいを創出し、市民に愛される施設になるために、「都市再生推進法人」の活躍も期待されます。「都市再生推進法人」とは、都市再生特別措置法に基づき、市町村がまちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体を指定するものです。

地域のまちづくりに関わる団体が「都市再生推進法人」として、新庁舎のにぎわい機能（コンベンション機能・商業的機能）と連携して、エリアの魅力を高めるまちづくりを進めることが期待されます。新庁舎整備をきっかけに、周辺が「現代版 太田宿」として、にぎわいを創出するために、地域が連携し、市民の力や意見が活かされることで、信頼ある協力関係の構築が期待できます。



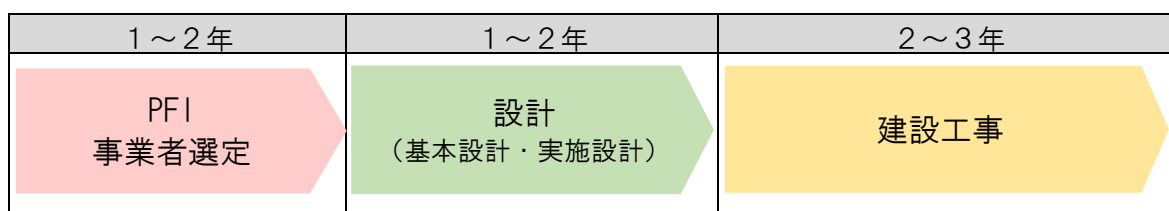
8-8. 事業スケジュール

新庁舎整備事業の基本的なスケジュールは以下のとおりです。事業手法の検討や関係機関との調整、周辺環境整備等、様々な要因による設計期間や開業準備期間を含めたスケジュール調整を継続して実施していきます。

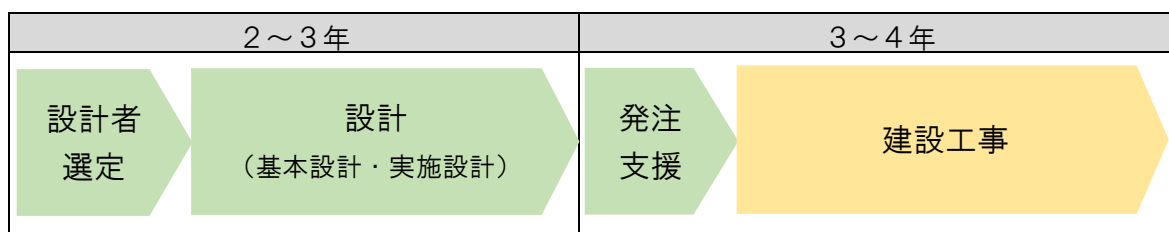


※新庁舎整備整備実施計画において事業手法の選定を行います。

■官民連携方式（PFI 方式）



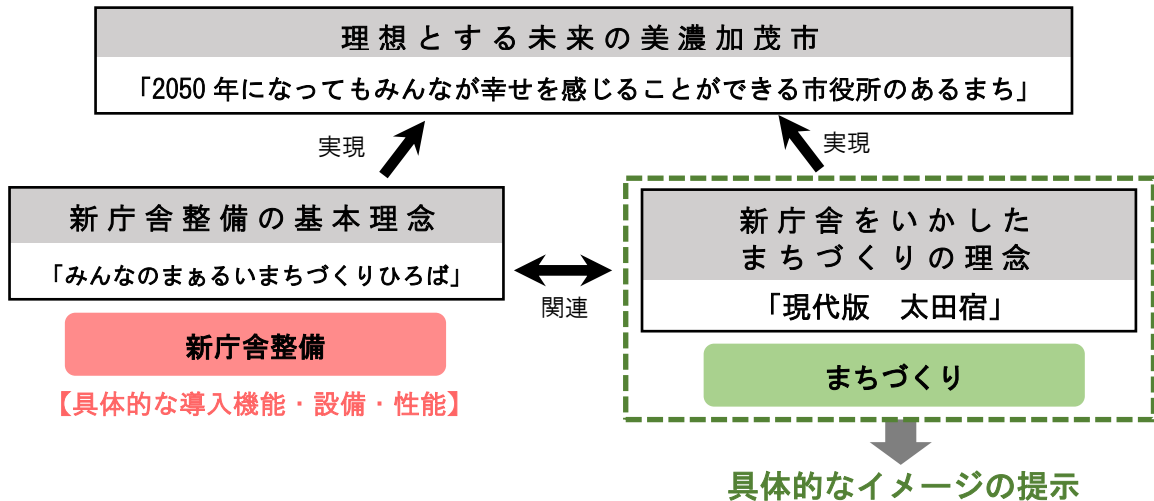
■従来方式



9. 新庁舎からはじまる新しいまちづくり

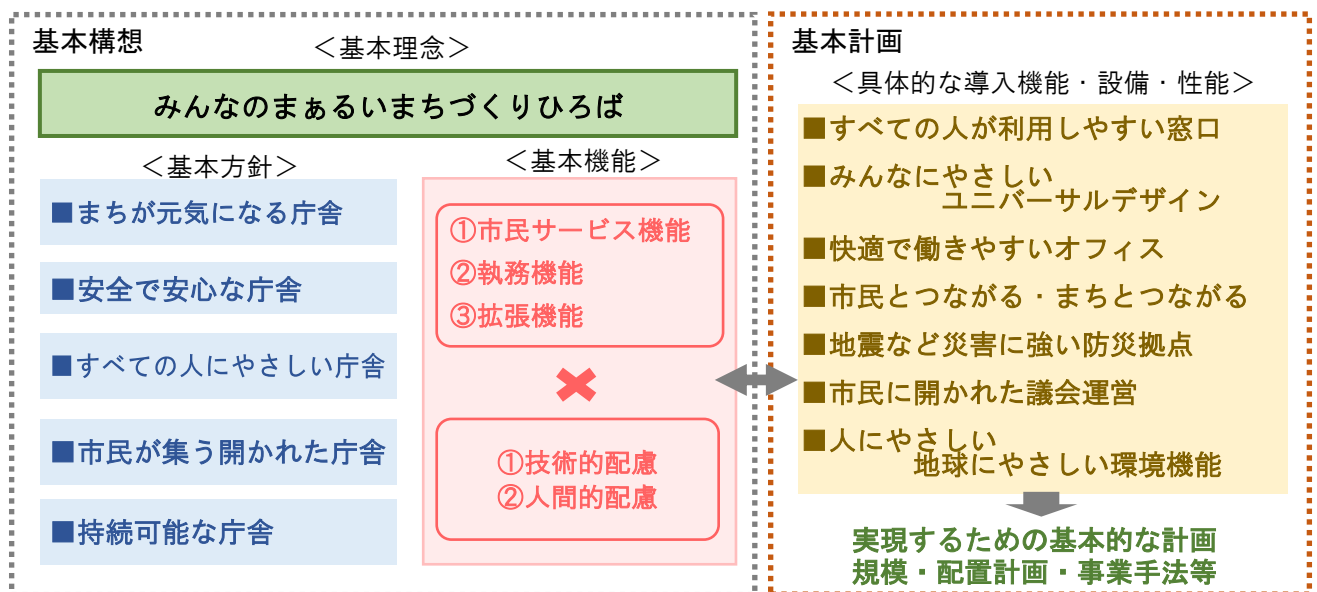
9-1. 新庁舎整備基本構想における位置づけ

基本構想では、「理想とする未来の美濃加茂市」である「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまち」の実現に向けて、以下の基本理念の関係図を示しています。



前章までの新庁舎の具体的な導入すべき「機能・設備・性能」の検討及び配置計画を経て、基本構想の「市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことのできるまちづくり」や「美濃加茂市を訪れる人々が魅力を感じるまちづくり」を行う拠点として

新庁舎の基本理念「みんなのまあるいまちづくりひろば」の実現へ
近づくことができると考えます。



9-2. 「現代版 太田宿」の実現に向けて

新庁舎を活かしたまちづくりの理念を「現代版 太田宿」としており、具体的なイメージの検討を行う必要があります。

今後のまちづくりに対して、国土交通省では「コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取り組みをさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら『居心地が良く歩きたくなるまちなか』を形成する必要」があるとしています。

また、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を以下の要素で構成されるものと定義しており、本市が第6次総合計画において掲げている、歩きつづけることによって「健康」の実現を目指した Walkable City Minokamo[すべての健康のために、歩き続けるまち]と紐づけることができます。

本市の「みんなのまあるいまちづくりひろば」と「現代版 太田宿」を実現し、「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまち」の創造にも繋がるものと考えられます。

居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable	歩きたくなる	居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。
Eye level	まちに開かれた1階	歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。
Diversity	多様な人の多様な用途・使い方	多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
Open	開かれた空間が心地よい	歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

出典：国土交通省

「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」中間とりまとめ（令和元年6月）
（国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生を目指し、都市経済・社会の「多様性」の促進や、これら多様性の集積・交流を通じた「イノベーション」の創出など、付加価値を創出する都市のあり方について検討を行うために懇談会を開催しています）

市役所とその周辺が、「歩きたくなるまちなか」になるということは、市役所への用事の有無にかかわらず、グランドレベルでの人々の交流機会が増加し、日常の暮らしと都市が強い関係性を築くことでもあると考えられます。

また、庁舎が「まちに開かれること」によって「多様な人の多様な使い方」が建物のナカに留まらず、1階からまちににじみ出るように、ソトへ広がります。

新庁舎をきっかけにまちににぎわいが生まれ、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現のために、新庁舎整備事業では以下のような工夫を検討しています。

● Walkable / Open / Eye level

庁舎建物のソトとナカが分断されることがないように、1階のカフェなど商業施設と歩道が一体的に利用できるような平面計画及び歩道空間の整備

● Walkable

駅や周辺の商店街から入りやすい動線計画

安心・安全な歩行空間の整備

● Eye level / Open

道路に面した1階はガラス等を多用し、建物のナカを見せる工夫

ふらっと気軽に立ち寄りやすい景観・建物デザイン

● Diversity

だれもが自由に利用し、長い時間滞在できる広場空間、休憩スペースの確保

<新庁舎からはじまる新しいまちづくりのイメージイラスト>

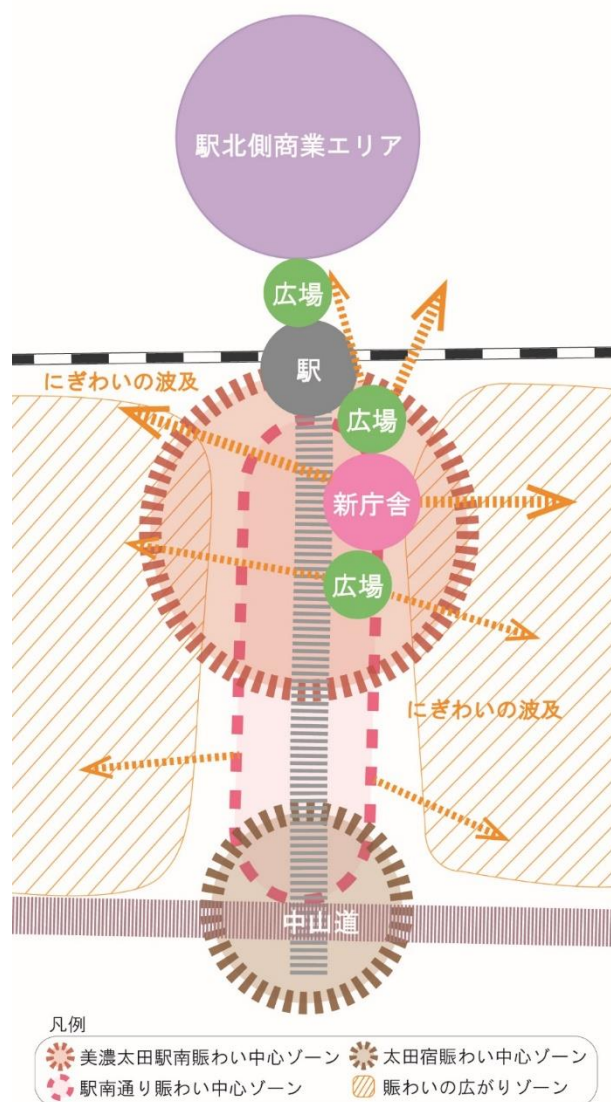


新庁舎が「みんなのまあるいまちづくりひろば」として位置づけられ、新庁舎をきっかけに、にぎわいが周辺に波及し、エリア全体が「現代版 太田宿」として機能することが大切です。人々がまちを歩き、様々な新しいにぎわいの機能が周辺に生まれることで、みんなが幸せを感じることを目指します。

<現代版 太田宿におけるにぎわいの波及イメージ>

新庁舎を中心とした「現代版 太田宿」の実現に向けた美濃加茂のまちづくりと、美濃太田駅周辺整備将来基本構想における「賑わい再生の進め方」の考え方を組み合わせた「にぎわいの波及イメージ」は以下のとおりです。

駅南通りのにぎわいだけでなく、その奥にも新庁舎や駅南通りからにぎわいが波及することで、居心地よく開かれたまちなみを形成します。



＜参考事例：市民とつながる・まちとつながる～新庁舎のソトへにぎわいが伝わる～＞

にぎわいが生まれるポイントは人が集まることと言えます。そのためには、だれにとっても快適で心地よいトコロであること、みんなが集まり、おしゃべりを楽しんだり、本を読んだり、コーヒーを味わったり、まちに暮らす人々が「心のよりどころとして集う場所」になることが大切です。みんなが集う場所であるためのまちづくりの仕組みを紹介します。

□建物と道がカフェやテラスなどでつながり、人が集い、まちににぎわいが生まれます



□都市空間の芝生広場は、みんなが思い思いに自分の時間を楽しむことができる憩いの空間になり、まちににぎわいと潤いを与えます



出典：国土交通省 都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会中間とりまとめ

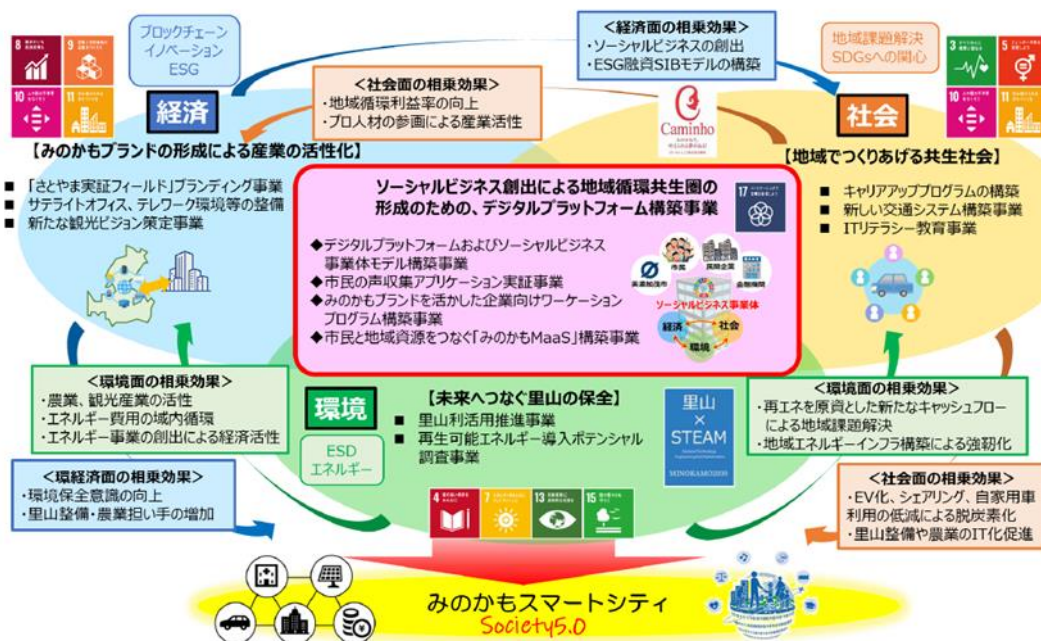
<新庁舎の整備が貢献する SDGs>

本市は、2021年度に内閣府からSDGs未来都市に選定されました。SDGsとは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す世界共通の目標であり、SDGs未来都市は、地方創生を一層促進することを目的として、SDGs達成に向けた取り組みを提案する都市をいいます。

本市では、環境・社会・経済が持続可能な形で充足した自律的好循環社会を目指す「ローカルSDGs みのかも」の達成に向け、地域課題解決型ビジネスであるソーシャルビジネス創出モデル事業に取り組んでいます。この事業は、経済・社会・環境の三側面がつなぎあわさり相乗的に推進していくことが重要であり、そのためにはNPO団体、民間企業、市民など各関係者が連携することが大切です。

これから整備される新庁舎は、多種多様な人々が集い、交わることができるまちに開かれた場、美濃加茂のまちづくりを行う拠点となります。多様な人々が新庁舎を多様な使い方をしていく中で、各関係者は一層つながることができ、ひいては新たな事業を創出するきっかけづくりができることが期待されます。新庁舎は、ソーシャルビジネス創出モデル事業を推進するプラットフォームの1つとして「ローカルSDGs みのかも」の達成に貢献していきます。あわせて脱炭素化、省エネ、省CO2の取組を進め、サステナブルな建築物としての庁舎を目指します。

SDGsモデル事業概要図



＜新庁舎イメージパース＞

ペデストリアンデッキによって新庁舎は美濃太田駅とつながります。1階や2階はガラスをいかした開放的な明るい空間となり、街と一体となった雰囲気の中に庁舎機能としての市民窓口や商業的機能のカフェや観光情報の発信拠点、ブックスタンドなどがあります。市民が読書を楽しんだり、まちづくりの活動を行ったり、学生の自習や迎への待ち合いの場としても気軽に利用できます。最上階にはコンベンション機能としてのホールがあり、市民交流の拠点として活用されています。

庁舎が閉庁する休日や夜間でも、商業的機能・コンベンション機能によって、多くの人に利用されることによって、周りの街とつながり、にぎわいを創出していきます。

新庁舎整備基本計画の時点におけるイメージパースです。今後の設計において、市民の皆さんとのワークショップなどを通じて詳細の検討を続けていきます。



美濃太田駅側からみた
昼間のイメージ



南側からみた
夜間のイメージ